

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
1	本文五号又(iv) 添付八	補正書:263 8-10-43	・・・, 常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで, 冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	・・・, 常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで, 冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</b> を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
2	本文五号又(iv) 添付八	補正書:263 8-10-43	・・・, 原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。	・・・, 原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</b> と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。
3	本文五号又(iv) 添付八	補正書:264 8-10-43	・・・, 冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	・・・, 冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</b> を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
4	本文五号又(iv) 添付八	補正書:264 8-10-43	・・・, 原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。	・・・, 原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</b> と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。
5	本文五号又(iv) 添付八	補正書:264 8-10-44	・・・, 可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	・・・, 可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</b> に対して独立性を有する設計とする。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
6	本文五号又(iv) 添付八	補正書:265 8-10-44	・・・2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	・・・2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b> と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
7	本文五号又(iv) 添付八	補正書:265 8-10-45	・・・非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。	・・・非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系 <b>及びHPCS系</b> から直流125V主母線盤2A・2B <b>及びHPCSまでの系統</b> に対して、独立性を有する設計とする。
8	本文五号又(iv) 添付八	補正書:266 8-10-45	・・・、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	・・・、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b> から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系 <b>及びHPCS系</b> を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
9	本文五号又(iv) 添付八	補正書:266 8-10-45	・・・、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	・・・、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに</b> 125V系蓄電池A系・B系 <b>及びHPCS系</b> と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
10	本文五号又(iv) 添付八	補正書:267 8-10-46, 8-10-47	屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</b> から離れた屋外に <b>分散して</b> 保管することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ <b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</b> と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
11	本文五号又(iv) 添付八	補正書:268 8-10-47	燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。
12	添付八10章 10.2 (3)	8-10-39	・・・非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。 また、代替所内電気設備及び・・・	・・・非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び・・・
13	添付八10章 10.2 第10.2-1表	8-10-58	(4)常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池 組数 1 電圧 125V 容量 約6,000Ah/台	(4)常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池 組数 1 電圧 125V 容量 約6,000Ah
14	添付八	8-10-60	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 型式 スクリュー型 台数 1(予備1) 容量 約3.0m <sup>3</sup> /h(1台当たり) 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage] 最高使用温度 66℃	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 型式 スクリュー型 台数 1(予備1) 容量 約3.0m <sup>3</sup> /h 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage] 最高使用温度 66℃
15	追補 目次	1.14 目—2	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電 b. 可搬型代替直流電源設備による給電	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電
16	追補 目次	1.14 目—3	1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電 (2) 非常用直流電源設備による給電	1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 (2) 非常用直流電源設備による給電

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
17	追補	1.14-6	<p>i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ(以下「MCC」という。)電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul>	<p>i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・<b>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</b></li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ(以下「MCC」という。)電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul>
18	追補	1.14-9	<p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p>	<p>所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p>
19	追補	1.14-9	<p>ii) 可搬型代替直流電源設備による給電 ・・・。 可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p>	<p>ii) 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電 ・・・。 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
20	追補	1.14-10, 11	<p>・・・段がある。            また、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。  <b>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間以上にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</b>            代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。            代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用M/C</li> <li>・緊急用P/C</li> <li>・緊急用MCC</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> <li>・緊急用125V系蓄電池</li> <li>・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路</li> </ul>	<p>・・・段がある。  <b>なお、</b>非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。            代替所内電気設備による<b>代替所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用M/C</li> <li>・緊急用P/C</li> <li>・緊急用MCC</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・<b>緊急用125V系蓄電池</b></li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> <li>・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路</li> </ul>
21	追補	1.14-11	<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備            代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用直流125V主母線盤、緊急用125V系蓄電池及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備            代替所内電気設備による<b>代替所内電気設備への</b>給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、<b>緊急用125V系蓄電池、緊急用直流125V主母線盤</b>及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。</p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
22	追補	1.14-12	<p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備                      (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。                      i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電                      常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。                      ・常設代替高圧電源装置                      ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路                      ・緊急用M/C～緊急用MCC電路                      ・燃料給油設備</p>	<p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備                      (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      設計基準事故対処設備である<b>非常用ディーゼル発電機</b>の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。                      i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電                      常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。                      ・常設代替高圧電源装置                      ・<b>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</b>                      ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路                      ・緊急用M/C～緊急用MCC電路                      ・燃料給油設備</p>
23	追補	1.14-12	<p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電                      HPCS D/GからM/C 2C(又は2D)へ給電する手段がある。                      高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>	<p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電                      HPCS D/GからM/C 2C(又は2D)へ給電する手段がある。  <b>HPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)</b>への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>
24	追補	1.14-13, 14	<p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電                      可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。                      可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>	<p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電                      可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、<b>P/C 2C・2D</b>へ給電する手段がある。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
25	追補	1.14-14	(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。	(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電設計基準事故対処設備である <b>非常用ディーゼル発電機</b> の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。
26	追補	1.14-14	i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。	i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。
27	追補	1.14-15	ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。	ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 <b>非常用ディーゼル発電機</b> の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。 <b>HPCS D/G</b> による <b>直流125V主母線盤2A(又は2B)</b> への給電で使用する設備は以下のとおり。
28	追補	1.14-16	iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。	iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 <b>非常用ディーゼル発電機</b> の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流 <b>125V主母線盤2A(又は2B)</b> へ給電する手段がある。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
29	追補	1.14-16	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、 <b>常設</b> 代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。
30	追補	1.14-16	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、 <b>HPCS D/G～M/C HPCS電路</b> 、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。
31	追補	1.14-17	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、 <b>HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS電路</b> 、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。
32	追補	1.14-19	・直流125V予備充電器、HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤2A及び2B電路	・ <b>直流125V予備充電器</b> 、MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤2A又は2B電路



審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
33	追補	1.14-20	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ、 <b>可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</b>	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ
34	追補	1.14-21	また、耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。	<b>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</b> 耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。
35	追補	1.14-21	重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。	重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及び <b>可搬型代替注水大型ポンプ等</b> を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。
36	追補	1.14-21	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ <b>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</b> (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ  (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
37	追補	1.14-22	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及び常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク <b>及び</b> 常設代替高圧電源装置燃料移送 <b>ポンプ</b> は重大事故等対処設備として位置付ける。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
38	追補	1.14-24	[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。	[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部電源 <b>喪失</b> 、2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。
39	追補	1.14-25	[可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 <b>電源喪失</b> 、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。	[可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 <b>電源</b> 、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。
40	追補	1.14-25	・・・建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 <b>電源喪失</b> 、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電ができない場合。	・・・建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 <b>電源</b> 、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電ができない場合。
41	追補	1.14-25	外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電ができない場合。 (b) 操作手順 [優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]	外部 <b>電源</b> 、2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電ができない場合。 (b) 操作手順 [優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
42	追補	1.14-29	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。
43	追補	1.14-31	⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。	⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 <b>なお</b> 、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室 <b>から</b> P/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。
44	追補	1.14-34	[優先4.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。	[優先4.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。 <b>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に</b> 、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。
45	追補	1.14-36	⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。	⑭発電長は、 <b>手順着手の判断基準に基づき</b> 、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。
46	追補	1.14-37	[優先5.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。	[優先5.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。 <b>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に</b> 、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
47	追補	1.14-41	<p>[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p>	<p>[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 上記の操作は,中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p>
48	追補	1.14-43	<p>1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合,所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から,24時間にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>	<p>1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合,所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から,24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>
49	追補	1.14-43	<p>その後,全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに,中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで,24時間にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に,常設代替交流電源設備又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し,その後,直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。又は,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によりP/C 2Dを受電し,その後,直流125V主母線盤2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準] 全交流動力電源喪失により,直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>	<p>その後,全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに,中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで,24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し,その後,直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。<b>なお,蓄電池を充電する際は水素が発生するため,バッテリー室の換気を確保した上で,蓄電池の回復充電を実施する。</b></p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】 全交流動力電源喪失により,直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
50	追補	1.14-44	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。
51	追補	1.14-45	[必要な負荷以外の切離し] ④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、自動給電開始から1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない負荷を切り離し、自動給電開始から8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。	【必要な負荷以外の切離し】 ④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない負荷を切り離し、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。
52	追補	1.14-46	b. 可搬型代替直流電源設備による給電 外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流・・・	b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流・・・
53	追補	1.14-47	②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。	②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。
54	追補	1.14-49	・・・常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合、P/C 2C又は2Dを受電後、直流125V充電器A(又はB)から直流125V主母線盤2A(又は2B)へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。	・・・常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合、P/C 2C又は2Dを受電後、直流125V充電器A又はBから直流125V主母線盤2A又は2Bへ給電し、遮断器の制御電源を確保する。

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
55	追補	1.14-50	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。 <b>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に</b> 、概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。
56	追補	1.14-55	[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動] 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作手順①～②と同様である。 [常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動の場合]	【常設代替高圧電源 <b>装置</b> の中央制御室からの起動】 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置 <b>による</b> M/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作手順①～②と同様である。 【常設代替高圧電源 <b>装置</b> の現場からの起動の場合】
57	追補	1.14-57	⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。 <b>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用M/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。</b> [優先2.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]	⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。  [優先2.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
58	追補	1.14-58	<p>[代替所内電気設備受電]</p> <p>⑫発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用P/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。</p>	<p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑫発電長は、<b>手順着手の判断基準に基づき</b>、運転員等に<b>可搬型代替低圧電源車による</b>代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑮<b>運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</b></p>
59	追補	1.14-58	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p><b>上記の操作は、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。</b></p>
60	追補	1.14-62	<p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p>	<p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に<b>可搬型代替直流電源設備</b>による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p>
61	追補	1.14-63	<p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤にて<b>遮断器用制御電源等の</b>必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)とする。</p>	<p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)とする。</p>
62	追補	1.14-63	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤の受電完了まで250分以内で可能である。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p><b>上記の操作は、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電完了まで250分以内で可能である。</b></p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
63	追補	1.14-64	<p>・・・を復旧する。  <u>上記給電を継続するために燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</u></p>	<p>・・・を復旧する。  <u>また、上記給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</u></p>
64	追補	1.14-64	<p>(a) 手順着手の判断基準            外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへ給電できない場合。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準            外部電源喪失、2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの電圧が喪失した場合。</p>
65	追補	1.14-64	<p>(b) 操作手順            HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p>	<p>(b) 操作手順            HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p>
66	追補	1.14-68	<p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電が完了したことを報告する。  <u>遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</u></p>	<p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電が完了したことを報告する。  <u>また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</u></p>
67	追補	1.14-68	<p>(b) 操作手順            概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。</p>	<p>(b) 操作手順  <u>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。</u></p>



審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
68	追補	1.14-71	<p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>	<p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、<b>全交流動力電源喪失</b>から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、<b>全交流動力電源喪失</b>から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>
69	追補	1.14-72	<p>(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による給電」の操作の成立性と同様である。</p>	<p>(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。<b>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に</b>。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>」の操作の成立性と同様である。</p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
70	追補	1.14-72	<p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、<b>MCC HPCS</b>及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 <b>HPCS D/G</b>による<b>M/C 2C・2D</b>への給電手順の概要は以下のとおり。<b>手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</b></p>
71	追補	1.14-86	<p>(b) 操作手順 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p>	<p>(b) 操作手順 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p>
72	追補	1.14-100	<p>「第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(8/8)」中の「常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁」の記載</p>	<p>左記記載を削除</p>
73	追補	1.14-117	<p>第1.14.2.1-3図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	<p>第1.14.2.1-3図 常設代替高圧電源装置<b>による</b>M/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>
74	追補	1.14-118	<p>第1.14.2.1-4図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(1/2)</p>	<p>第1.14.2.1-4図 常設代替電源装置<b>による</b>M/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(1/2)</p>
75	追補	1.14-119	<p>第1.14.2.1-4図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(2/2)</p>	<p>第1.14.2.1-4図 常設代替電源装置<b>による</b>M/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(2/2)</p>
76	追補	1.14-123	<p>第1.14.2.1-8図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>第1.14.2.1-8図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート <b>(図の変更…前の図に戻す)</b></p>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
77	追補	1.14-128	第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による給電手順の概要図	第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順の概要図
78	追補	1.14-129	第1.14.2.2-2図 所内常設直流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.2-2図 所内常設直流電源設備による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順のタイムチャート
79	追補	1.14-130	第1.14.2.2-3図 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要図	第1.14.2.2-3図 可搬型代替直流電源設備( <b>可搬型代替交流電源車接続盤(西側)又は(東側)接続</b> )による給電手順の概要図
80	追補	1.14-131	第1.14.2.2-4図 可搬型代替直流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.2-4図 可搬型代替直流電源設備( <b>可搬型代替交流電源車接続盤(西側)又は(東側)接続</b> )による給電手順のタイムチャート
81	追補	1.14-132	第1.14.2.3-1図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順の概要図	第1.14.2.3-1図 常設代替交流電源設備による <b>代替所内電気設備(緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合)への</b> 給電手順の概要図
82	追補	1.14-133	第1.14.2.3-2図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順タイムチャート	第1.14.2.3-2図 常設代替交流電源設備による <b>代替所内電気設備への</b> 給電手順タイムチャート
83	追補	1.14-140	第1.14.2.4-1図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順の概要図	第1.14.2.4-1図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順の概要図
84	追補	1.14-141	第1.14.2.4-2図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順のタイムチャート	第1.14.2.4-2図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順のタイムチャート
85	追補	1.14-151	第1.14.2.6-5図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリから各機器への給油7日間サイクルタイムチャート	第1.14.2.6-5図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリから各機器への給油7日間サイクルタイムチャート <b>(図を変更する…前の図に戻す)</b>

審査資料に係る記載について

No.	資料名称	ページ	資料記載(変更前)	変更後
86	追補	1.14-154	第1.14.2.7-1図 非常用交流電源設備による給電手順の概要	第1.14.2.7-1図 非常用交流電源設備による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順の概要
87	追補	1.14-155	第1.14.2.7-2図 非常用交流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.7-2図 非常用交流電源設備による <b>非常用所内電気設備への</b> 給電手順のタイムチャート
88	添八1章	8-1-65,66,69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機</li> <li>・可搬型代替交流電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機</li> <li>・所内常設直流電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機</li> <li>・可搬型代替直流電源設備による給電 ＜設備＞…125V系蓄電池A系・B系</li> <li>・代替所内電気設備による給電 ＜設備＞…非常用所内電気設備</li> <li>・燃料給油設備による給油 ＜設備＞…(軽油貯蔵タンク),2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></li> <li>・可搬型代替交流電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></li> <li>・所内常設直流電源設備による給電 ＜設備＞…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></li> <li>・可搬型代替直流電源設備による給電 ＜設備＞…125V系蓄電池A系・B系、<u>HPCS系</u></li> <li>・代替所内電気設備による給電 [緊急用125V系蓄電池] ＜設備＞…<u>125V系蓄電池A系・B系・HPCS系</u></li> <li>・燃料給油設備による給油 ＜設備＞…(軽油貯蔵タンク),2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</u></li> </ul>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備                      設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電                      (a) 常設代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設</p>	<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備                      設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電                      (a) 常設代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設</p>	<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備                      設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電                      (a) 常設代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設</p>	

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電</p> <p>(a) 所内常設直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電</p> <p>(a) 所内常設直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電</p> <p>(a) 所内常設直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>・①変更なし：段落の適正化</p> <p>・①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                      重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。                      可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。                      常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。                      常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                      重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。                      可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。                      常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。                      常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                      重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。                      可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。                      常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。                      常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>



東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に<b>分散して</b>保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に<b>分散して</b>設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、<b>軽油貯蔵タンクと離れた</b>屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ<b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</b>から離れた屋外に<b>分散して</b>保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ<b>及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</b>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（「分散して」の追記）</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：位置的分散を図る対象設備の明確化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]                      常設代替高圧電源装置                      台 数 5（予備1）                      容 量 約1,725kVA（1台当たり）                      軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用)                      常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ                      台 数 1（予備1）                      容 量 約3.0m<sup>3</sup>/h（1台当たり）                      可搬型設備用軽油タンク                      基 数 7（予備1）                      容 量 約30kL（1基当たり）                      125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用)                      緊急用125V系蓄電池                      組 数 1                      容 量 約6,000Ah                      緊急用メタルクラッド開閉装置                      個 数 1                      緊急用パワーセンタ                      個 数 1                      緊急用モータコントロールセンタ                      個 数 3                      緊急用電源切替盤                      個 数 6                      緊急用直流125V主母線盤                      個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型代替低圧電源車</p>	<p>常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]                      常設代替高圧電源装置                      台 数 5（予備1）                      容 量 約1,725kVA/台                      軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用)                      常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ                      台 数 1（予備1）                      容 量 約3.0m<sup>3</sup>/h                      可搬型設備用軽油タンク                      基 数 7（予備1）                      容 量 約30kL/基                      125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用)                      緊急用125V系蓄電池                      組 数 1                      容 量 約6,000Ah                      緊急用メタルクラッド開閉装置                      個 数 1                      緊急用パワーセンタ                      個 数 1                      緊急用モータコントロールセンタ                      個 数 3                      緊急用電源切替盤                      個 数 6                      緊急用直流125V主母線盤                      個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型代替低圧電源車</p>	<p>常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]                      常設代替高圧電源装置                      台 数 5（予備1）                      容 量 約1,725kVA/台                      軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用)                      常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ                      台 数 1（予備1）                      容 量 約3.0m<sup>3</sup>/h                      可搬型設備用軽油タンク                      基 数 7（予備1）                      容 量 約30kL/基                      125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用)                      緊急用125V系蓄電池                      組 数 1                      容 量 約6,000Ah                      緊急用メタルクラッド開閉装置                      個 数 1                      緊急用パワーセンタ                      個 数 1                      緊急用モータコントロールセンタ                      個 数 3                      緊急用電源切替盤                      個 数 6                      緊急用直流125V主母線盤                      個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型代替低圧電源車</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化                      ・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>台数 4（予備1）                      容量 約500kVA（1台当たり）                      可搬型整流器                      台数 8（予備1）                      容量 100A（1台当たり）                      タンクローリ                      台数 2（予備3）                      容量 約4kL（1台当たり）</p>	<p>台数 4（予備1）                      容量 約500kVA/台                      可搬型整流器                      台数 8（予備1）                      容量 約100A/台                      タンクローリ                      台数 2（予備3）                      容量 約4kL/台</p>	<p>台数 4（予備1）                      容量 約500kVA/台                      可搬型整流器                      台数 8（予備1）                      容量 約100A/台                      タンクローリ                      台数 2（予備3）                      容量 約4kL/台</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化                       ・①変更なし：記載の適正化                       ・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料</p>	<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル</p>	<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル</p>	<p>①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等                      基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>発電機燃料油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等                      基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>発電機燃料油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等                      基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①変更なし：脱字修正</li> <li>・①変更なし：脱字修正</li> <li>・①変更なし：脱字修正</li> </ul>



東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様                      非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査                      基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様                      非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査                      基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様                      非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査                      基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。                      軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。                      2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>① 変更なし：                      「10.2.4 試験検査」の記載反映</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池HPC S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置HPC Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置HPC Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニ</p>	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池HPC S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置HPC Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置HPC Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニ</p>	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池HPC S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置HPC Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置HPC Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニ</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>夕用蓄電池A系・B系は，設計基準事故時に使用する場合の容量が，重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから，設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等                      基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系，中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは，原子炉建屋付属棟内に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      非常用直流電源設備は，設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様                      非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また，発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>夕用蓄電池A系・B系は，設計基準事故時に使用する場合の容量が，重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから，設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等                      基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系，中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは，原子炉建屋付属棟内に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      非常用直流電源設備は，設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様                      非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また，発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>夕用蓄電池A系・B系は，設計基準事故時に使用する場合の容量が，重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから，設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等                      基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系，中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは，原子炉建屋付属棟内に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      非常用直流電源設備は，設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様                      非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査                      基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。                      125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は，発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また，発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人</p>	<p>・②変更あり：段落の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用メタルクラッド開閉装置</li> <li>・緊急用パワーセンタ</li> <li>・緊急用モータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用125V系蓄電池</li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> </ul> <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	<p>少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用メタルクラッド開閉装置</li> <li>・緊急用パワーセンタ</li> <li>・緊急用モータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用125V系蓄電池</li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> </ul> <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	<p>の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用メタルクラッド開閉装置</li> <li>・緊急用パワーセンタ</li> <li>・緊急用モータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用125V系蓄電池</li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> </ul> <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> </ul> <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> </ul> <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	



東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> </ul> <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul> <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とす</p>	<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul> <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とす</p>	<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul> <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>る。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独</p>	<p>象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管すること</p>	<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管すること</p>	<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p>	<p>・③変更あり：多様性、</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>で、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>で、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</li> </ul> <p>①変更なし：位置的分散を図る対象設備の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</li> <li>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</li> </ul>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>・①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷の切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	



東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様                      代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様                      代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様                      代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備                      a. 常設代替高圧電源装置                          ディーゼル機関                              台数          5（予備1）                              使用燃料      軽油                              出力          約1,540kW（1台当たり）                      発電機                              台数          5（予備1）                              種類          三相同期発電機                              容量          約1,725kVA（1台当たり）                              力率          0.8                              電圧          6,600V                              周波数        50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                          ディーゼル機関</p>	<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備                      a. 常設代替高圧電源装置                          ディーゼル機関                              台数          5（予備1）                              使用燃料      軽油                              出力          約1,540kW/台                      発電機                              台数          5（予備1）                              種類          三相同期発電機                              容量          約1,725kVA/台                              力率          0.8                              電圧          6,600V                              周波数        50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                          ディーゼル機関</p>	<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備                      a. 常設代替高圧電源装置                          ディーゼル機関                              台数          5（予備1）                              使用燃料      軽油                              出力          約1,540kW/台                      発電機                              台数          5（予備1）                              種類          三相同期発電機                              容量          約1,725kVA/台                              力率          0.8                              電圧          6,600V                              周波数        50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                          ディーゼル機関</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																												
<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備                      a. 125V系蓄電池A系・B系                      第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah（1組当たり）</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備                      a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                      第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2)                      a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA（1台当たり）	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah（1組当たり）	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A（1台当たり）	<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA/台</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備                      a. 125V系蓄電池A系・B系                      第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/組</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備                      a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/台</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                      第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2)                      a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A/台</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA/台	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah/組	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah/台	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A/台	<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA/台</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備                      a. 125V系蓄電池A系・B系                      第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/組</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備                      a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備                      a. 可搬型代替低圧電源車                      第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2)                      a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A/台</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA/台	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah/組	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A/台	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA（1台当たり）																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah（1組当たり）																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A（1台当たり）																																																																																																														
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA/台																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/組																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/台																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A/台																																																																																																														
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA/台																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/組																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A/台																																																																																																														

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>    個数          3</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>    個数          6</p> <p>    定格電圧     交流 600V</p> <p>                  直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>    基数          2</p> <p>    容量          約 400kL (1基当たり)</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>    型式          スクリュウ型</p> <p>    台数          1 (予備1)</p> <p>    容量          約 3.0m<sup>3</sup>/h(1台当たり)</p> <p>    吐出圧力     約 0.3MPa [gage]</p> <p>    最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>    個数          3</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>    個数          6</p> <p>    定格電圧     交流 600V</p> <p>                  直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>    基数          2</p> <p>    容量          約 400kL/基</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>    型式          スクリュウ型</p> <p>    台数          1 (予備1)</p> <p>    容量          約 3.0m<sup>3</sup>/h(1台当たり)</p> <p>    吐出圧力     約 0.3MPa [gage]</p> <p>    最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>    個数          3</p> <p>    定格電圧     600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>    個数          6</p> <p>    定格電圧     交流 600V</p> <p>                  直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>    個数          1</p> <p>    定格電圧     125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>    基数          2</p> <p>    容量          約 400kL/基</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>    型式          スクリュウ型</p> <p>    台数          1 (予備1)</p> <p>    容量          約 3.0m<sup>3</sup>/h</p> <p>    吐出圧力     約 0.3MPa [gage]</p> <p>    最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・③変更あり：記載の適正化</p>



東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL（1基当たり）</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>容量 約4kL（1台当たり）</p> <p>※3 必要台数は、2台1セット（予備3台）</p>	<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL/基</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>容量 約4kL/台</p> <p>※3 必要台数は、2台1セット（予備3台）</p>	<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL/基</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>量 約4kL/台</p> <p>※3 必要台数は、2台1セット（予備3台）</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

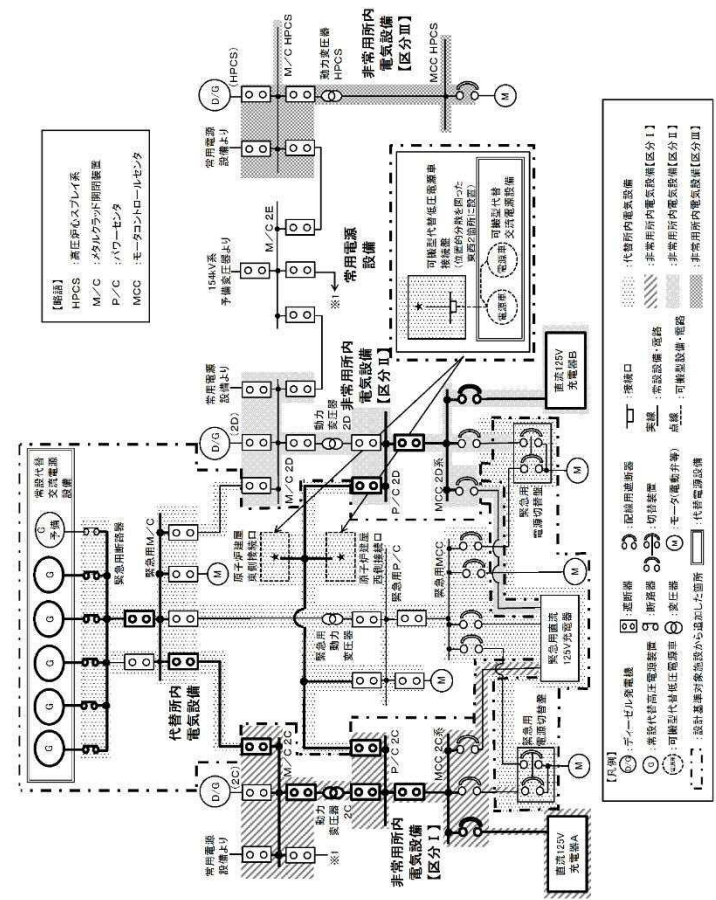
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）

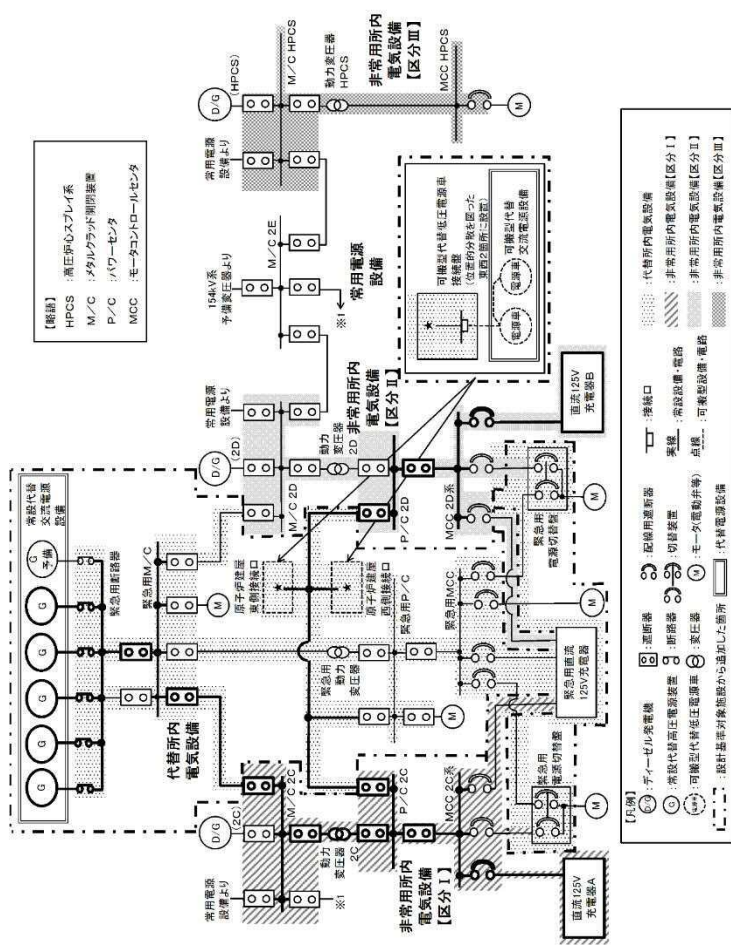
東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）

東海第二発電所 修正案

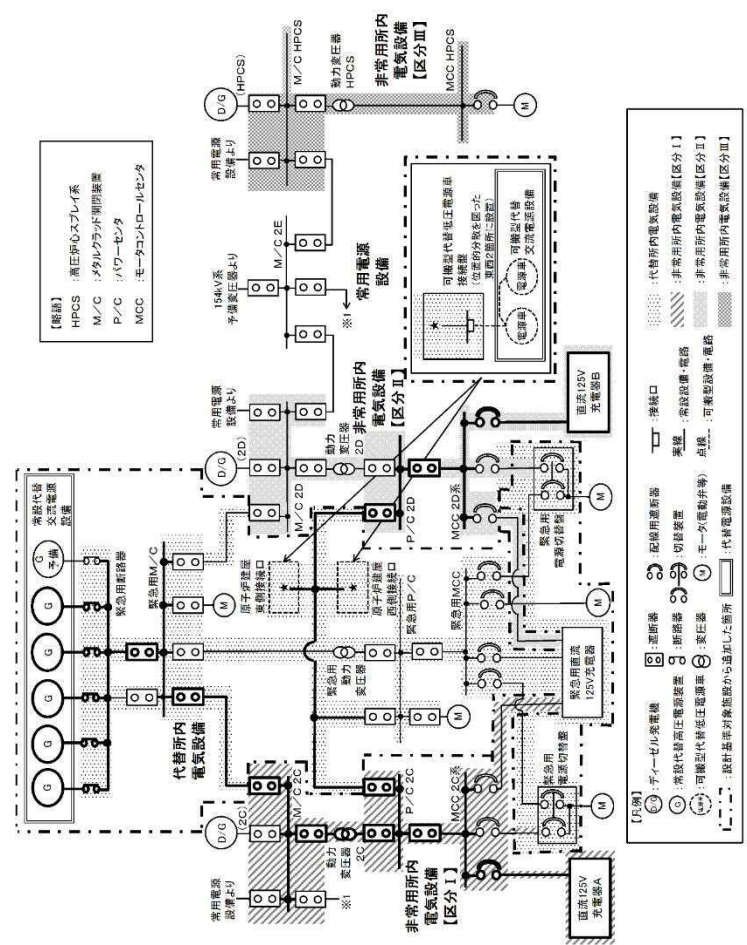
6/21 補正箇所の取扱い



第10.2-1 図 代替電源設備 系統図  
 (常設代替交流電源設備による給電)



第10.2-1 図 代替電源設備 系統図  
 (常設代替交流電源設備による給電)



第10.2-1 図 代替電源設備 系統図  
 (常設代替交流電源設備による給電)

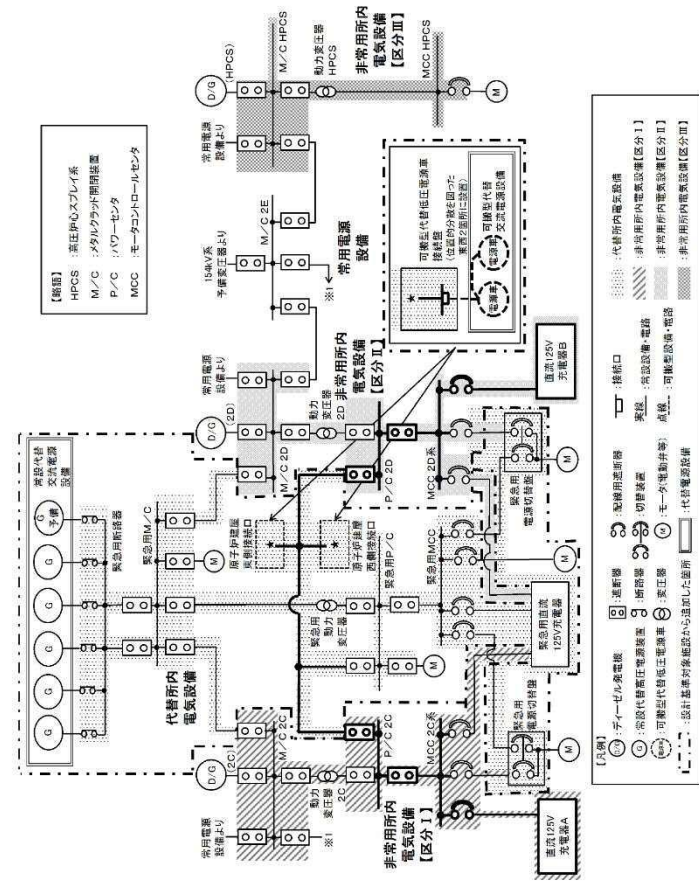
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）

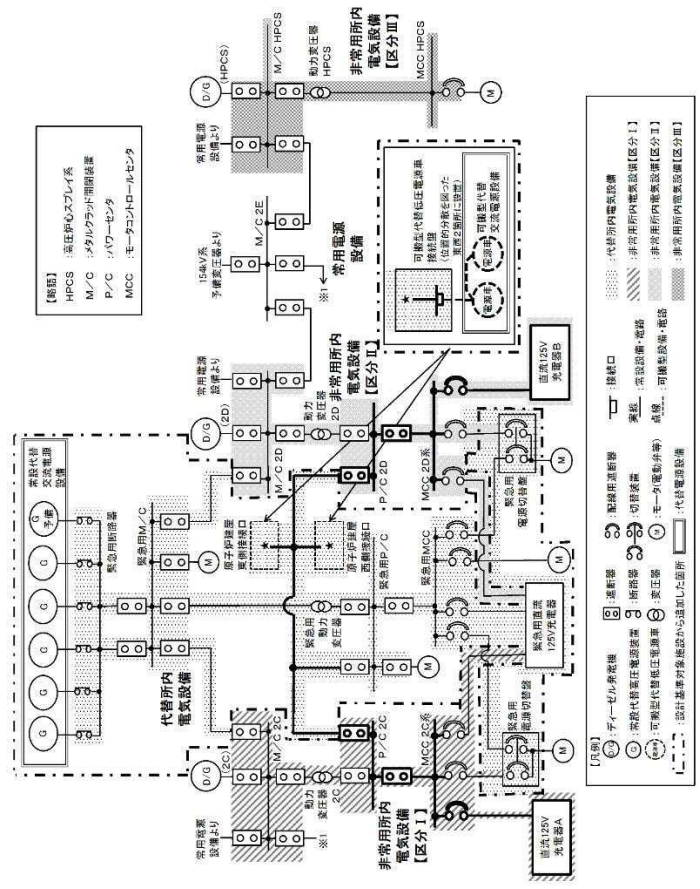
東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）

東海第二発電所 修正案

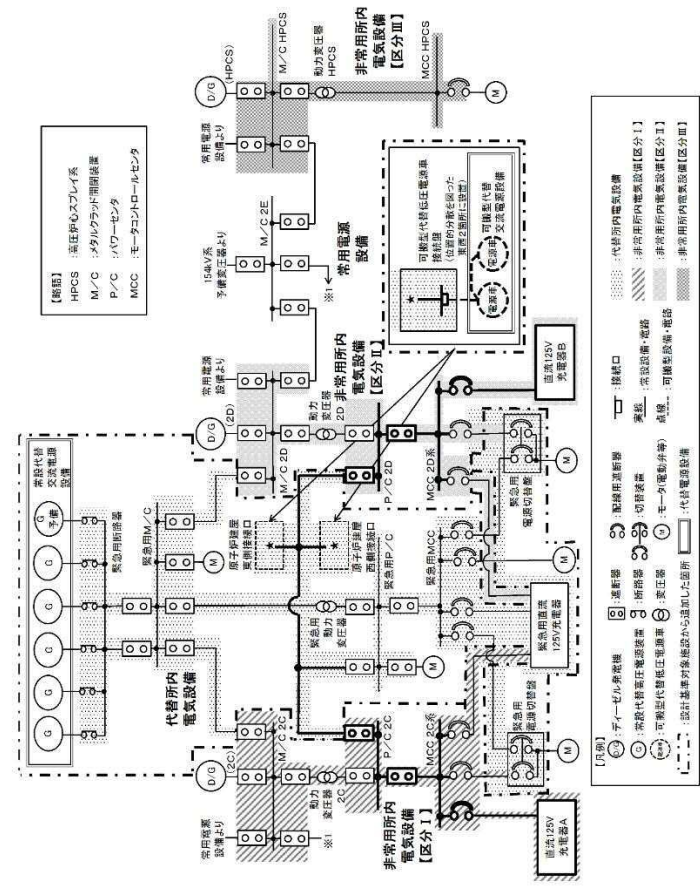
6/21 補正箇所の取扱い



第10.2-2図 代替電源設備 系統図  
 (可搬型代替交流電源設備による給電)



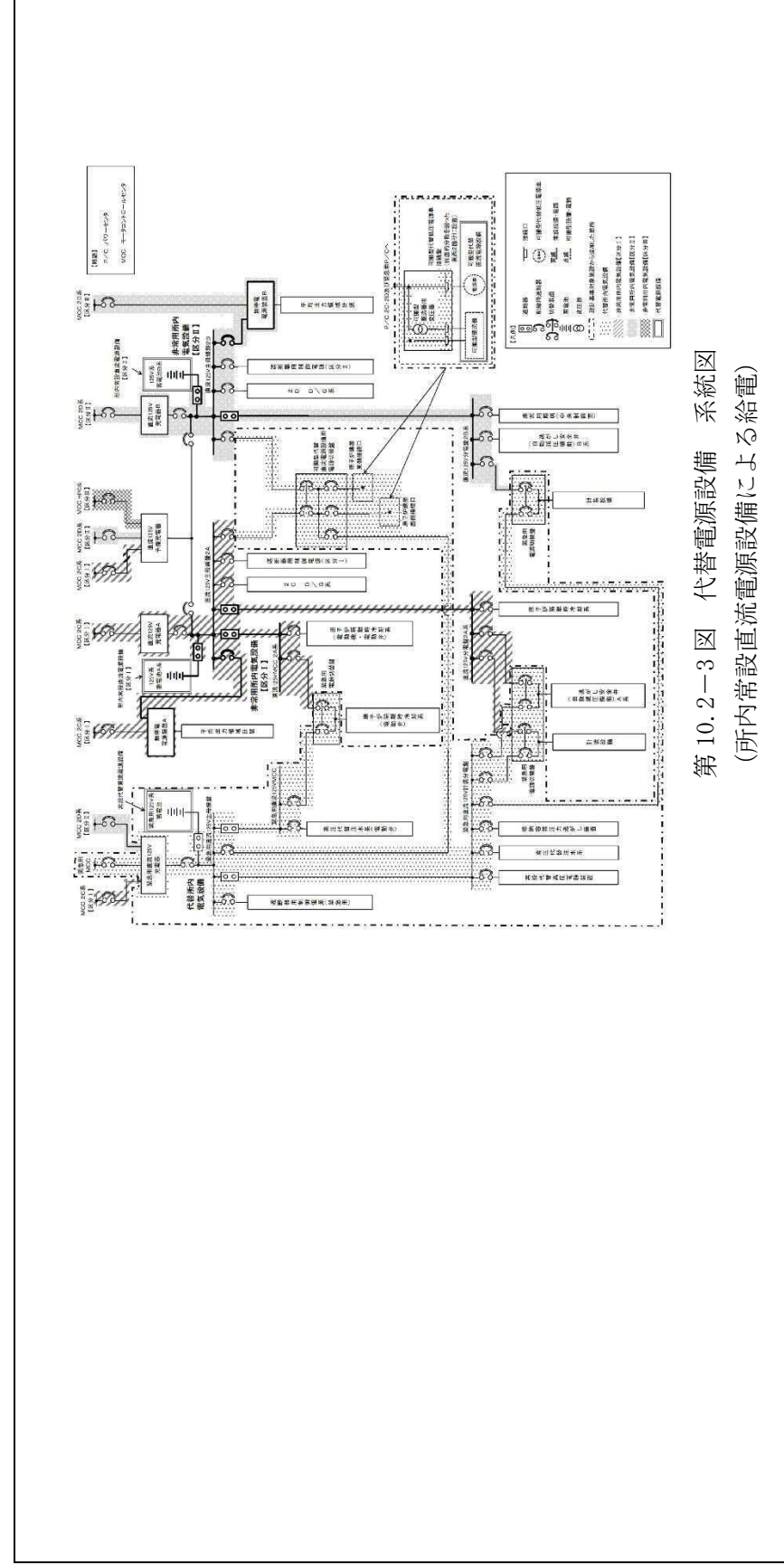
第10.2-2図 代替電源設備 系統図  
 (可搬型代替交流電源設備による給電)



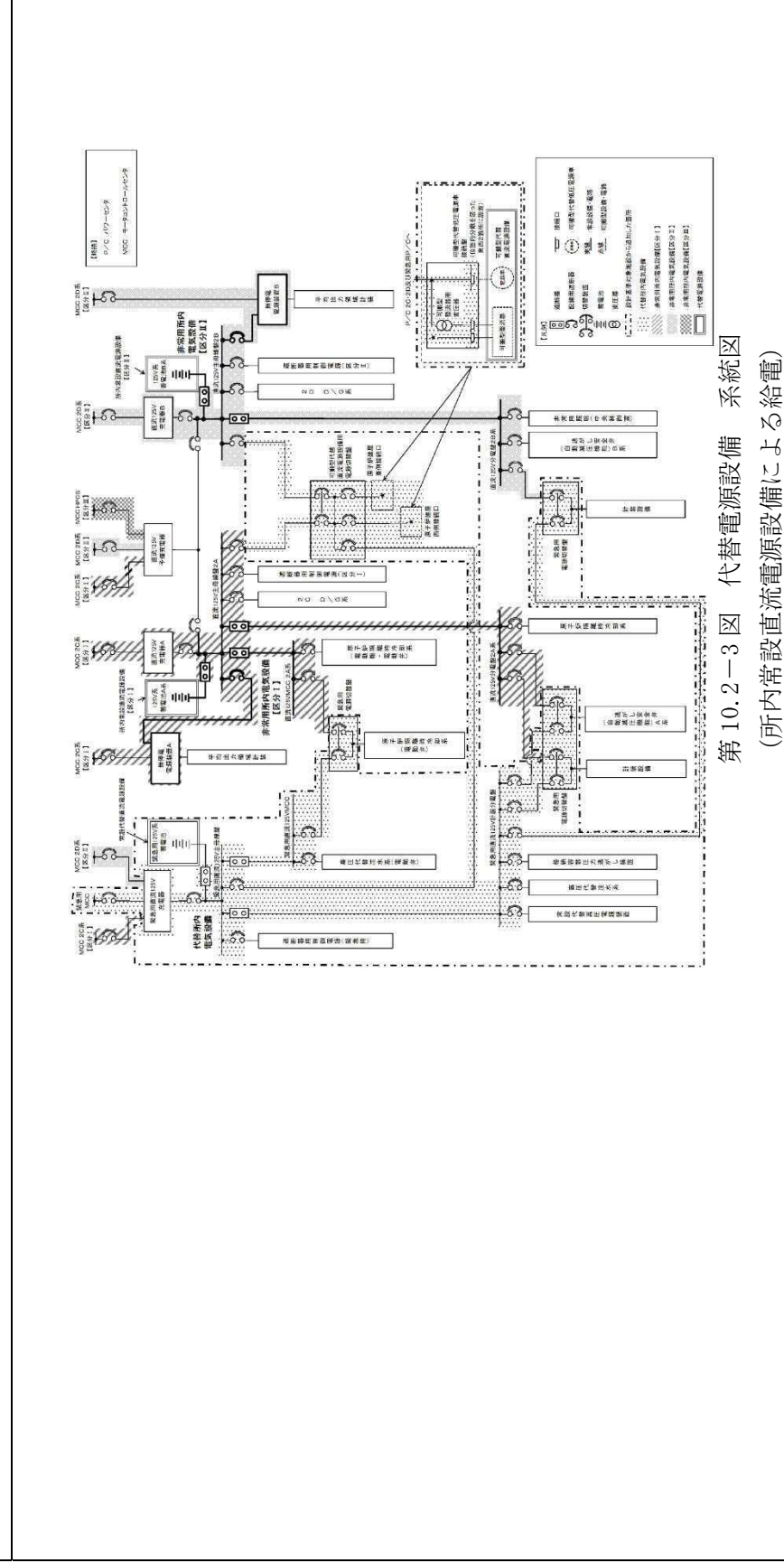
第10.2-2図 代替電源設備 系統図  
 (可搬型代替交流電源設備による給電)

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

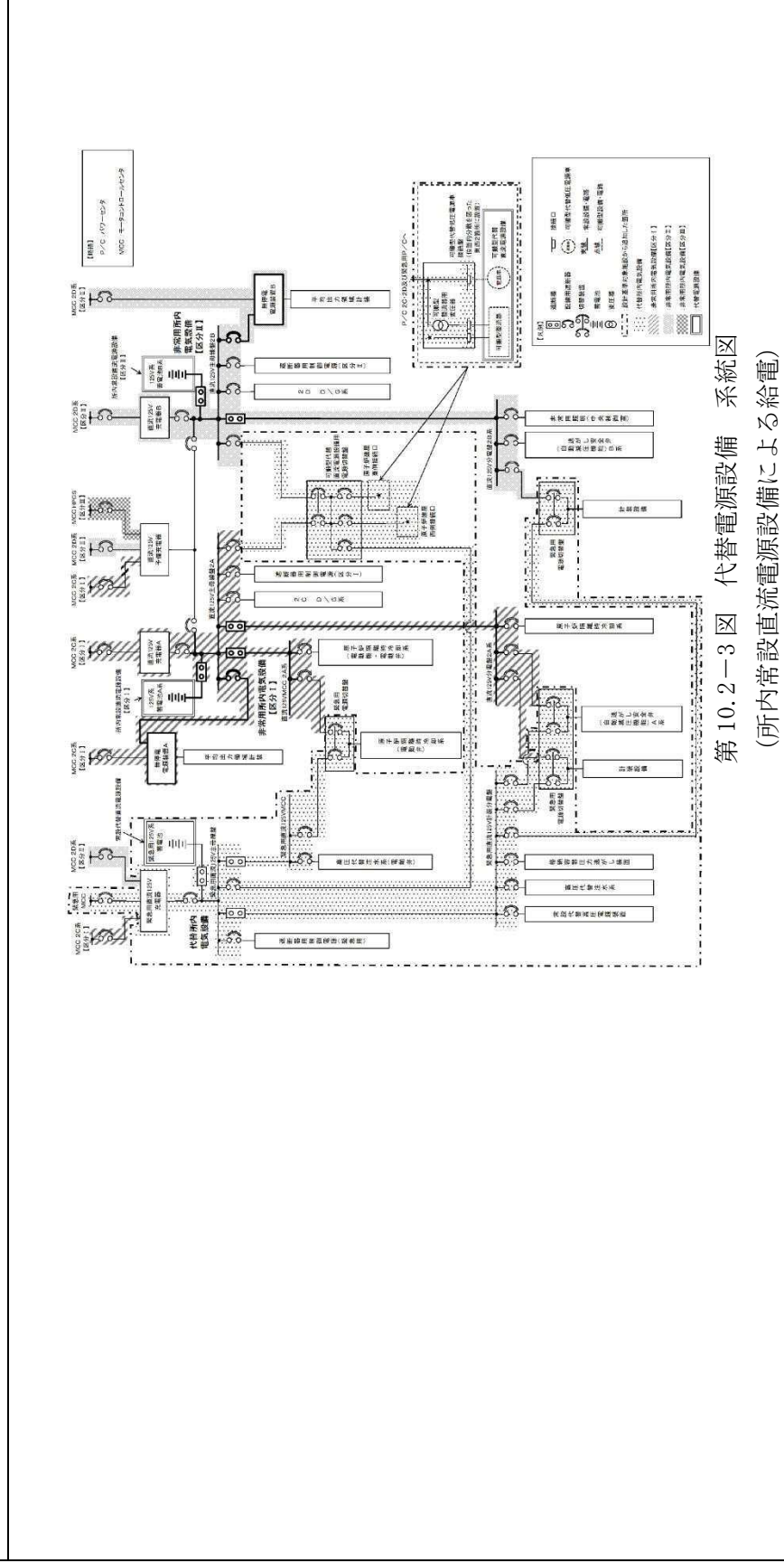
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）



東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）

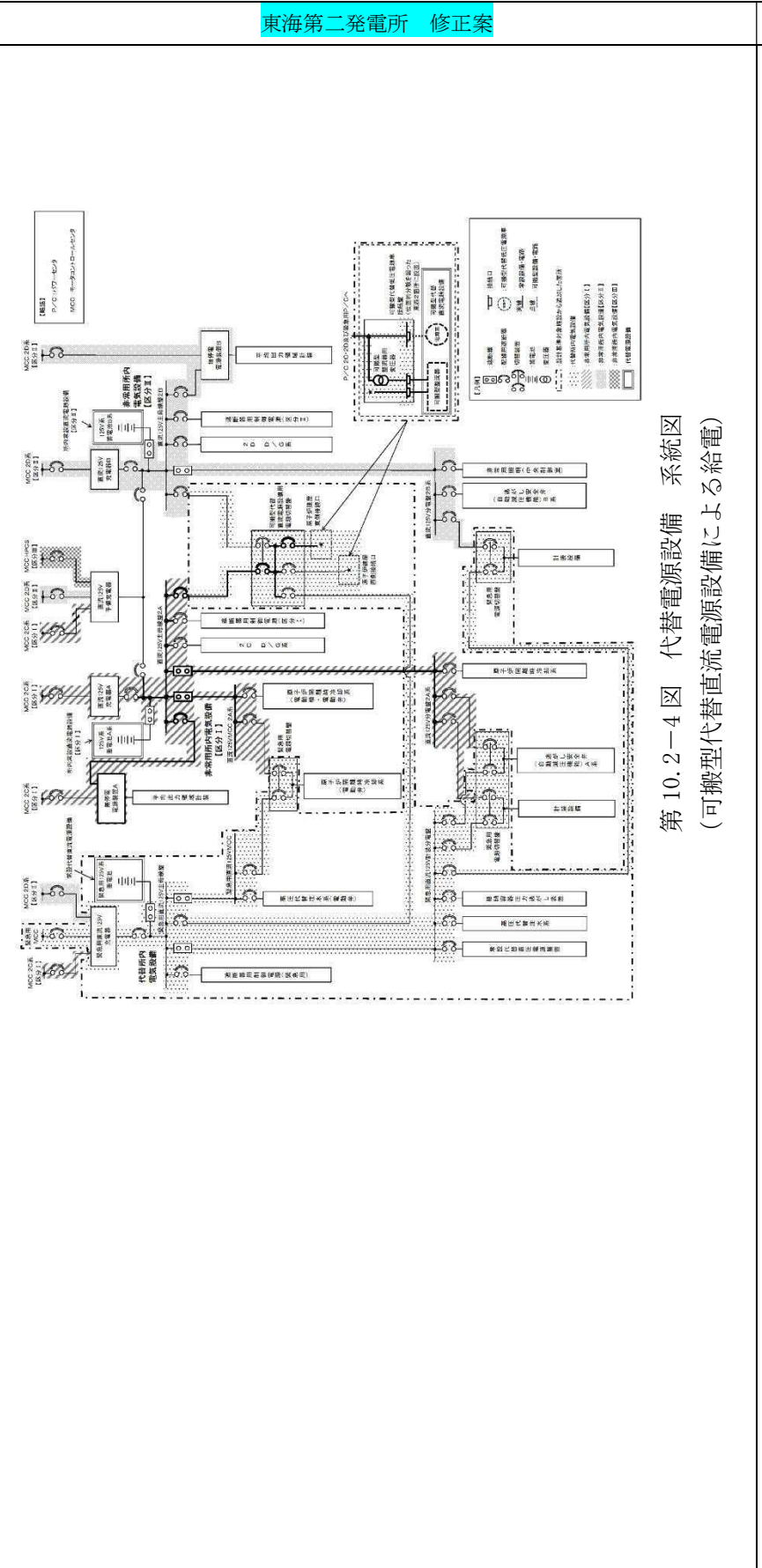
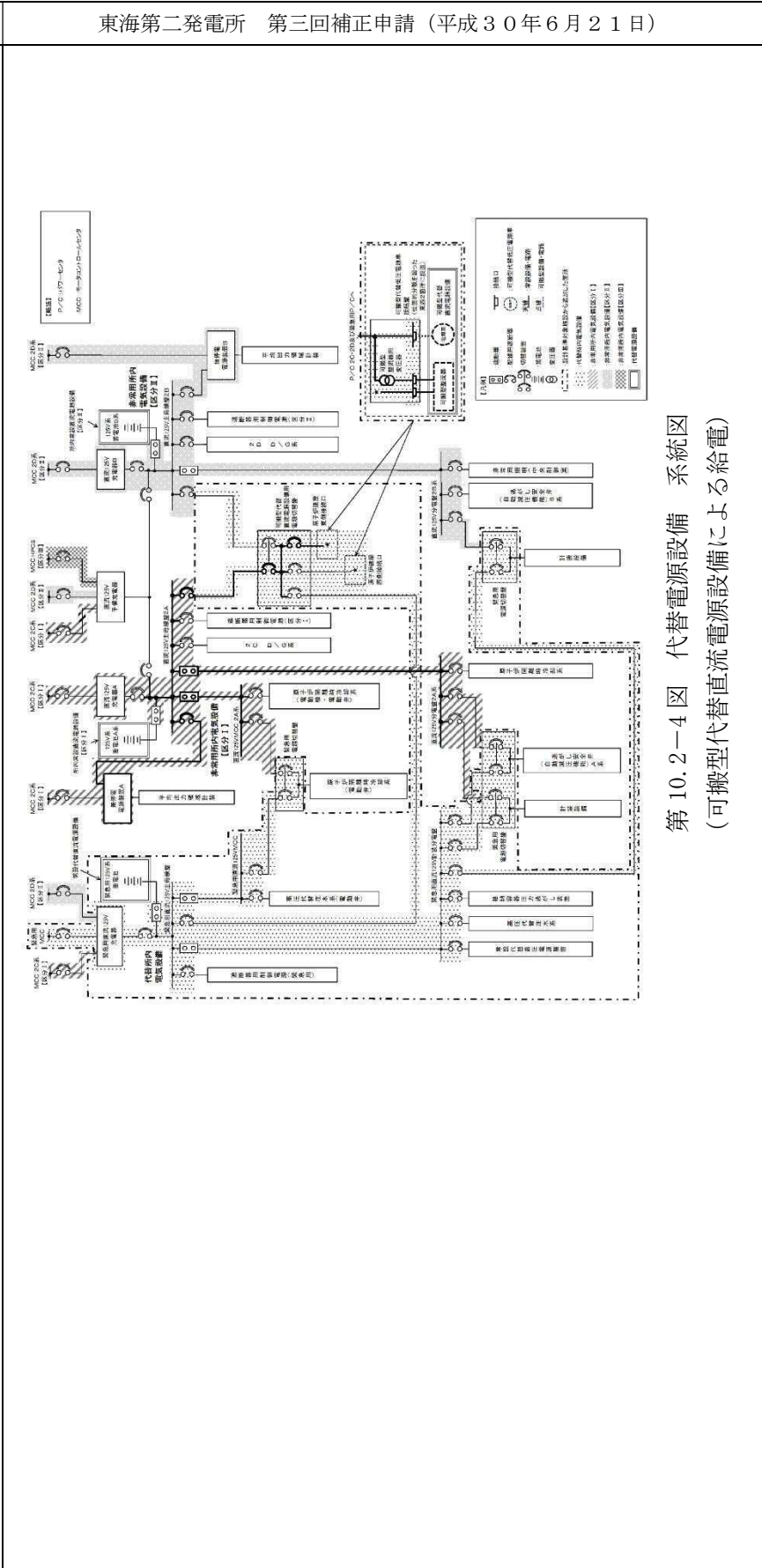
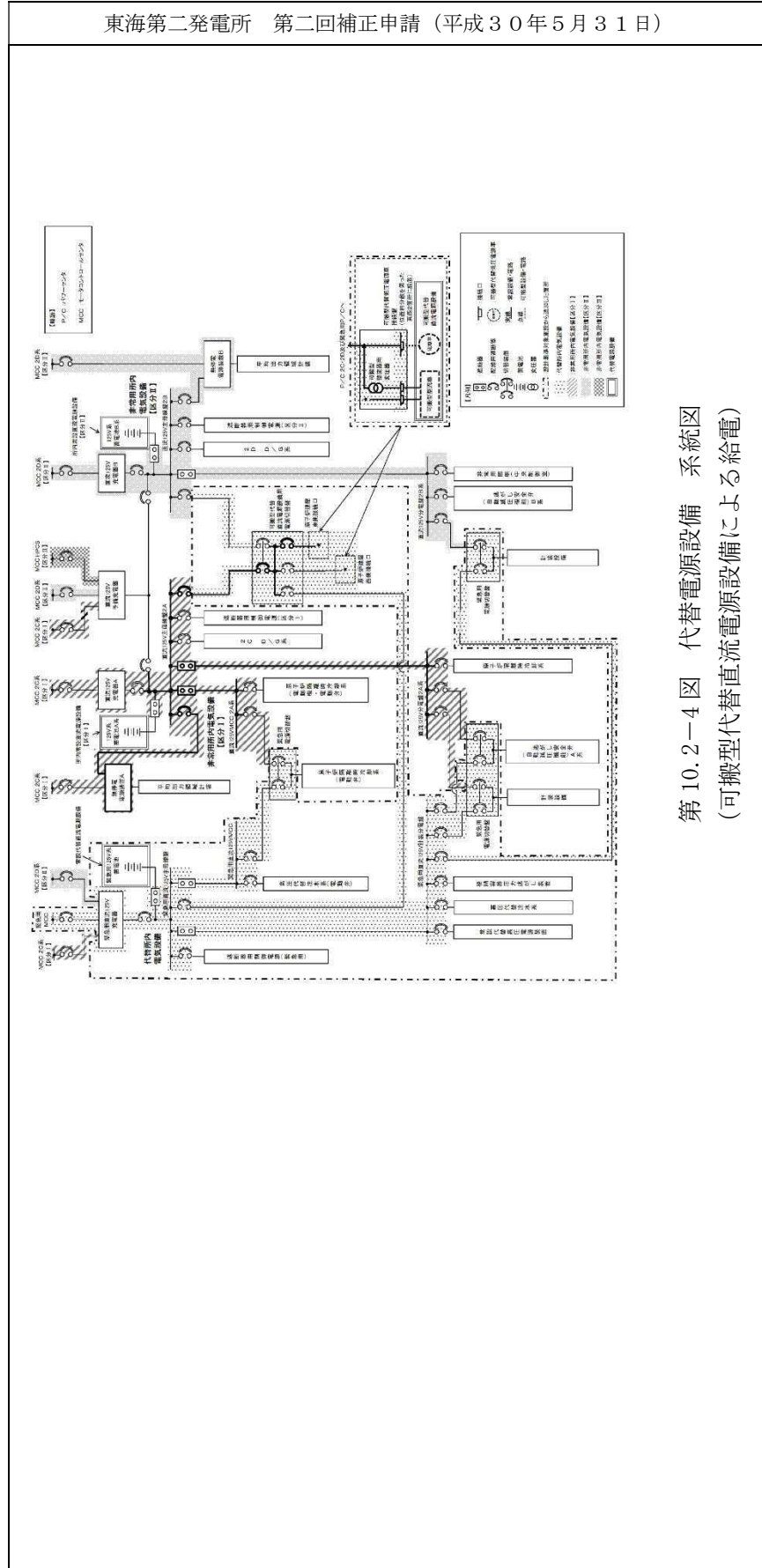


東海第二発電所 修正案



6/21 補正箇所の取扱い

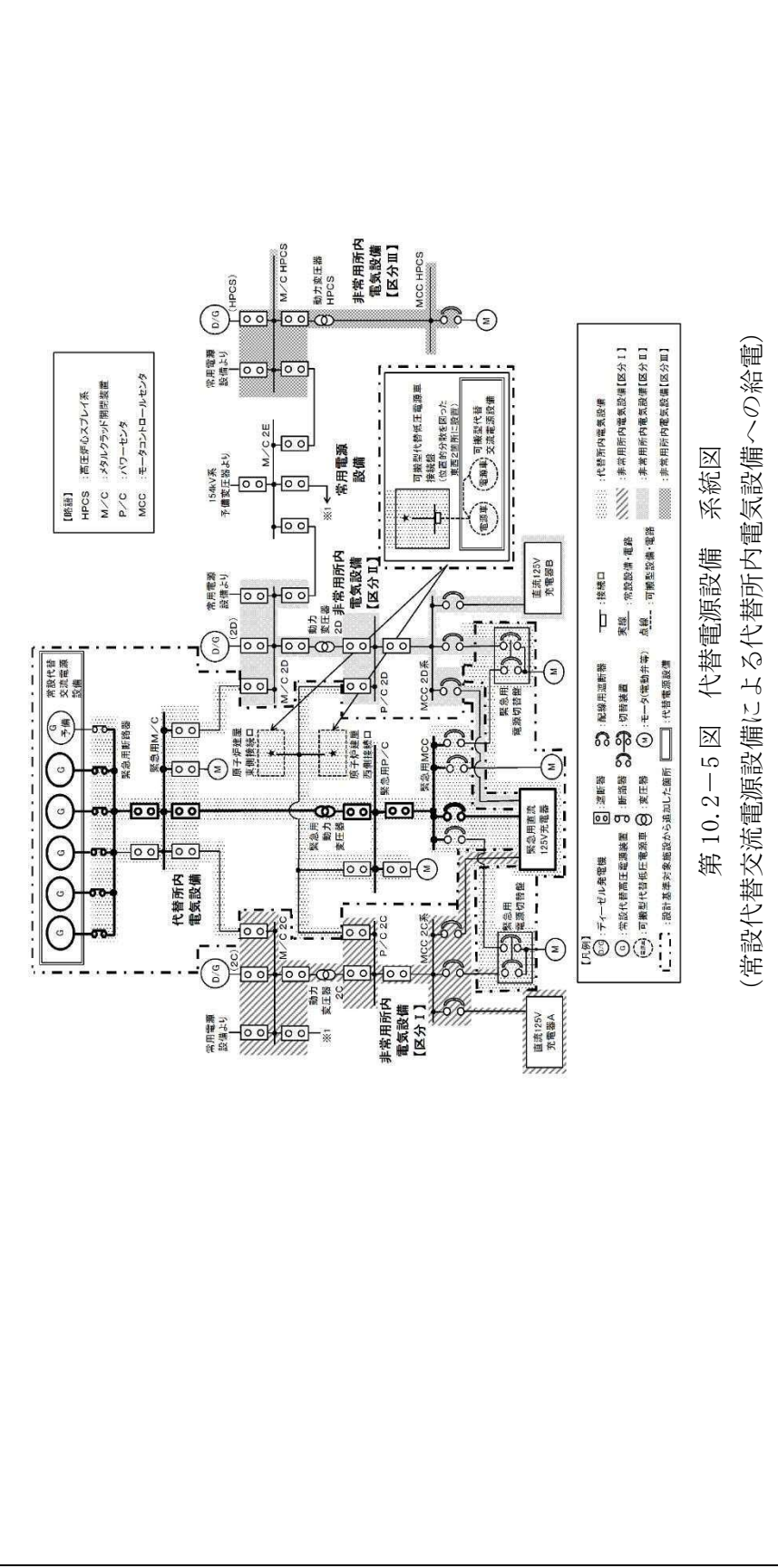
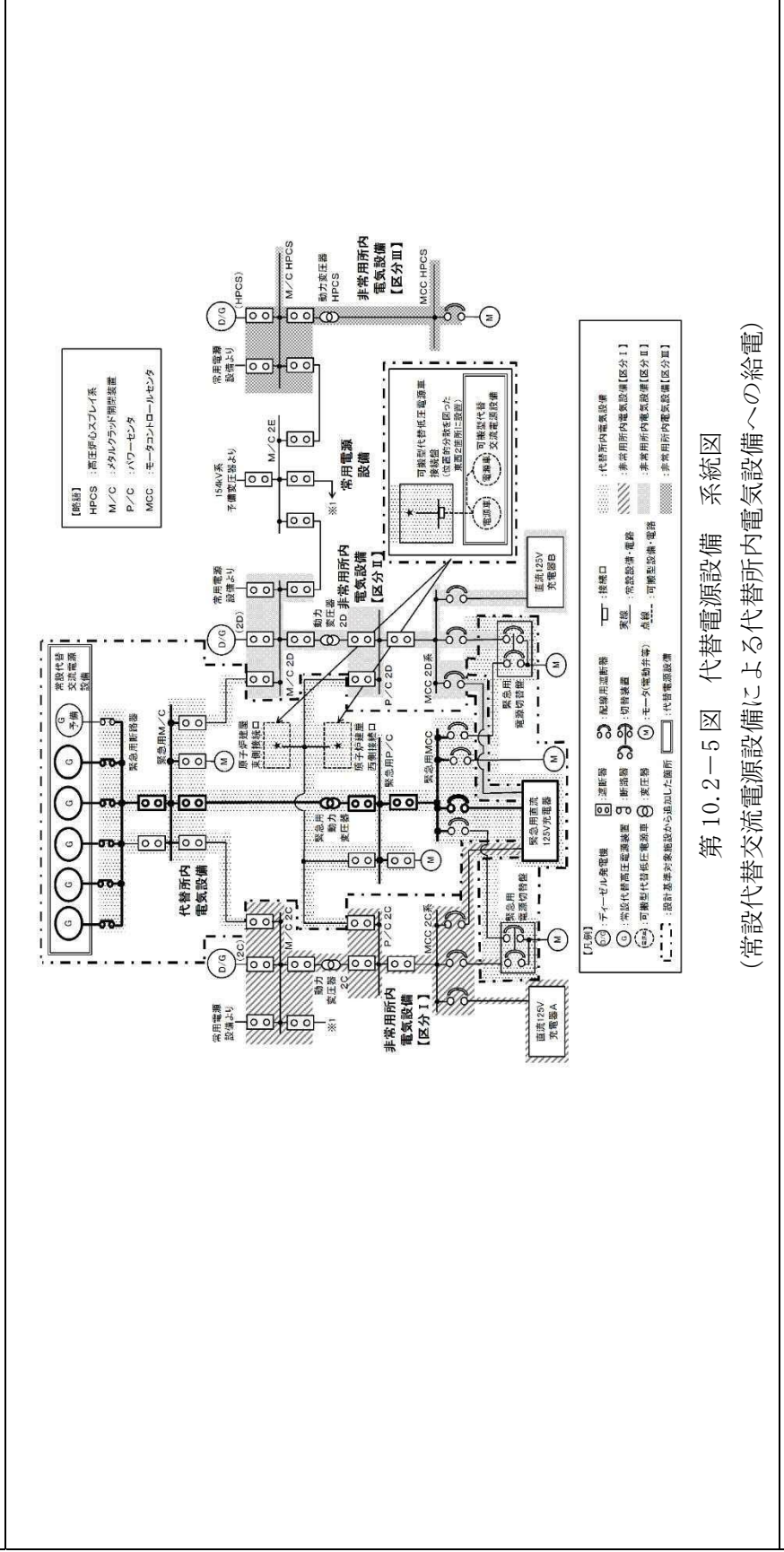
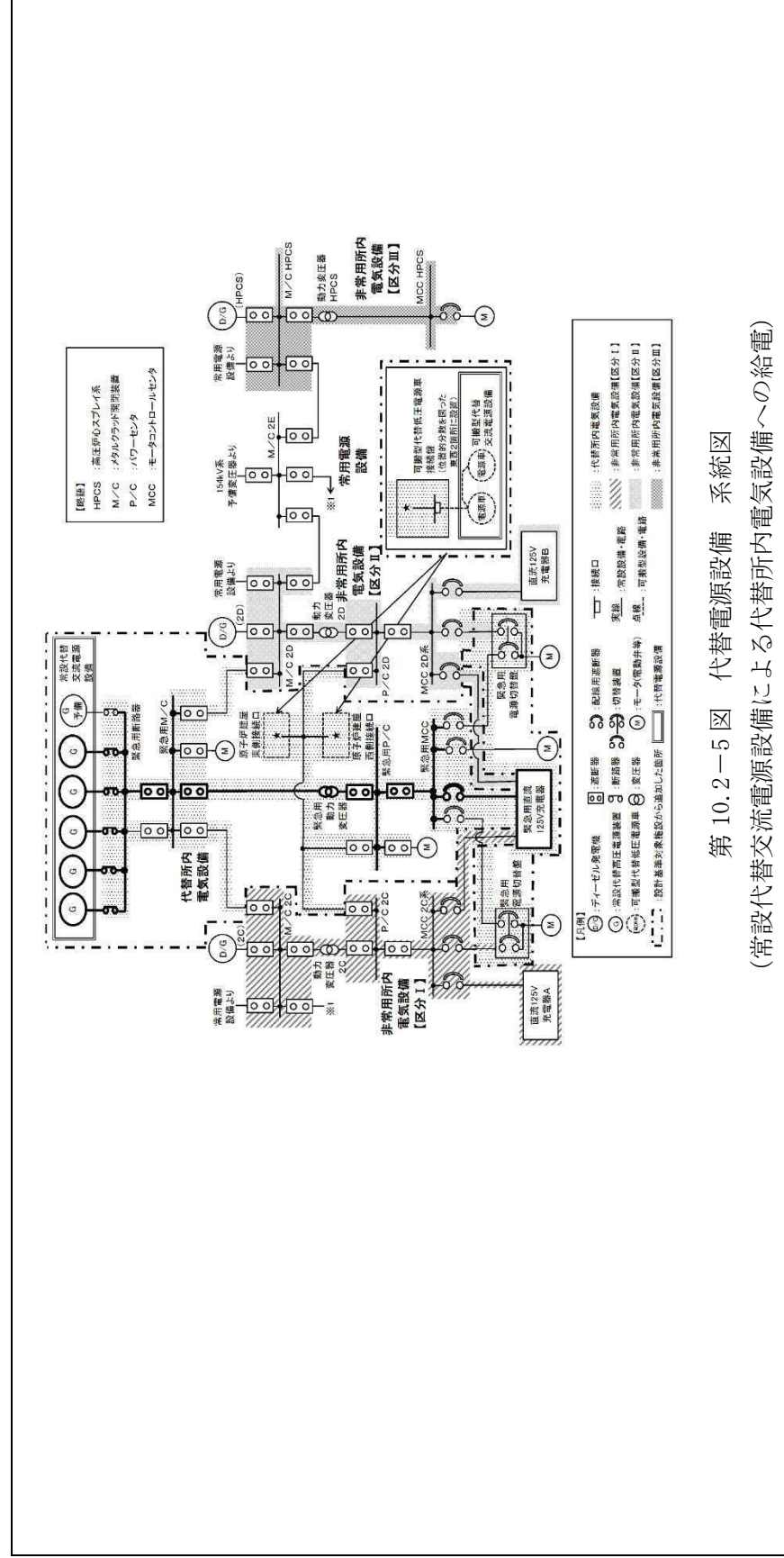
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）



6/21 補正箇所への取扱い

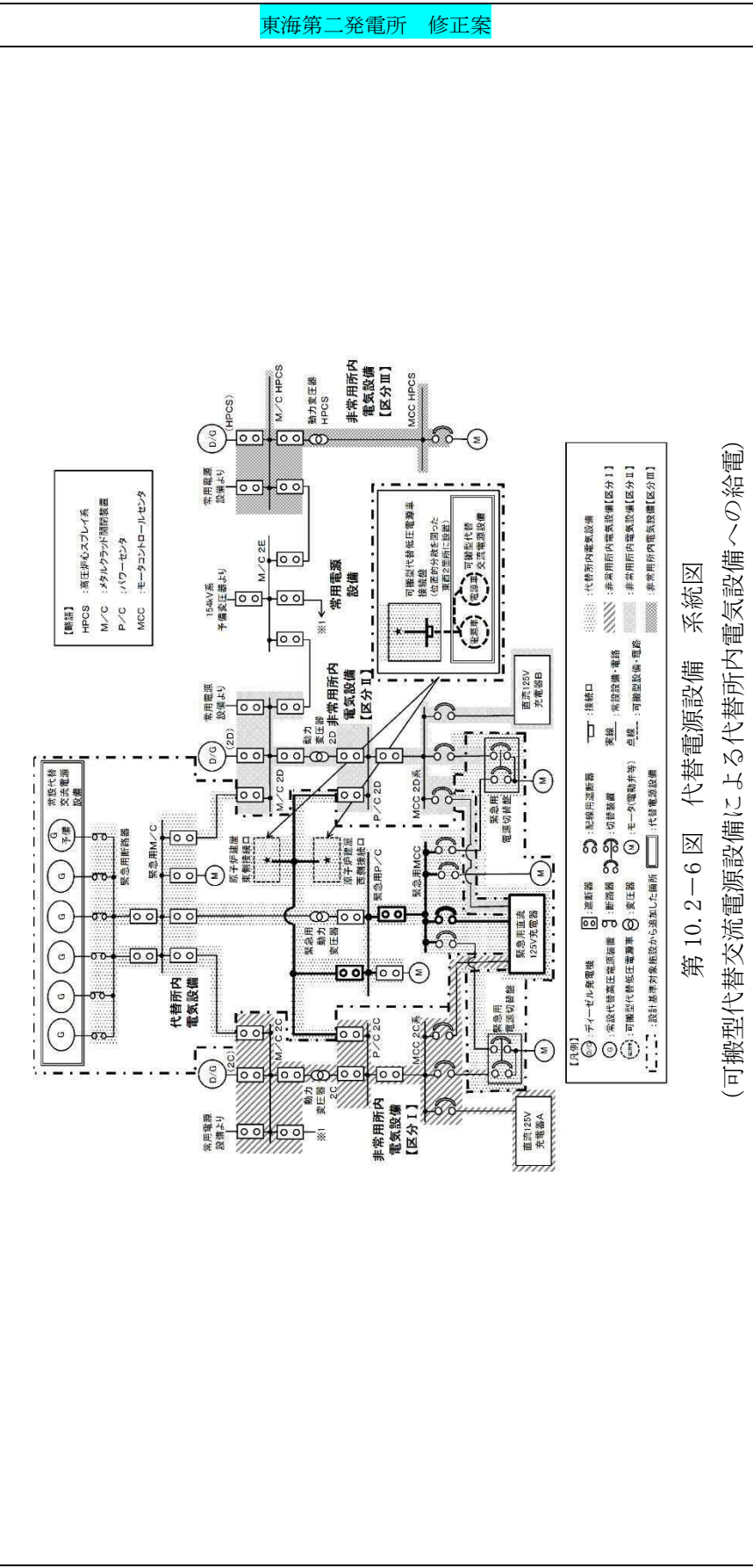
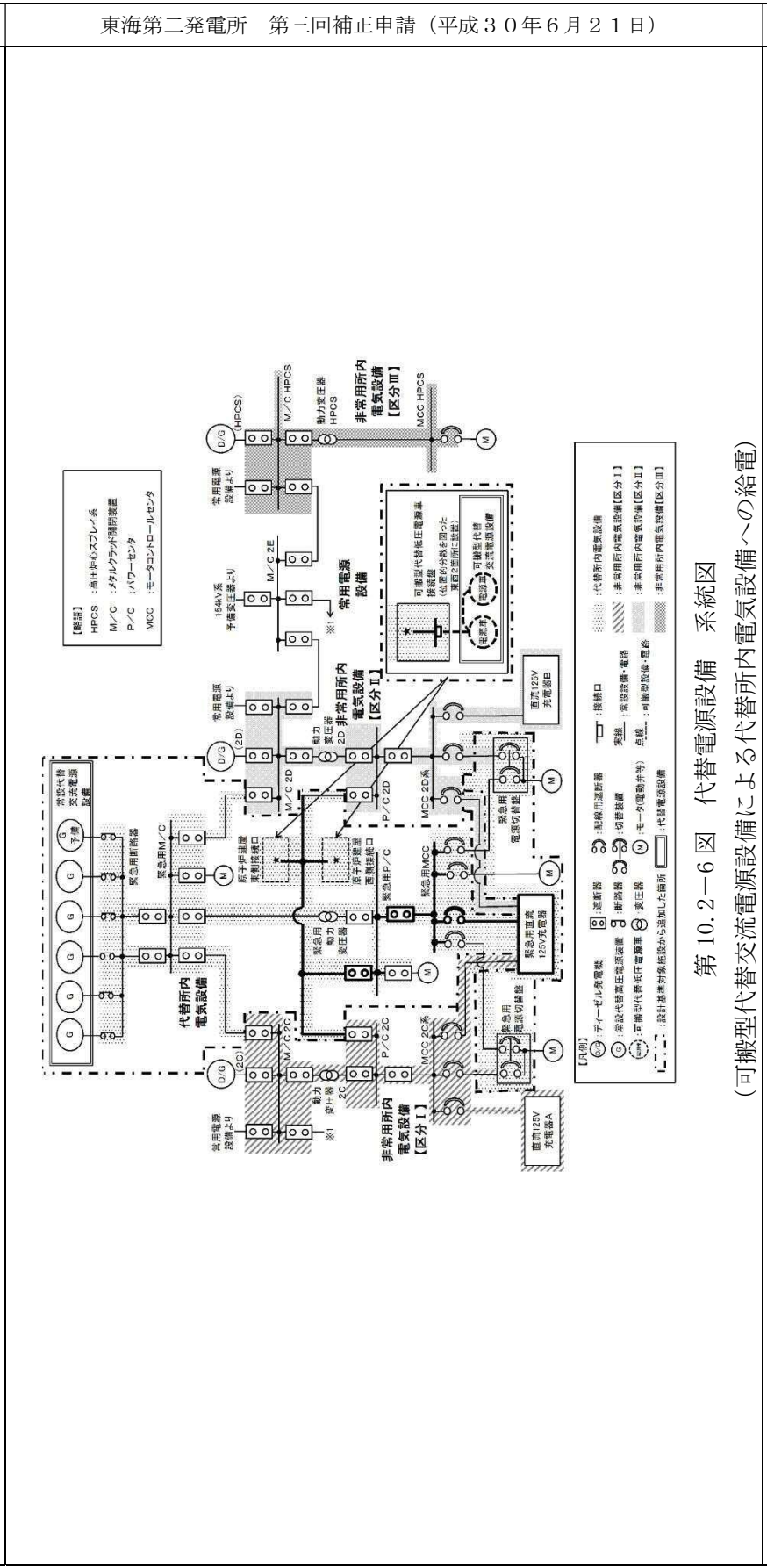
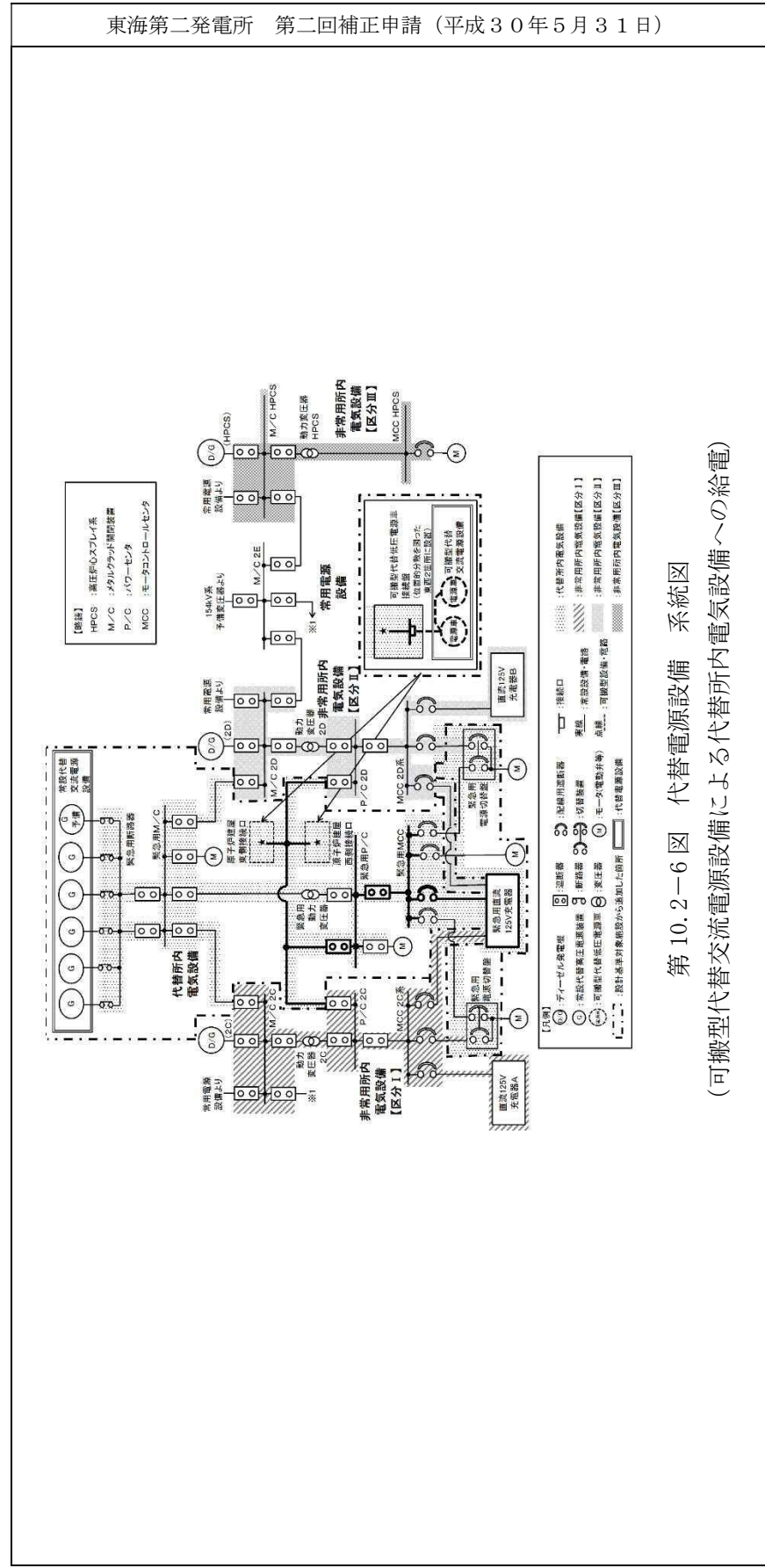
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）      東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）      東海第二発電所 修正案      6/21 補正箇所の取扱い



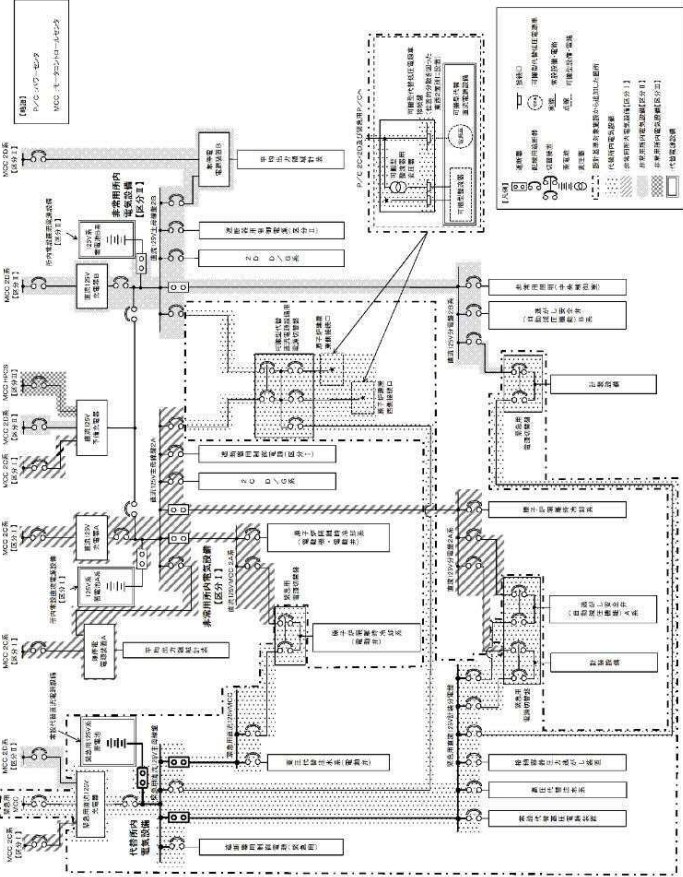
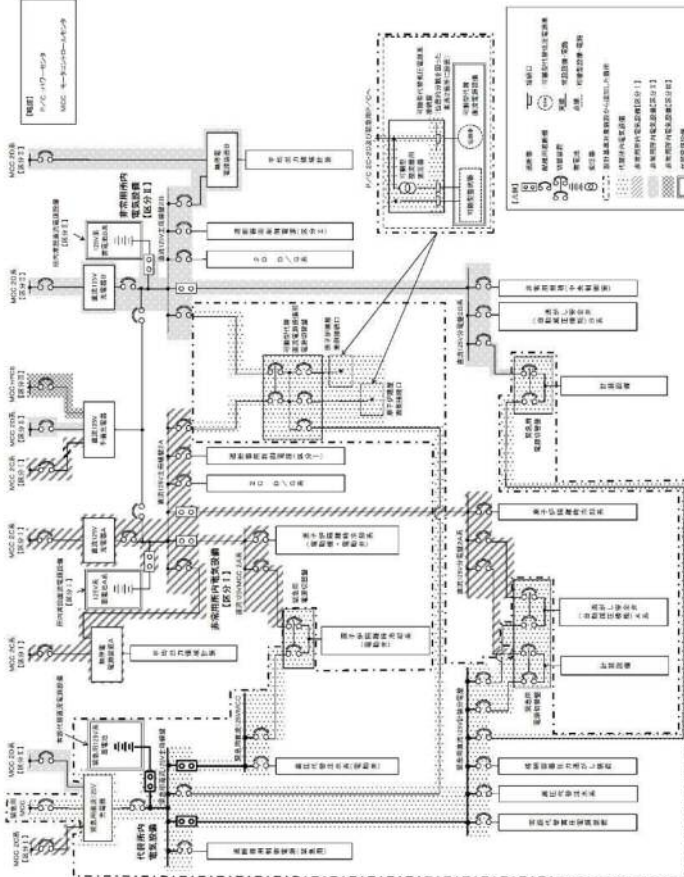
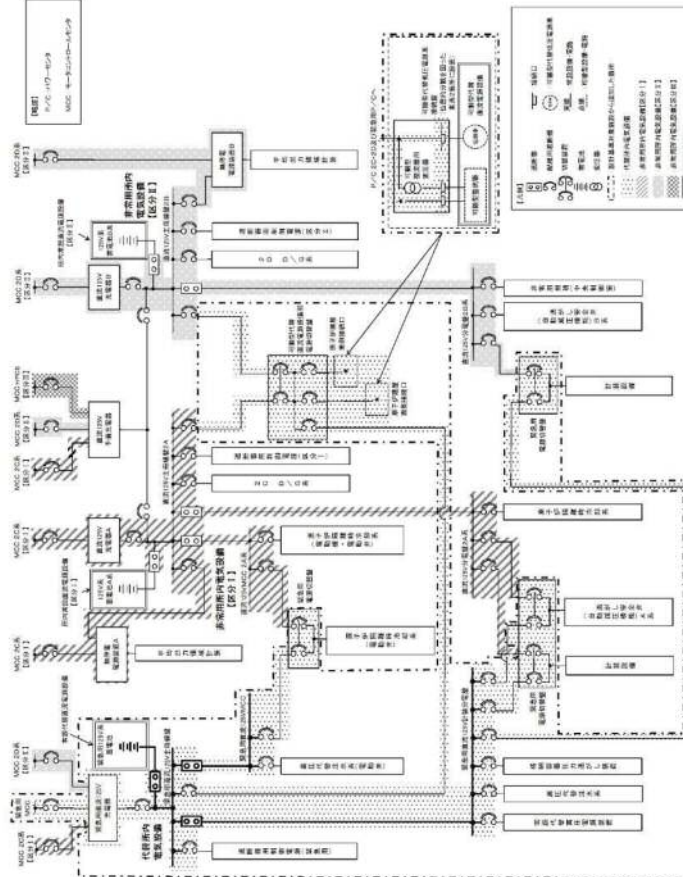
6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）



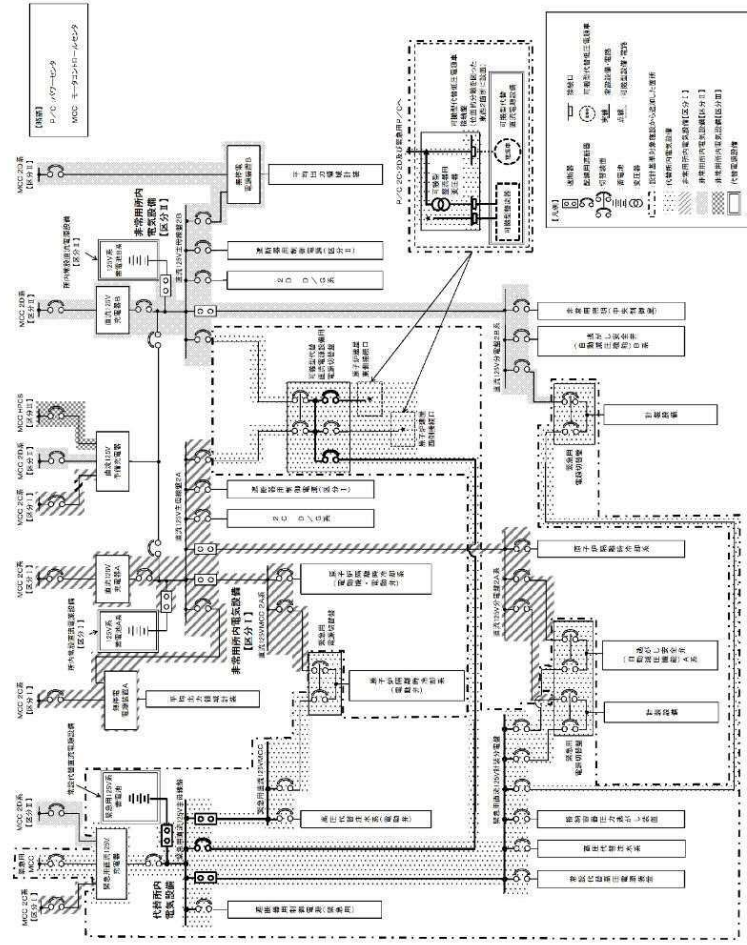
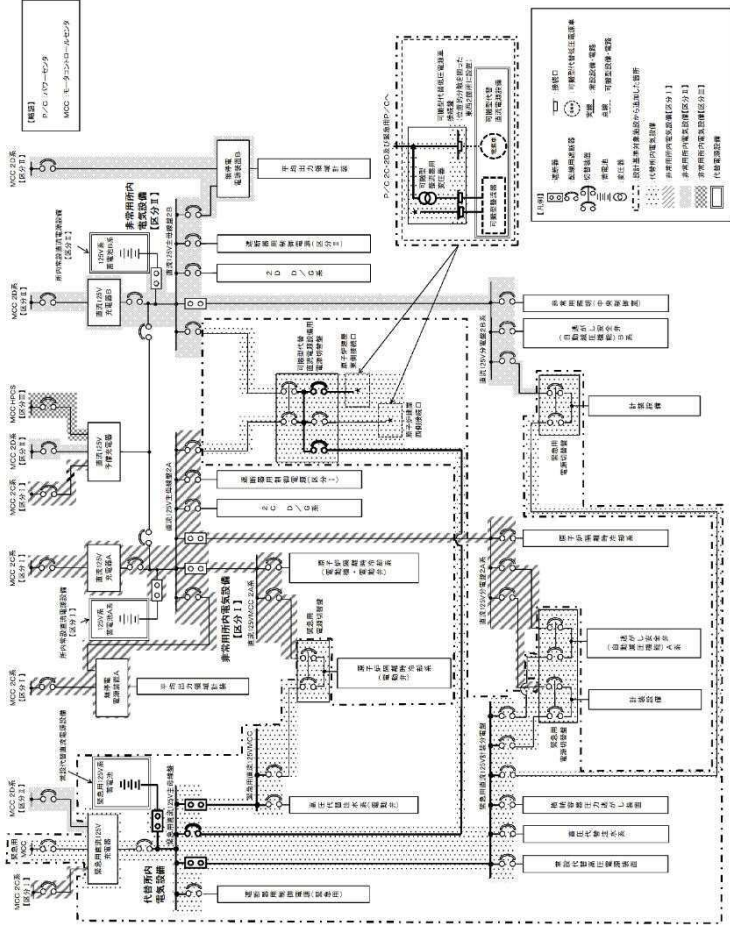
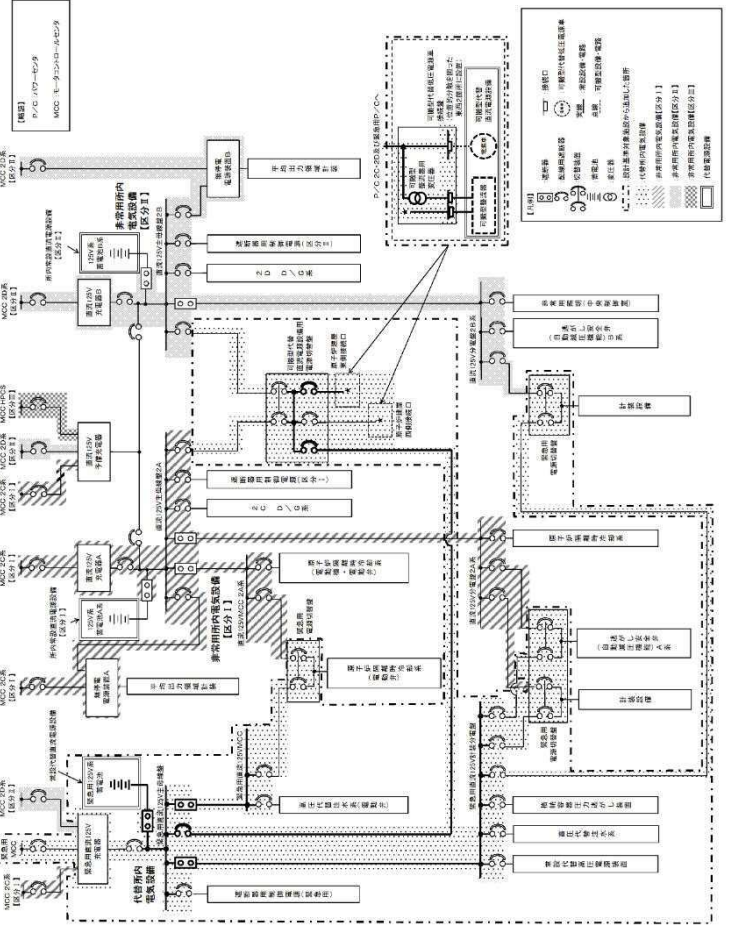
6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

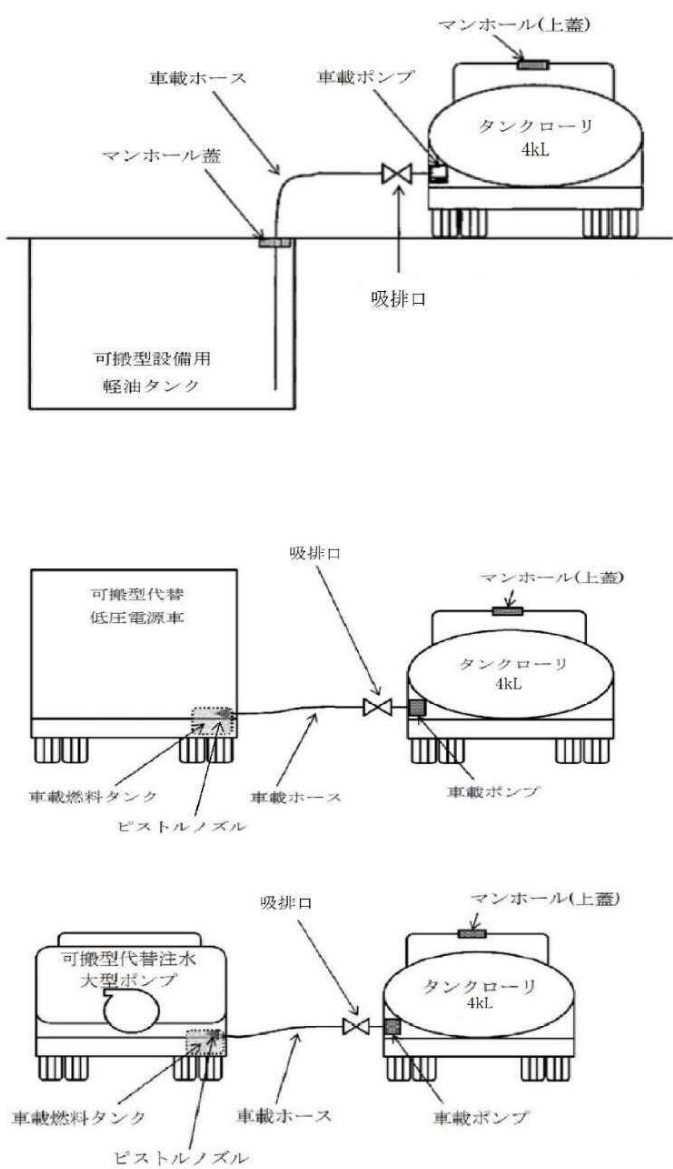
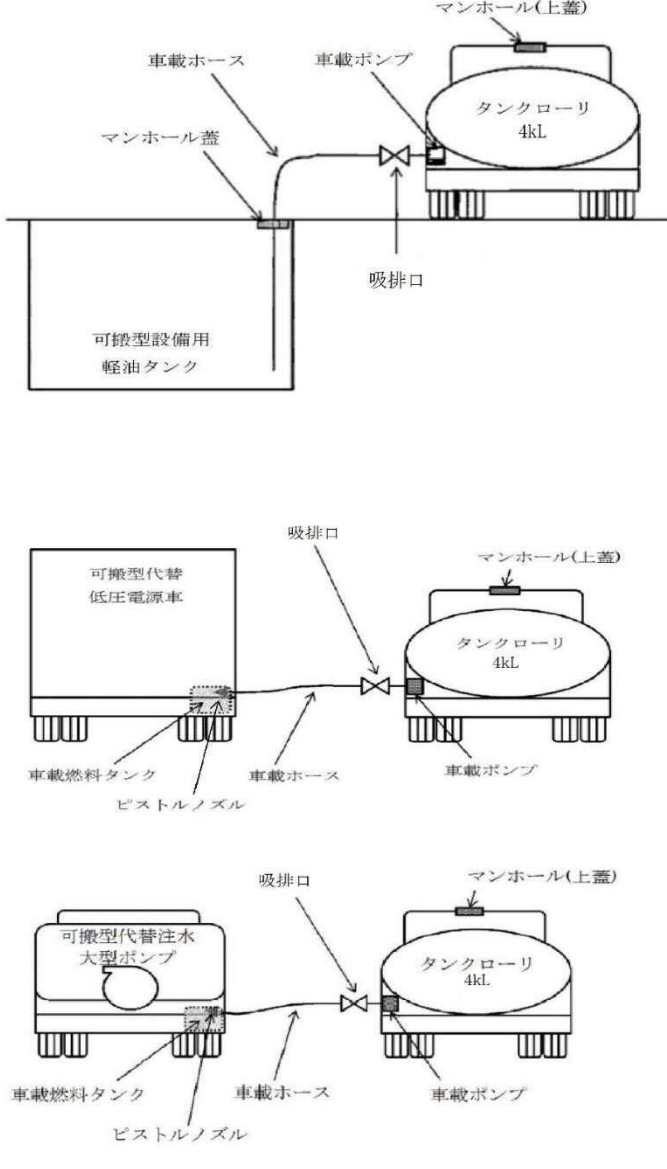
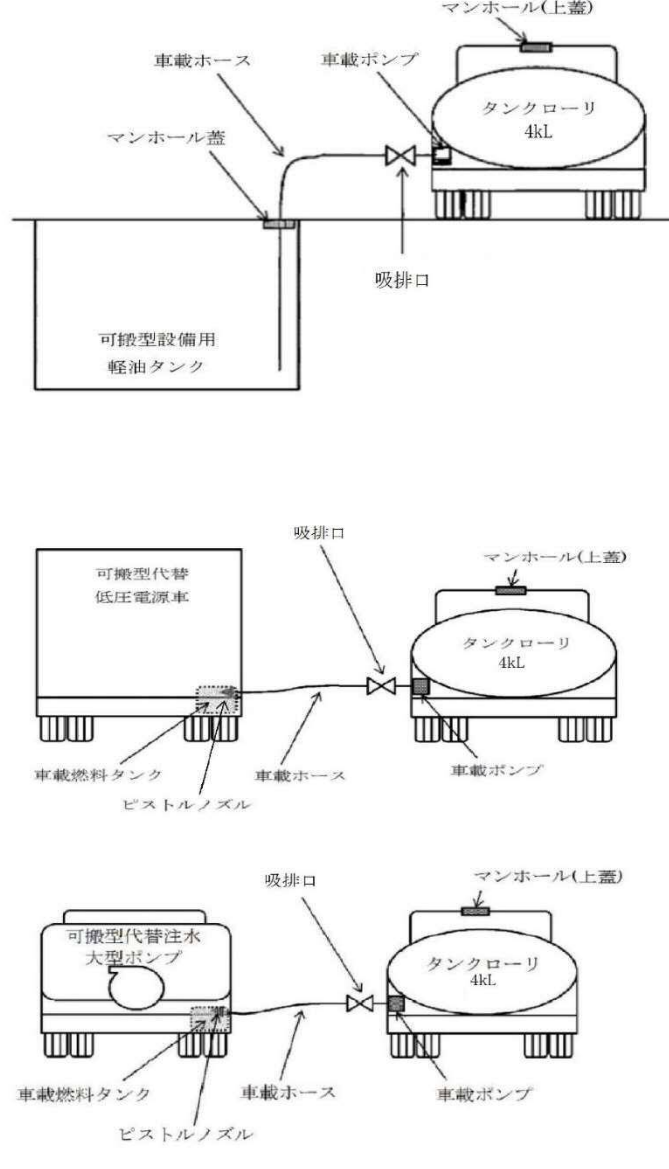
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-7図 代替電源設備 系統図              (常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-7図 代替電源設備 系統図              (常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-7図 代替電源設備 系統図              (常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>



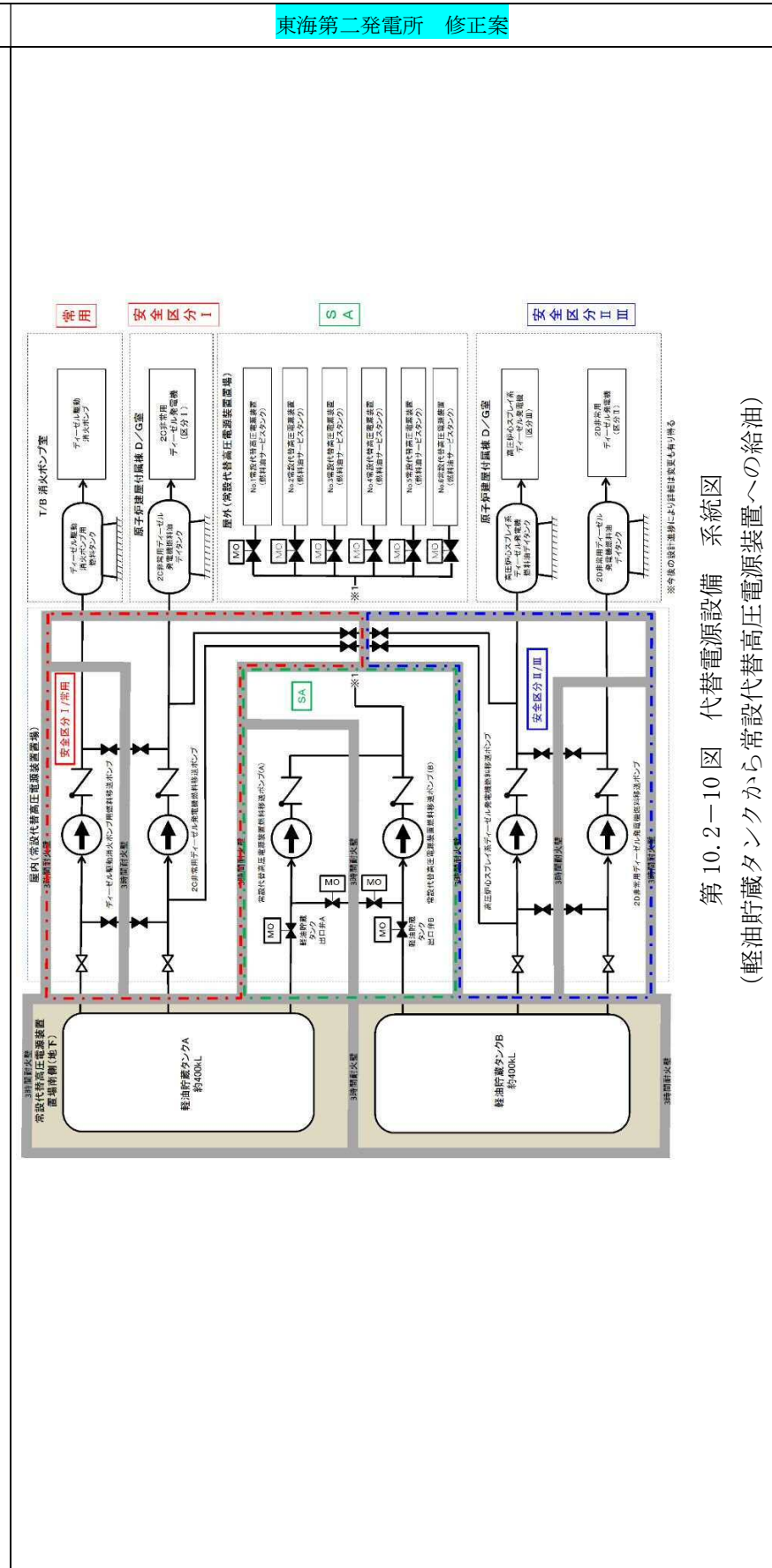
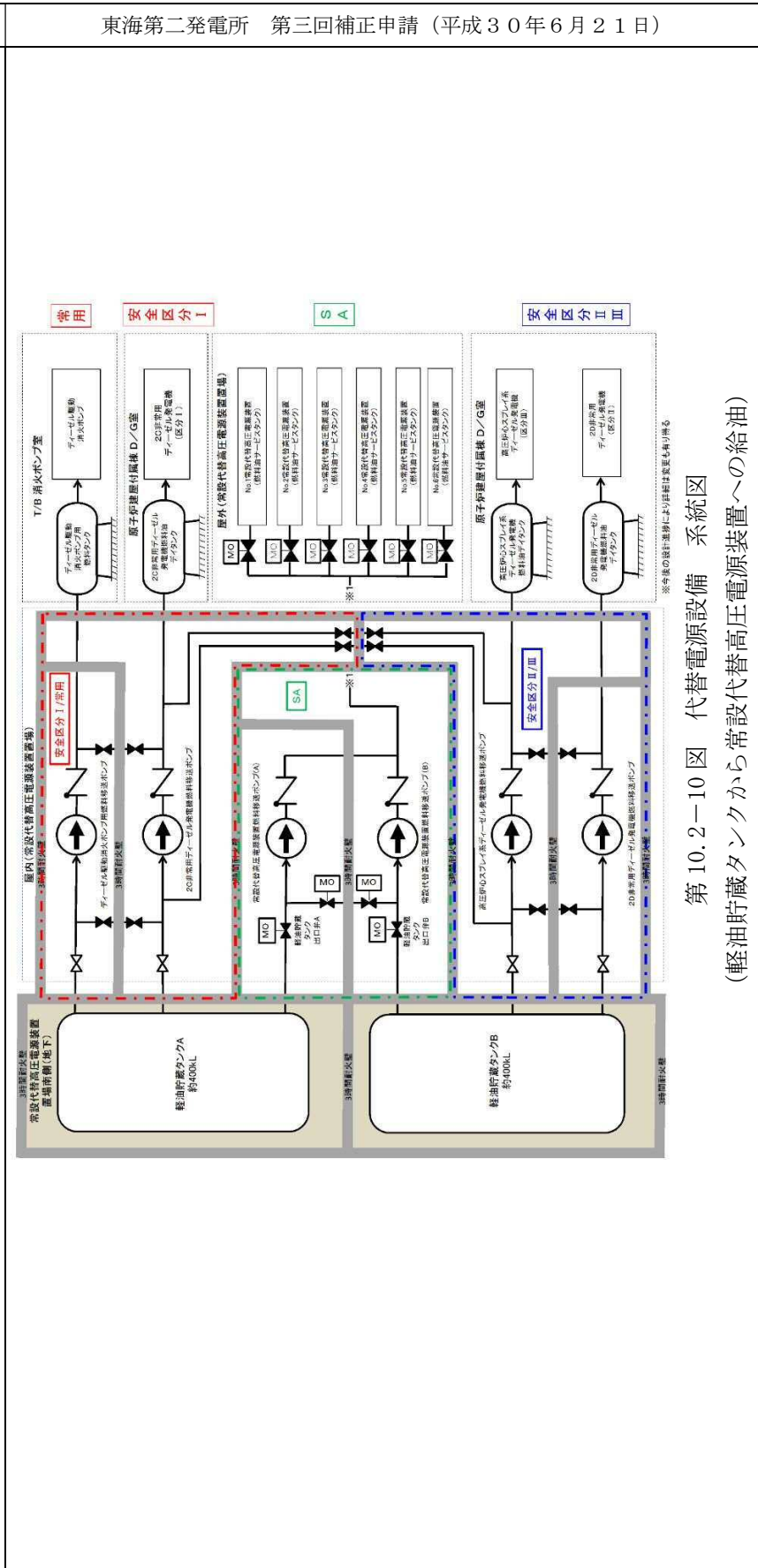
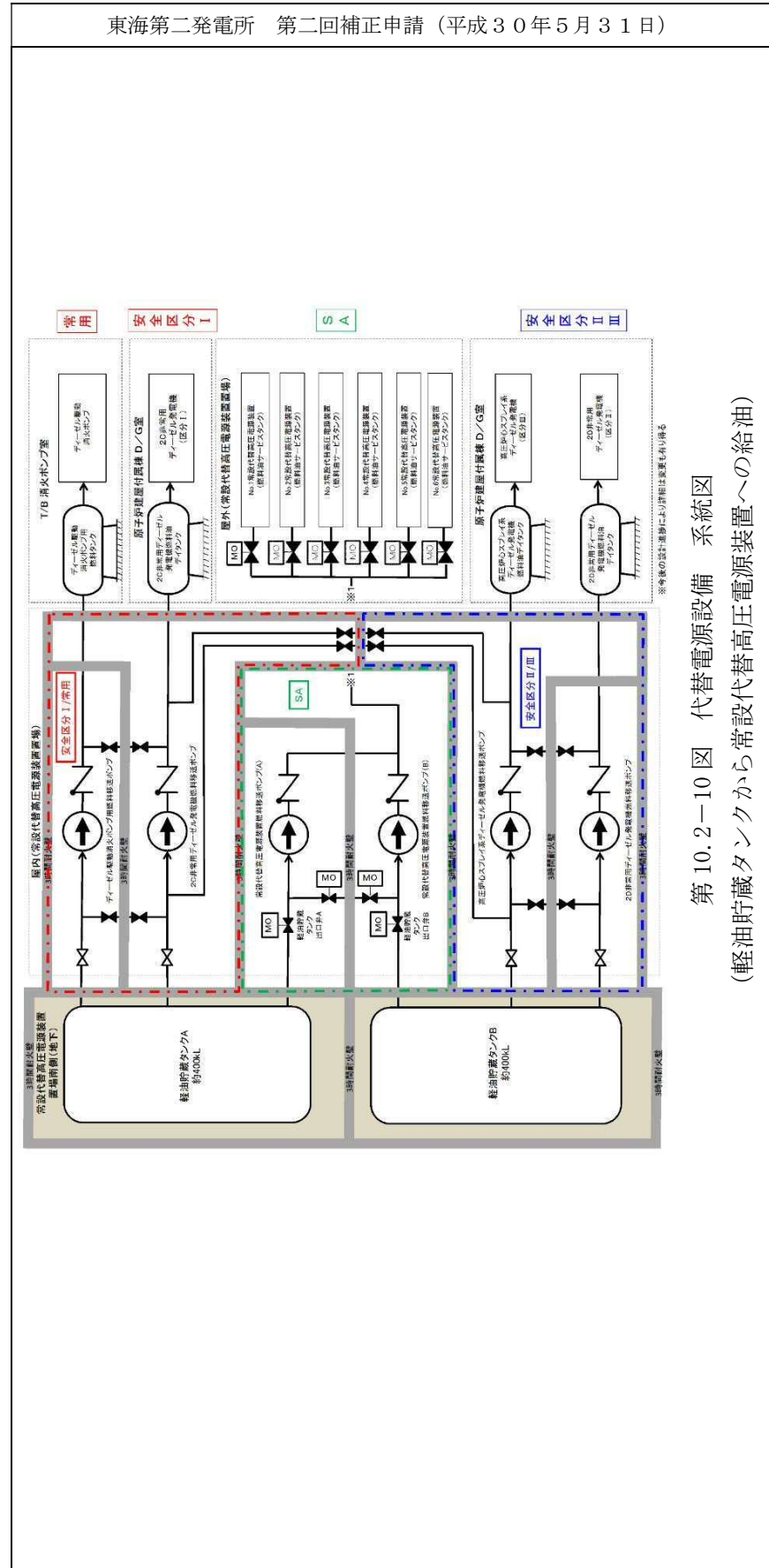
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図                  (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図                  (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図                  (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図              (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図              (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図              (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）



6/21 補正箇所の取扱い

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所への取扱い
<p>1.14 電源の確保に関する手順等                      &lt; 目次 &gt;                      1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果                      a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備                      (a) 代替交流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備                      (a) 代替直流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備                      (a) 代替所内電気設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備                      (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      e. 代替海水送水による対応手段及び設備                      (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      f. 燃料補給のための対応手段及び設備                      (a) 燃料給油設備による給油                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      g. 手順等                      1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電                      1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等                      &lt; 目次 &gt;                      1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果                      a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備                      (a) 代替交流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備                      (a) 代替直流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備                      (a) 代替所内電気設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備                      (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      e. 代替海水送水による対応手段及び設備                      (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      f. 燃料補給のための対応手段及び設備                      (a) 燃料給油設備による給油                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      g. 手順等                      1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電                      1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等                      &lt; 目次 &gt;                      1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      (2) 対応手段と設備の選定の結果                      a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備                      (a) 代替交流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備                      (a) 代替直流電源設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備                      (a) 代替所内電気設備による給電                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備                      (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      e. 代替海水送水による対応手段及び設備                      (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      f. 燃料補給のための対応手段及び設備                      (a) 燃料給油設備による給油                      (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      g. 手順等                      1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電                      1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>b. 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b></p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b></p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1.14.2.6 燃料の補給手順                      (1) 燃料給油設備による各機器への給油                          a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                          b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順                      (1) 非常用交流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>                      (2) 非常用直流電源設備による給電                      (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順                      1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>1.14.2.6 燃料の補給手順                      (1) 燃料給油設備による各機器への給油                          a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                          b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順                      (1) 非常用交流電源設備による給電                      (2) 非常用直流電源設備による給電                      (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順                      1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>1.14.2.6 燃料の補給手順                      (1) 燃料給油設備による各機器への給油                          a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油                          b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順                      (1) 非常用交流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>                      (2) 非常用直流電源設備による給電                      (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順                      1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。                      また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。                      また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。                      また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下</li> </ul>	<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下</li> </ul>	<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下</li> </ul>	



東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V系蓄電池A系</li> <li>・125V系蓄電池B系</li> </ul>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系</li> <li>・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> </ul> <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系</li> <li>・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> </ul> <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系</li> <li>・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路</li> <li>・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路</li> </ul> <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(a) 代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2 C ・ 2 D ・ H P C S への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電                      常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用 M / C ~ M / C 2 C 及び 2 D 電路</li> <li>・緊急用 M / C ~ 緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P / C」という。） 2 D 電</li> </ul>	<p>(a) 代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2 C ・ 2 D ・ H P C S への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電                      常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用 M / C ~ M / C 2 C 及び 2 D 電路</li> <li>・緊急用 M / C ~ 緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P / C」という。） 2 D 電</li> </ul>	<p>(a) 代替交流電源設備による給電                      設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2 C ・ 2 D ・ H P C S への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電                      常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用 M / C ~ M / C 2 C 及び 2 D 電路</li> <li>・緊急用 M / C ~ 緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P / C」という。） 2 D 電</li> </ul>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電                      可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電                      可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電                      可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池 A系</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系</li> <li>・ 125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型代替低圧電源車</li> <li>・ 可搬型整流器</li> <li>・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> <li>・ 燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V系蓄電池 A系，125V系蓄電池 B系，125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路及び125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池 A系</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系</li> <li>・ 125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型代替低圧電源車</li> <li>・ 可搬型整流器</li> <li>・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> <li>・ 燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V系蓄電池 A系，125V系蓄電池 B系，125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路及び125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V系蓄電池 A系</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系</li> <li>・ 125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への</b>給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1. 14. 1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型代替低圧電源車</li> <li>・ 可搬型整流器</li> <li>・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> <li>・ 燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V系蓄電池 A系，125V系蓄電池 B系，125V系蓄電池 A系～直流125V主母線盤 2 A 電路及び125V系蓄電池 B系～直流125V主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>また、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間以上にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更                  ((2). a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電に記載のため)</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用 P / C</li> <li>・緊急用 MCC</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池</li> <li>・緊急用直流 125V 主母線盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備のうち、緊急用 M / C、緊急用 P / C、緊急用 MCC、緊急用電源切替盤、緊急用 125V 系蓄電池、緊急用直流 125V 主母線盤及び緊急用 125V 蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により M / C 2 C 及び 2 D への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電                      常設代替交流電源設備から M / C 2 C ・ 2 D 及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用 P / C</li> <li>・緊急用 MCC</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用直流 125V 主母線盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用 M / C、緊急用 P / C、緊急用 MCC、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、緊急用 125V 系蓄電池及び緊急用 125V 蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      設計基準事故対処設備である 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機の故障により M / C 2 C 及び 2 D への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電                      常設代替交流電源設備から M / C 2 C ・ 2 D 及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用 P / C</li> <li>・緊急用 MCC</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池</li> <li>・緊急用直流 125V 主母線盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備のうち、緊急用 M / C、緊急用 P / C、緊急用 MCC、緊急用電源切替盤、緊急用 125V 系蓄電池、緊急用直流 125V 主母線盤及び緊急用 125V 蓄電池～緊急用直流 125V 主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電                      設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により M / C 2 C 及び 2 D への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電                      常設代替交流電源設備から M / C 2 C ・ 2 D 及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。                      常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-3</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> </ul>



東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電                      HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。                      HPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電で使用する設備は以下のとおり。                      単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPCS D/G</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・M/C HPCS</li> <li>・M/C 2E</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電                      HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。                      高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPCS D/G</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・M/C HPCS</li> <li>・M/C 2E</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替高圧電源装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電                      HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。                      HPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電で使用する設備は以下のとおり。                      単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPCS D/G</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・M/C HPCS</li> <li>・M/C 2E</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。                      緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：定義済用語の反映等</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul> <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、P/C 2C・2Dへ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul> <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul> <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、P/C 2C・2Dへ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により直流 125V 充電器 A・B を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流 125V 主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G 及び直流 125V 予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p><b>HPCS D/G</b> による直流 125V 主母線盤 <b>2 A (又は 2 B)</b> への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPCS D/G</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・ M/C HPCS</li> <li>・ MCC HPCS</li> <li>・ 直流 125V 予備充電器</li> <li>・ HPCS D/G～M/C HPCS～MC C HPCS～直流 125V 予備充電器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> </ul>	<p>盤への給電</p> <p><b>2 C・2 D</b> 非常用ディーゼル発電機の故障により直流 125V 充電器 A・B を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流 125V 主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電</p> <p><b>2 C・2 D</b> 非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G 及び直流 125V 予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p><b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b> による直流 125V 主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPCS D/G</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・ M/C HPCS</li> <li>・ MCC HPCS</li> <li>・ 直流 125V 予備充電器</li> <li>・ HPCS D/G～M/C HPCS～MC C HPCS～直流 125V 予備充電器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> </ul>	<p>盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により直流 125V 充電器 A・B を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流 125V 主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系</li> <li>・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路</li> <li>・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路</li> </ul> <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G 及び直流 125V 予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p><b>HPCS D/G</b> による直流 125V 主母線盤 <b>2 A (又は 2 B)</b> への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPCS D/G</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク</li> <li>・ M/C HPCS</li> <li>・ MCC HPCS</li> <li>・ 直流 125V 予備充電器</li> <li>・ HPCS D/G～M/C HPCS～MC C HPCS～直流 125V 予備充電器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路</li> </ul>	<p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：定義済用語の反映等</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車</li> <li>・可搬型整流器</li> <li>・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> </ul>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、M/C 2E、HPCS D/G~M/C HPCS~M/C 2E~M/C 2C又は2D電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>・③変更あり：重大事故等対処設備の範囲の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・M/C HPCS～M/C 2 E～M/C 2 C 又は 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・M/C 2 E, M/C HPCS～M/C 2 E ～M/C 2 C 又は 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・M/C 2 E, M/C HPCS～M/C 2 E ～M/C 2 C 又は 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>①変更なし：自主対策設備の範囲の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A又は2B電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2C D/G</li> </ul>	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直流125V予備充電器, HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A及び2B電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2C D/G</li> </ul>	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直流125V予備充電器, MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A又は2B電路</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2C D/G</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①変更なし：自主対策設備の範囲の適正化(直流125V予備充電器)</li> <li>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更(電路)</li> </ul>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2D D/G</li> <li>・HPCS D/G</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。                      また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ</li> </ul> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2D D/G</li> <li>・HPCS D/G</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。                      また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</li> </ul> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2D D/G</li> <li>・HPCS D/G</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。                      これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。                      以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。                      また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ</li> </ul> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<p>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>



東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</p> <p>耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプ等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>る。</p> <p>また、耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>る。</p> <p>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</p> <p>耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプ等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等                      上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等<sup>※1</sup>及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及び常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等                      上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等<sup>※1</sup>及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等                      上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等<sup>※1</sup>及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順                      1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> </ol>	<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> </ol>	<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> </ol>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G及び常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：記載の適正化（外部電源）</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（、）</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源, 2 C・2 D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置によるM/C 2 C又はM/C 2 D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に, 概要図を第1. 14. 2. 1-3図に, タイムチャートを第1. 14. 2. 1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの</p>	<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失, 2 C・2 D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置の起動及びM/C 2 C又はM/C 2 D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に, 概要図を第1. 14. 2. 1-3図に, タイムチャートを第1. 14. 2. 1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの</p>	<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源, 2 C・2 D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置によるM/C 2 C又はM/C 2 D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に, 概要図を第1. 14. 2. 1-3図に, タイムチャートを第1. 14. 2. 1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>起動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動】</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。※2</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合】</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	<p>起動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>[代替所内電気設備受電]</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>[常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動]</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。※2</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>[常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合]</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	<p>動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動】</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。※2</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合】</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>2 C（又は 2 D），P/C 2 C・2 D 及び M C C 2 C 系・2 D 系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>② 運転員等は，発電長に常設代替高压電源装置（5 台）による緊急用 M/C を経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお，遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの M/C 2 C（又は 2 D）及び P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は，現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。                      [優先 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及び P/C 2 D 受電の場合]</p> <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に，概要図を第 1. 14. 2. 1-5 図に，タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-6 図に示す。</p> <p>① 発電長は，手順着手の判断基準に基づき，災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を依頼する。</p> <p>② 災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>③ 発電長は，運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>④ 運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて P/C 2 D の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤ 運転員等は，中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として P/C 2 D の受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし，動的負荷</p>	<p>2 C（又は 2 D），P/C 2 C・2 D 及び M C C 2 C 系・2 D 系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>② 運転員等は，発電長に常設代替高压電源装置（5 台）による緊急用 M/C を経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお，遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの M/C 2 C（又は 2 D）及び P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は，現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。                      [優先 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及び P/C 2 D 受電の場合]</p> <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1. 14. 2. 1-5 図に，タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-6 図に示す。</p> <p>① 発電長は，手順着手の判断基準に基づき，災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を依頼する。</p> <p>② 災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>③ 発電長は，運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>④ 運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて P/C 2 D の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤ 運転員等は，中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として P/C 2 D の受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし，動的負荷</p>	<p>2 C（又は 2 D），P/C 2 C・2 D 及び M C C 2 C 系・2 D 系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>② 運転員等は，発電長に常設代替高压電源装置（5 台）による緊急用 M/C を経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお，遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの M/C 2 C（又は 2 D）及び P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は，現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。                      [優先 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及び P/C 2 D 受電の場合]</p> <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に，概要図を第 1. 14. 2. 1-5 図に，タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-6 図に示す。</p> <p>① 発電長は，手順着手の判断基準に基づき，災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を依頼する。</p> <p>② 災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>③ 発電長は，運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による P/C 2 D への給電準備開始を指示する。</p> <p>④ 運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて P/C 2 D の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤ 運転員等は，中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として P/C 2 D の受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし，動的負荷</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>



東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加）                  ・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。  <b>また、</b>遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]              可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第</p>	<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。              遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]              可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第</p>	<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。  <b>なお、</b>遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]              可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加）</p> <p>・③変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。  <b>【可搬型代替低圧電源車の起動】</b>                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。                      ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。                      ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。                      ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。  <b>[可搬型代替低圧電源車の起動]</b>                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。                      ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。                      ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。                      ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。  <b>【可搬型代替低圧電源車の起動】</b>                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。                      ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。                      ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。                      ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。                      ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑪運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑫運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又はP/C 2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又はP/C 2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑪運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑫運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑪運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑫運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>



東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び</p>	<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び</p>	<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（全角2D）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間<b>以上</b>にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母</p>	<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による給電                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>	<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順                      (1) 代替直流電源設備による給電                      a. 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間<b>以上</b>にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】                  全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。                  【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】                  125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。又は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によりP/C 2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】                  全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。                  【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】                  125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】                  全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。                  【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】                  125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> </ul>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 2-1図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 2-2図に示す。なお、125V系蓄電池H P C S系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1. 14. 2. 7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>所内常設直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 2-1図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 2-2図に示す。なお、125V系蓄電池H P C S系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1. 14. 2. 7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>[所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認]</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>[必要な負荷以外の切離し]</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、<b>自動給電開始から</b>1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、<b>自動給電開始から</b>8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電</b>手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 2-1図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 2-2図に示す。なお、125V系蓄電池H P C S系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1. 14. 2. 7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備等による非常用所内電気設備への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（等の削除）</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（非常用所内電気設備）</p>



東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  現場対応を運転員等（当直運転員）2名、<span style="background-color: yellow;">重大</span>事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保                  a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  現場対応を運転員等（当直運転員）2名<span style="background-color: yellow;">及び</span>重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保                  a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保                  a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器盤A又はBから直流125V主母線盤2A又は2Bへ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>なお，給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> <li>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</li> </ol> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器A（又はB）から直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> <li>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</li> </ol> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器A又はBから直流125V主母線盤2A又は2Bへ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> <li>4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）</li> <li>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</li> </ol> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（直流125V充電器）</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（括弧書き）</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順                      常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に、概要図を第 1. 14. 2. 1-3 図、第 1. 14. 2. 1-5 図、第 1. 14. 2. 1-7 図及び第 1. 14. 2. 1-9 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-4 図、第 1. 14. 2. 1-6 図、第 1. 14. 2. 1-8 図及び第 1. 14. 2. 1-10 図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段による M/C 2 C, M/C 2 D, P/C 2 C 又は P/C 2 D への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。                      [優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C (又は 2 D) 受電の場合]                      【常設代替高圧電源装置 (2 台) の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。                      【常設代替高圧電源装置 (2 台) の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名及び重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順                      常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1. 14. 2. 1-3 図、第 1. 14. 2. 1-5 図、第 1. 14. 2. 1-7 図及び第 1. 14. 2. 1-9 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-4 図、第 1. 14. 2. 1-6 図、第 1. 14. 2. 1-8 図及び第 1. 14. 2. 1-10 図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段による M/C 2 C, M/C 2 D, P/C 2 C 又は P/C 2 D への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。                      [優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C (又は 2 D) 受電の場合]                      [常設代替高圧電源装置 (2 台) の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電]                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。                      [常設代替高圧電源装置 (2 台) の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名及び重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順                      常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に、概要図を第 1. 14. 2. 1-3 図、第 1. 14. 2. 1-5 図、第 1. 14. 2. 1-7 図及び第 1. 14. 2. 1-9 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-4 図、第 1. 14. 2. 1-6 図、第 1. 14. 2. 1-8 図及び第 1. 14. 2. 1-10 図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段による M/C 2 C, M/C 2 D, P/C 2 C 又は P/C 2 D への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。                      [優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C (又は 2 D) 受電の場合]                      【常設代替高圧電源装置 (2 台) の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。                      【常設代替高圧電源装置 (2 台) の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等 (当直運転員) 1 名、現場対応を運転員等 (当直運転員) 2 名及び重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置 (2 台) の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	<p>[常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>[常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	<p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	<p>場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	<p>場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順                      (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電                      非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。                      代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> </ol> <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、                      「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      [常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。                      [可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失時に、常設代替高压電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      [優先1. 常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電                      非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。                      代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> </ol> <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、                      「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      [常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。                      [可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失時に、常設代替高压電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      [優先1. 常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電                      非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。                      代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常設代替交流電源設備</li> <li>2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）</li> </ol> <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、                      「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      [常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。                      [可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準]                      外部電源喪失時に、常設代替高压電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      [優先1. 常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	



東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順①～②と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p>	<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>〔常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動〕</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順①～②と同様である。</p> <p>〔常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動の場合〕</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>〔代替所内電気設備受電〕</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用M/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p>	<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順①～②と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の〔優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合〕の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</li> <li>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（M/C手動操作については既出であるため記載）</li> </ul>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用 P / C 受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に、概要図を第 1. 14. 2. 3-3 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 3-4 図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2 台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2 台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用 P / C の受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用 P / C 受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に、概要図を第 1. 14. 2. 3-3 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 3-4 図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2 台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2 台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用 P / C の受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用 P / C 受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14. 2. 1-1 図及び第 1. 14. 2. 1-2 図に、概要図を第 1. 14. 2. 3-3 図に、タイムチャートを第 1. 14. 2. 3-4 図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2 台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2 台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用 P / C の受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>省略)</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑫発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>[代替所内電気設備受電]</p> <p>⑫発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑫発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑮運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。                      【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]                      上記の操作は、現場対応を運転員等（当直運</p>	<p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用P/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      [常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。                      [常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1</p>	<p>⑮運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合]                      【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。                      【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]                      中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（P/C手動操作については既出であるため記載省略）</p> <p>・①変更なし：不要な記載のため</p> <p>・①変更なし：不要な記載のため</p> <p>・①変更なし：追補内での記載統一</p> <p>・①変更なし：タイムチ</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>ヤートとの整合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①変更なし：記載の適正化</li> <li>・①変更なし：タイムチャートとの整合</li> </ul>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し、発電長に緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失の後、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず、直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており、緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失時に、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>る。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し、発電長に緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失の後、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず、直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており、緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失時に、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>る。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し、発電長に緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失の後、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず、直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており、緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失時に、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ①変更なし：用語の適正化</p> <p>・ ①変更なし：用語の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>



東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性  <b>上記の操作は，</b>現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による<b>代替所内電気設備への給電</b>完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。</p> <p><b>また，</b>上記給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替<b>高圧電源装置</b>への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料</p>	<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて<b>遮断器用制御電源等の</b>必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性          現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による<b>緊急用直流125V主母線盤の受電</b>完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。</p> <p>上記給電を継続するために<b>燃料給油設備である</b>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替<b>交流電源設備である常設代替</b>高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料</p>	<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性  <b>上記の操作は，</b>現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による<b>代替所内電気設備への給電</b>完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。</p> <p><b>また，</b>上記給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替<b>高圧電源装置</b>への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（記載統一）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失、2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの電圧が喪失した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また、【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへ給電できない場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また、【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失、2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの電圧が喪失した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また、【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順                      手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。                      操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。                      操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、常設代替交流電源設備M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。                      また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>(b) 操作手順                      概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。                      操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。                      操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電                      外部電源喪失、2C・2D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。                      また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>(b) 操作手順                      手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。                      操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。                      操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電                      外部電源喪失、2C・2D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。                      また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：正確な内容へ修正</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電                      a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準  <b>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】</b>                      外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。  <b>【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】</b>                      125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準  <b>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】</b>                      外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。  <b>【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】</b>                      125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準  <b>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】</b>                      外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。  <b>【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】</b>                      125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>



東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、MCC HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p>	<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</p>	<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電                      外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、MCC HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：資料追加による図番号の変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A（又は2B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず、125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず、125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず、125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。                      操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順                      (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。                      操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順                      (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。                      操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性                      操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順                      (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧                      外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順                      2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>・①変更なし：図面追加による図番号の変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで可能である300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油]</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>[タンクローリから各機器への給油]</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>①変更なし：誤字の修正</p>



東海第二発電所 補正書（追補 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>注水中型ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間<sup>※1</sup>となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり，各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし，以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし，同一箇所での作業が重複する際は適宜，給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図，第1.14.2.6-3図に，タイムチャートを第1.14.2.6-2図，第1.14.2.6-4図，第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策本部長代理は，手順着手の判断基準に基づき，重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</li> <li>②重大事故等対応要員は，給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</li> </ul>	<p>注水中型ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間<sup>※1</sup>となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり，各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし，以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし，同一箇所での作業が重複する際は適宜，給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図，第1.14.2.6-3図に，タイムチャートを第1.14.2.6-2図，第1.14.2.6-4図，第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策本部長代理は，手順着手の判断基準に基づき，重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</li> <li>②重大事故等対応要員は，給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</li> </ul>	<p>注水中型ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間<sup>※1</sup>となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり，各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし，以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし，同一箇所での作業が重複する際は適宜，給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間</li> <li>・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間</li> <li>・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図，第1.14.2.6-3図に，タイムチャートを第1.14.2.6-2図，第1.14.2.6-4図，第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策本部長代理は，手順着手の判断基準に基づき，重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</li> <li>②重大事故等対応要員は，給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</li> </ul>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性                  【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】                  タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ</p>	<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性                  【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】                  タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ</p>	<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性                  【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】                  タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を、初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。</li> </ul>	<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を，初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[タンクローリから各機器への給油]</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。</li> </ul>	<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を，初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。</li> <li>可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。</li> <li>タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。</li> </ul>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油                      重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>[2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電                      外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電                      外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電                      外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	



東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油                      重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油                      重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニター用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油                      重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。                      ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順                      可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。                      操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択                      重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。                      対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。                      (1) 代替電源（交流）による対応手段                      全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	<p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。                      ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順                      可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。                      操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択                      重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。                      対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。                      (1) 代替電源（交流）による対応手段                      全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	<p>(b) 操作手順                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。                      ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。                      ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順                      可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。                      操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択                      重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。                      対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。                      (1) 代替電源（交流）による対応手段                      全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能），原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり，長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は，代替交流電源設備による給電を開始するまでの間，125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお，所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は，直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後，24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は，可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は，直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は，遮断器の制御電源が喪失しているため，遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し，直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能），原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり，長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は，代替交流電源設備による給電を開始するまでの間，125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお，所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は，直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後，24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は，可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は，直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は，遮断器の制御電源が喪失しているため，遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し，直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能），原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり，長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は，代替交流電源設備による給電を開始するまでの間，125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお，所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は，直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後，24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は，可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は，直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は，遮断器の制御電源が喪失しているため，遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し，直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																														
<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="124 394 825 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="937 394 1662 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="1745 394 2445 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。）</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。）</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。）</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路</li> <li>・2D D/G～M/C 2D電路</li> <li>・HPCS D/G～M/C HPCS電路</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>・軽油貯蔵タンク</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																														
<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書II（撤換ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書II（停止時撤換ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書II（撤換ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書II（停止時撤換ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul> </td> <td>                     非常時運転手順書II（撤換ベース）                      「電源供給回復」                      重大事故等対処設備                      非常時運転手順書II（停止時撤換ベース）                      「停止時電源復旧」                      AM設備別操作手順書                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。                  ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池HPCS系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 電路</li> <li>120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A 電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B 電路</li> <li>125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路</li> <li>中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A</li> <li>中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B</li> </ul>	非常時運転手順書II（撤換ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）		東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）		東海第二発電所 修正案		6/21 補正箇所の取扱い			
対応手段、対処設備、手順書一覧（3/8）									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書
代替交流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 （全交流動力電源喪失）	常設代替交流電源設備による給電	・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 （全交流動力電源喪失）	常設代替交流電源設備による給電	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機	・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電路	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
			・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領					
			・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領					
※1	125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。								
※2	緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。								

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）		東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）		東海第二発電所 修正案		6/21 補正箇所の取扱い			
対応手段，対処設備，手順書一覧（4/8）									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書
代替直流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	非常用所内直流電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>125V系蓄電池A系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池B系<sup>※1</sup></li> <li>125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路</li> <li>125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替直流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	非常用所内直流電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替低圧電源車</li> <li>可搬型整流器</li> <li>可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)～可搬型整流器～直流125V主母線2A及び2B電路</li> <li>燃料給油設備</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
				可搬型代替直流電源設備による給電					重大事故等対処設備
代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用M/C</li> <li>緊急用P/C</li> <li>緊急用MCC</li> <li>緊急用電源切替盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池<sup>※2</sup></li> <li>緊急用直流125V主母線盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用M/C</li> <li>緊急用P/C</li> <li>緊急用MCC</li> <li>緊急用電源切替盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池<sup>※2</sup></li> <li>緊急用直流125V主母線盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用M/C</li> <li>緊急用P/C</li> <li>緊急用MCC</li> <li>緊急用電源切替盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池<sup>※2</sup></li> <li>緊急用直流125V主母線盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用M/C</li> <li>緊急用P/C</li> <li>緊急用MCC</li> <li>緊急用電源切替盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池<sup>※2</sup></li> <li>緊急用直流125V主母線盤</li> <li>緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ (「電源供給回復」) 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時復旧」) AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPC S系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。



東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）					東海第二発電所 修正案					6/21 補正箇所への取扱い
対応手段、対処設備、手順書一覧（5/8）					対応手段、対処設備、手順書一覧（5/8）					対応手段、対処設備、手順書一覧（5/8）					
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	
非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設代替高圧電源装置</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>燃料給油設備</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設代替高圧電源装置</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>燃料給油設備</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設代替高圧電源装置</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> <li>常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路</li> <li>緊急用M/C～緊急用MCC電路</li> <li>燃料給油設備</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPCS D/G</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>M/C HPCS</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>軽油貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	重大事故等対策要領 非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPCS D/G</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>M/C HPCS</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>軽油貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	重大事故等対策要領 非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPCS D/G</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</li> <li>M/C HPCS</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路</li> <li>軽油貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</li> </ul>	重大事故等対策要領 非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	
		緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領			緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領			緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁</li> <li>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電
※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニター用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）					東海第二発電所 修正案					6/21 補正箇所 の取扱い														
対応手段、対処設備、手順書一覧（6/8）										対応手段、対処設備、手順書一覧（6/8）										対応手段、対処設備、手順書一覧（6/8）									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書												
非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電	可搬型代替低圧電源車	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電	可搬型代替低圧電源車	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電	可搬型代替低圧電源車	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備											
				AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書			AM設備別操作手順書										
非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	直流 125V 主母線盤への給電	125V系蓄電池A系※1	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	直流 125V 主母線盤への給電	125V系蓄電池A系※1	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	直流 125V 主母線盤への給電	125V系蓄電池A系※1	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備											
				AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書			AM設備別操作手順書										
非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電	HPCS D/G	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電	HPCS D/G	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電	HPCS D/G	非常時運転手順書 II（微候ベース）「電源供給回復」	非常時運転手順書 II（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」	重大事故等対処設備											
				AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書						AM設備別操作手順書			AM設備別操作手順書										

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）					東海第二発電所 修正案					6/21 補正箇所の取扱い														
対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）										対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）										対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		手順書												
非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替直流電源設備による給電	可搬型代替直流電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替直流電源設備による給電	可搬型代替直流電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替直流電源設備による給電	可搬型代替直流電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領												
代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領												
燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領	燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領	燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領												

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。  
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）		東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）		東海第二発電所 修正案		6/21 補正箇所の取扱い			
対応手段，対処設備，手順書一覧（8/8）									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書
燃料給油設備による給油	—	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油貯蔵タンク</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	燃料給油設備による給油	—	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油貯蔵タンク</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</li> <li>常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁</li> </ul>	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。		※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。		※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	
・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更									

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																														
<p>第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧（1/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	<p>第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧（1/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	<p>第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧（1/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	<p>・①変更なし：脱字の修正</p>
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力																																																																																																																															
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力																																																																																																																															
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	常設代替高压電源装置発電機電圧 常設代替高压電源装置発電機周波数 常設代替高压電源装置発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 緊急用M/C電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低压電源車発電機電圧 可搬型代替低压電源車発電機周波数 可搬型代替低压電源車発電機電力																																																																																																																															
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	判断基準	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															





東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																					
<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作 電源</td> <td>P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作 監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																						
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																						
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	HPCS D/G 運転 HPCS D/G 発電機電圧 HPCS D/G 発電機電力 HPCS D/G 発電機周波数																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」	操作 電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作 監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																						



東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																														
<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源 中運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作		重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作		1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数	<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源 中運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作		重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作		1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数	<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源 中運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作		重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作		1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数	<p>・①変更なし：脱字の修正</p>
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源 中運転監視	可搬型代替低圧電源発電機電圧 可搬型代替低圧電源発電機出力 可搬型代替低圧電源発電機電流																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作																																																																																																																																
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 新庄炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 P/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機出力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																															

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																														
<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>・①変更なし：計器名称の適正化</p>
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
		電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																															
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力																																																																																																																															
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																																	
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
		電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																															
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力																																																																																																																															
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																																	
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																															
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ （復帰ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
		電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復帰ベース） 「停止時電源復帰」	判断基準	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																															
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																															
重大事故等対策要領	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 新庄FCスプレイズディーゼル発電機機関入口圧力																																																																																																																															
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																																	
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																															
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																															

東海第二発電所 補正書 (追補 1. 1. 4) 比較表 【対象項目: 第57条】

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																		
<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>補機監視機能</td> <td>軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>補機監視機能</td> <td>軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧	<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>補機監視機能</td> <td>軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧	<p>・①変更なし: 脱字の修正</p>
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																			
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧																																																																			
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧 2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (停止時復旧ベース) 「停止時電源復旧」	補機監視機能	軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクレベル DGSW海水流量 (2C) DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)																																																																			
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																					
非常時運転手順書Ⅱ (復旧ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																			
	操作	電源 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧																																																																			

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析 (交流)</p>	<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析 (交流)</p>	<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析 (交流)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析（直流）</p>	<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析（直流）</p>	<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析（直流）</p>	

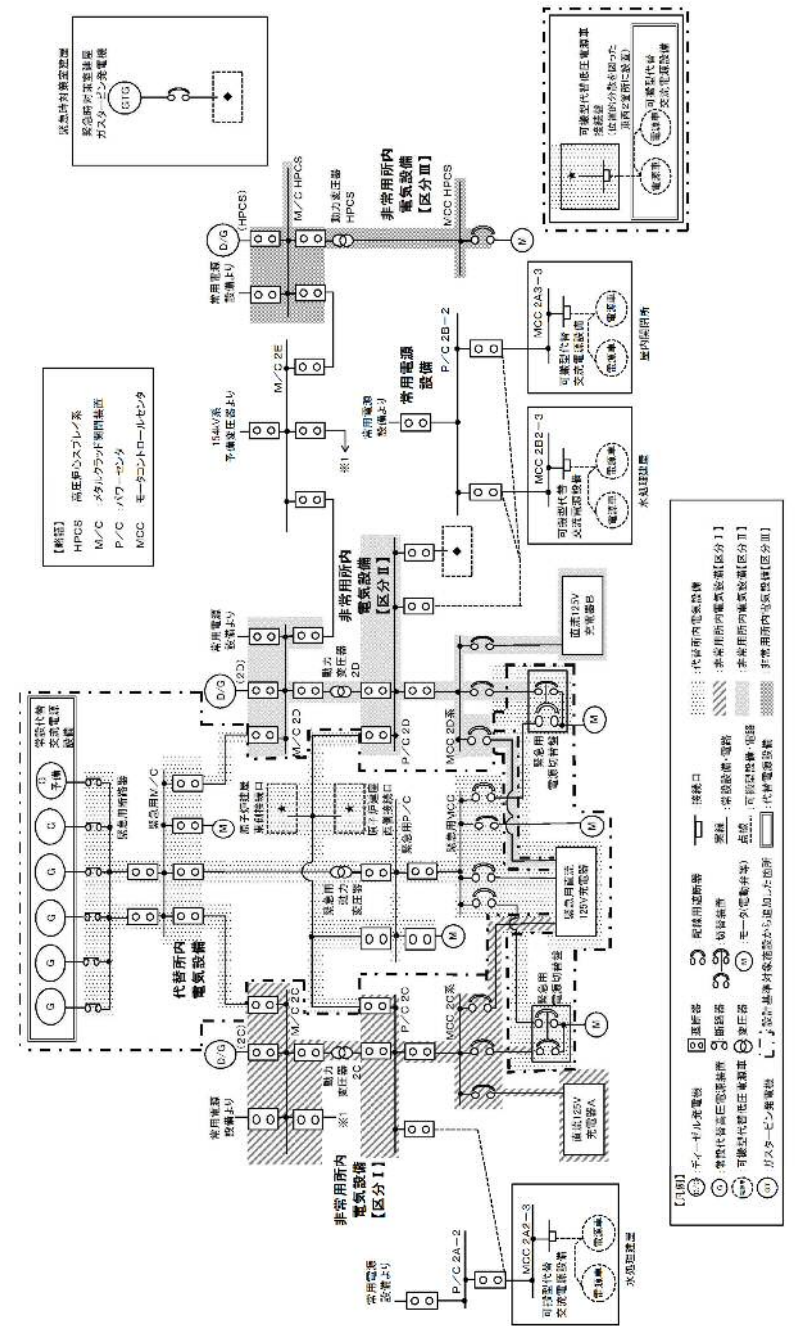
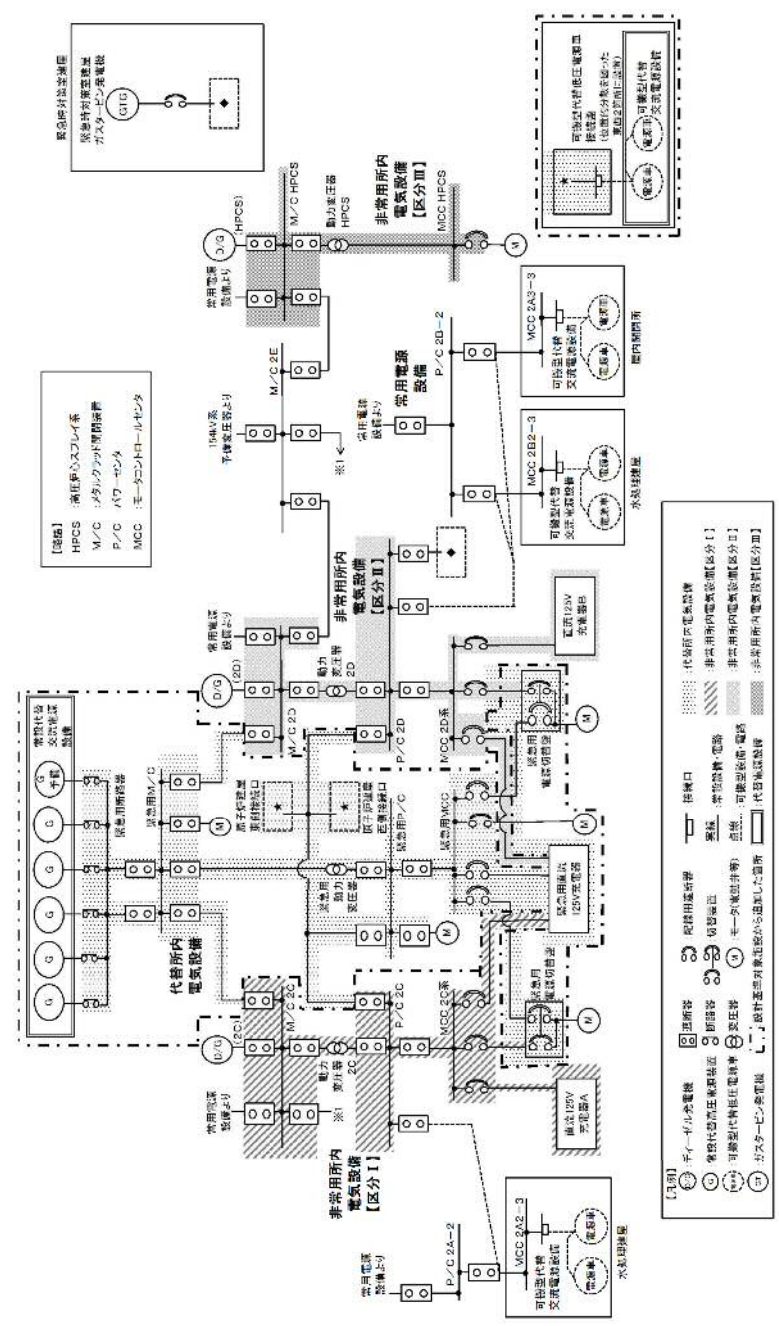
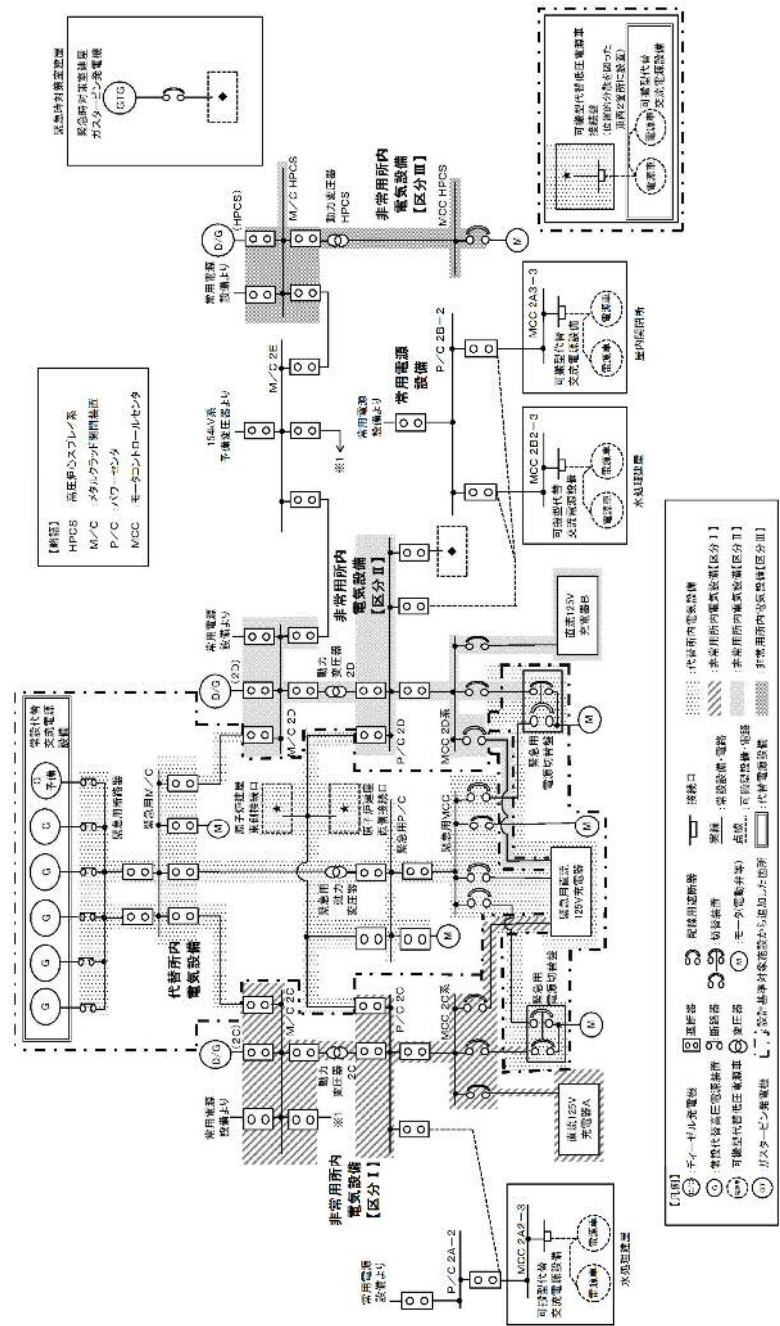
<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)

東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)

東海第二発電所 修正案

6/21 補正箇所の取扱い



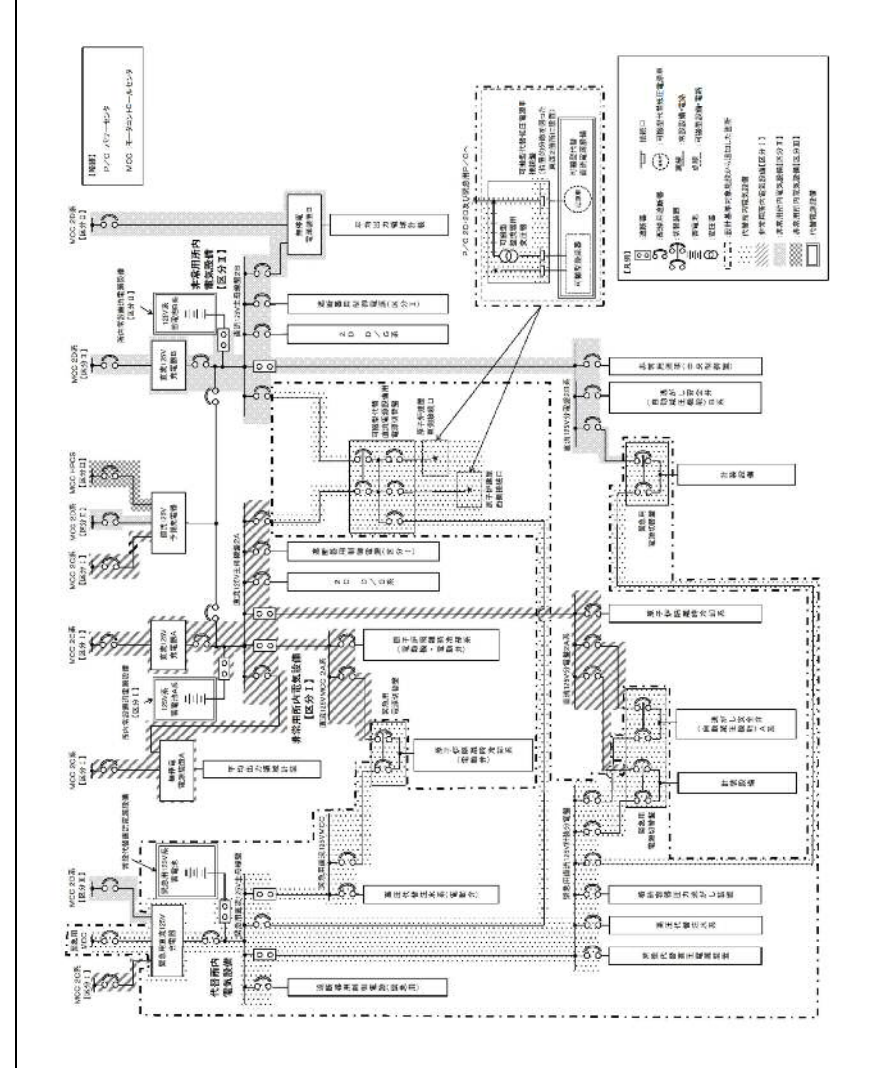
第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

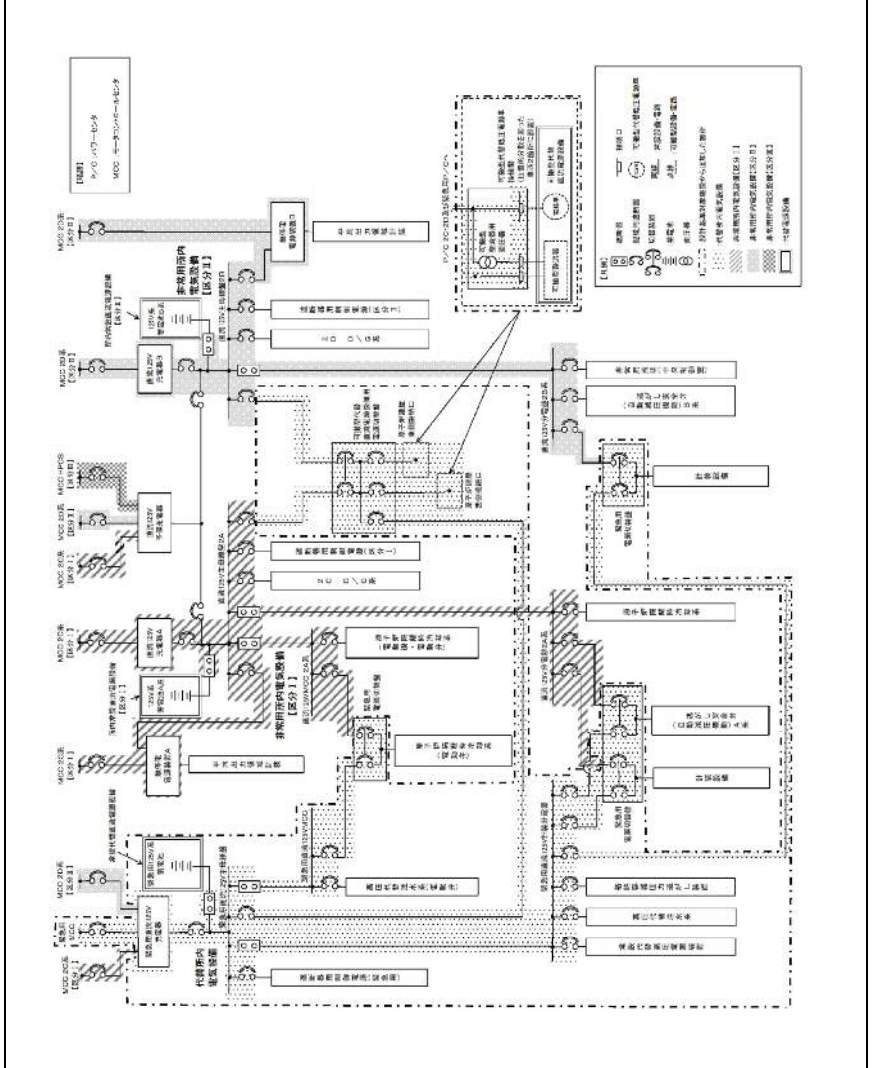
第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

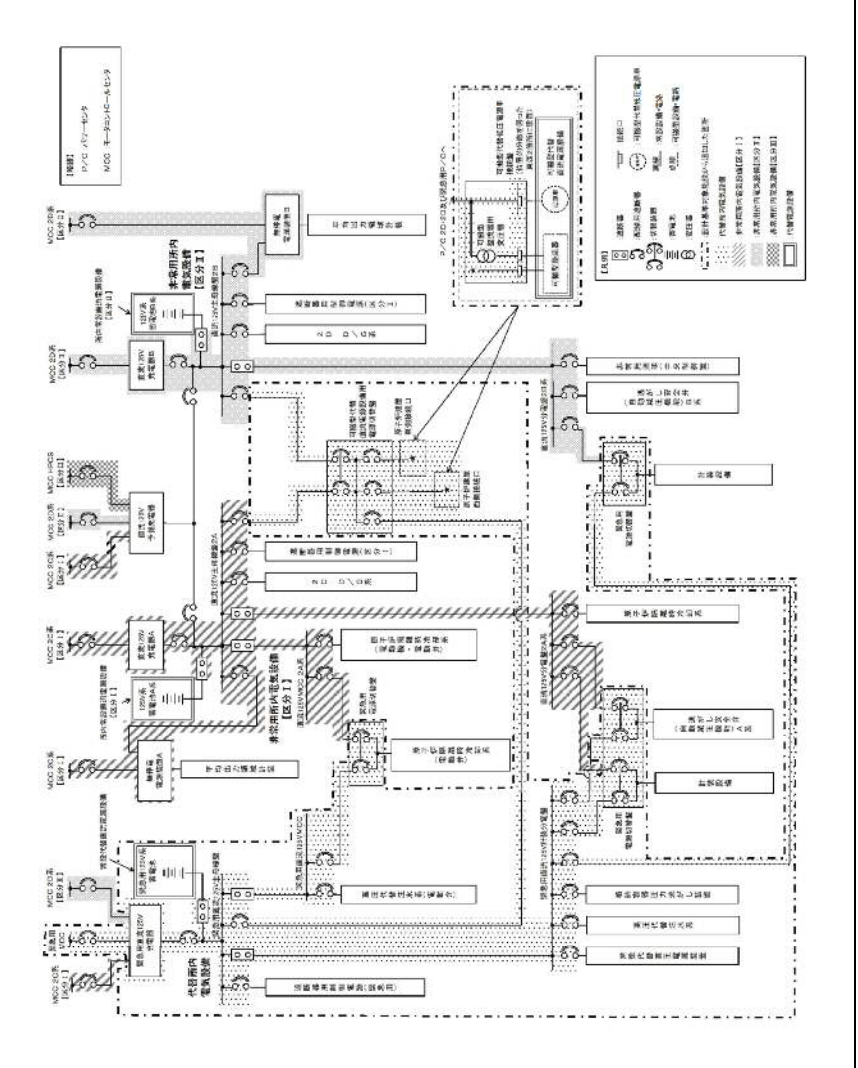
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）      東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）      東海第二発電所 修正案      6/21 補正箇所の取扱い



第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）

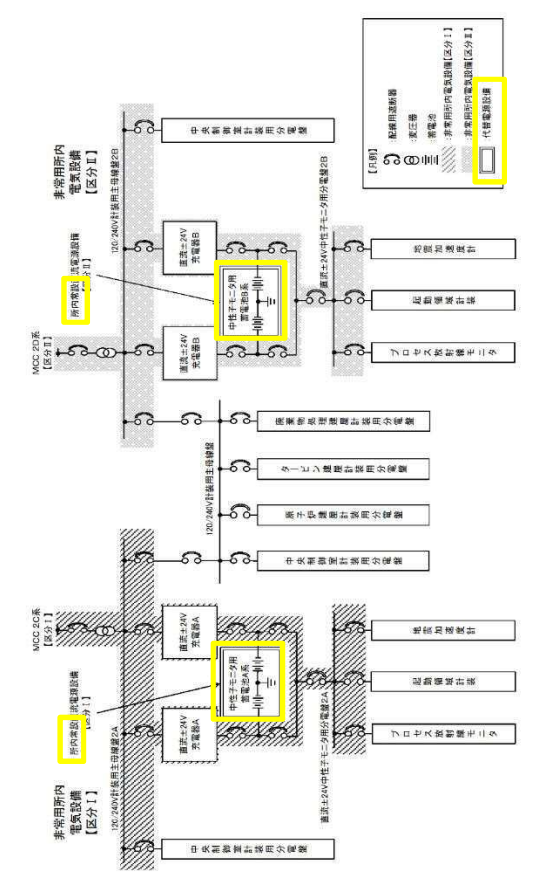
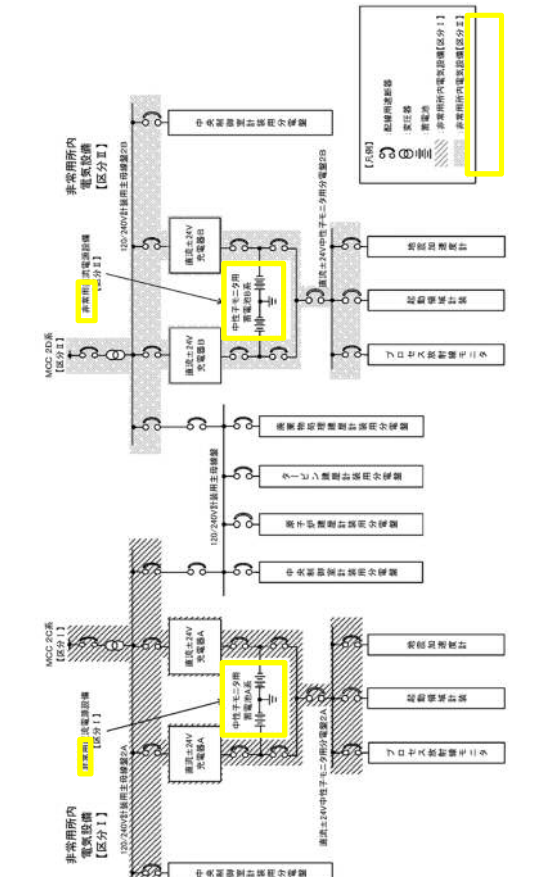
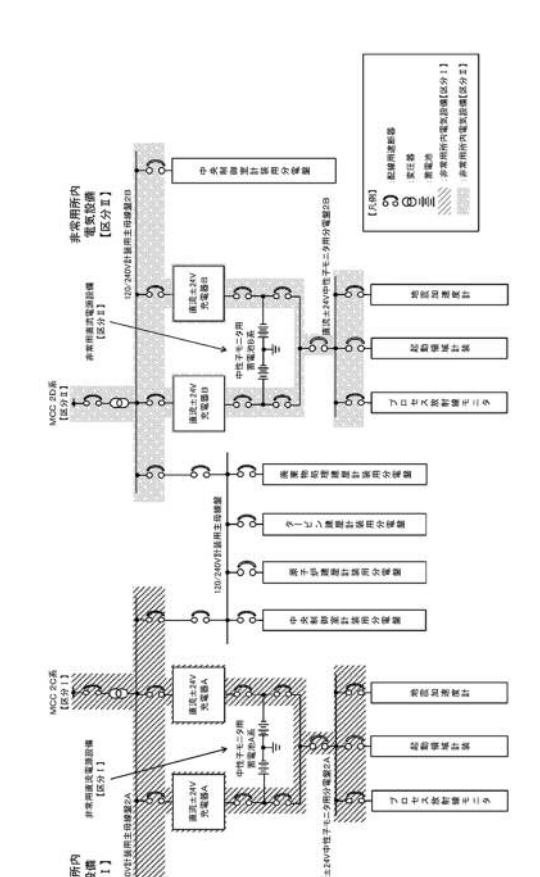


第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）



第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	 <p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	 <p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	<p>・①変更なし：本文記載の設備区分との整合</p>



<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

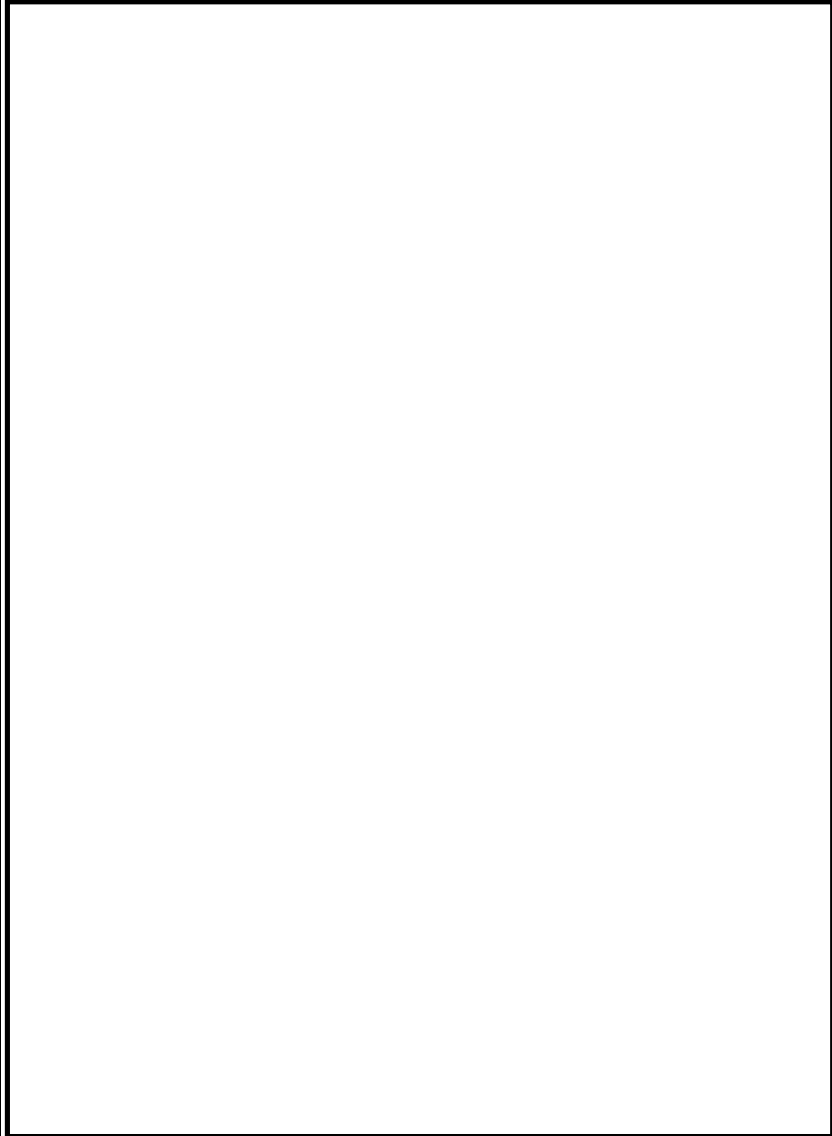
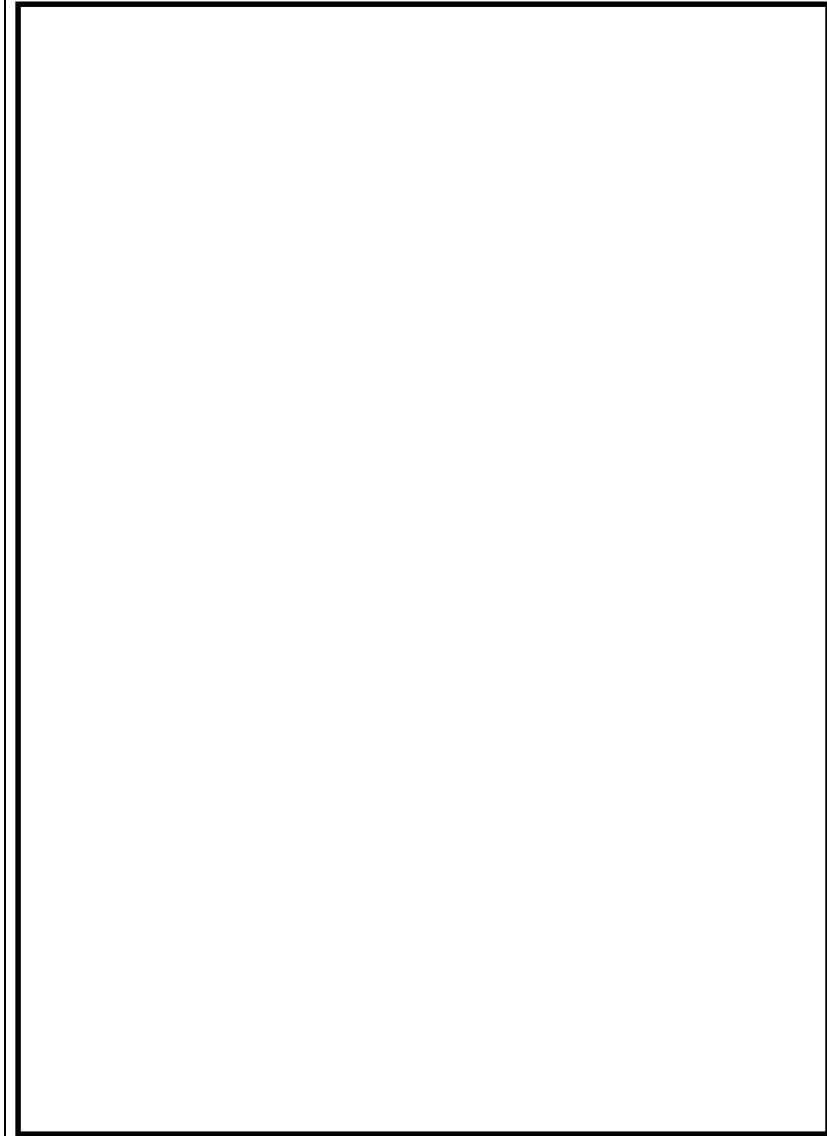
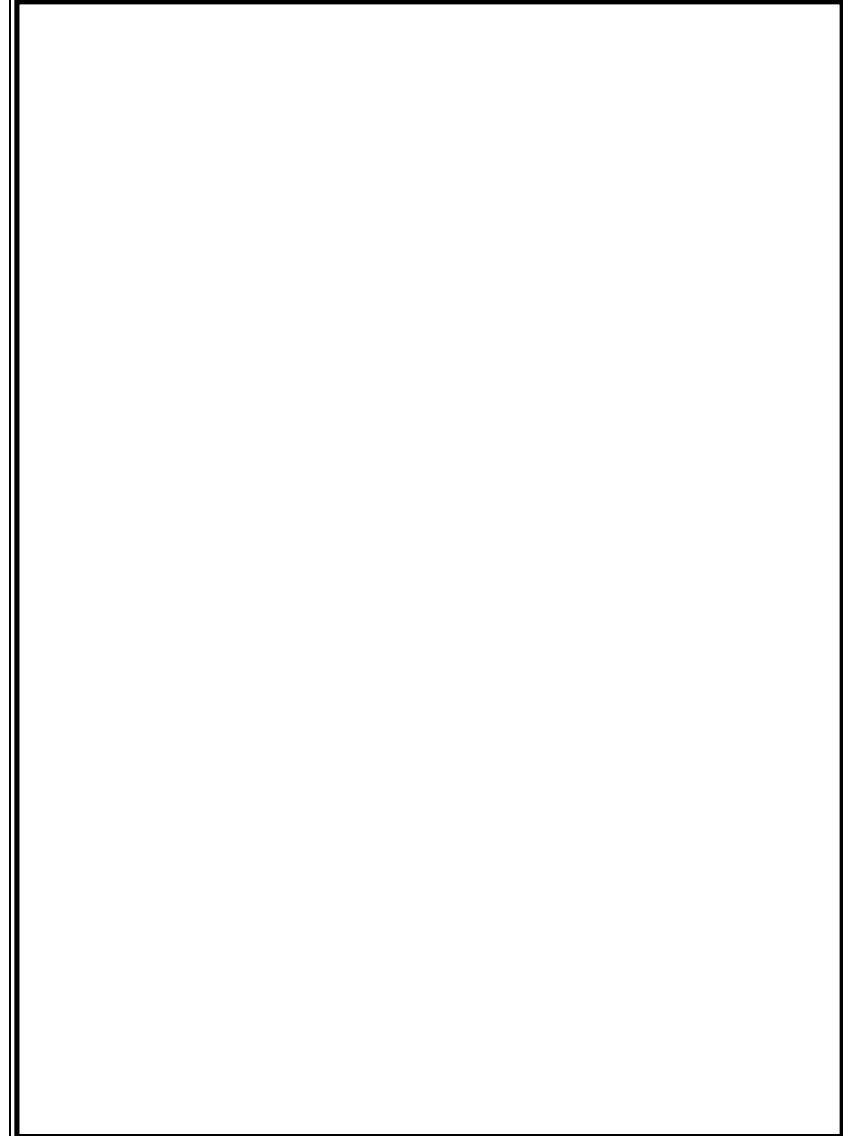



東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図 (3/3)</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図 (3/3)</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図 (3/3)</p>	<p>・①変更なし: 本文記載の設備区分との整合</p>

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>この図は、第二回補正申請における代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。図には、原子炉建屋付属機（M/C 2C・2D・HPCS）、発電機、2C・2D・HPCS ディーゼル機関、代替海水供給元弁、送水ホース、接続口、港湾等取水源、2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ、及び高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機用海水ポンプが描かれています。また、可搬型代替注水大型ポンプも示されています。【略語】として、M/C（メタルクラッド閉閉装置）、HPCS（高圧炉心スプレイス系）が定義されています。【凡例】として、ポンプ、遮断器、弁、接続口、設計基準対象施設から追加した箇所が定義されています。</p>	<p>この図は、第三回補正申請における代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。図の構成は第二回補正申請の図とほぼ同じですが、【凡例】に「ポンプ」の記号が追加されています。また、【略語】に「HPCS」の定義が追加されています。</p>	<p>この図は、修正案における代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。図の構成は第三回補正申請の図とほぼ同じですが、【凡例】に「ポンプ」の記号が追加されています。また、【略語】に「HPCS」の定義が追加されています。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			
<p>第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p> は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p> は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p> は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<div data-bbox="97 279 834 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="97 1339 878 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="142 1472 834 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="905 279 1641 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="905 1339 1685 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="949 1472 1641 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="1730 279 2466 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1715 1339 2496 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="1760 1472 2451 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【特注】 高圧側中心スライズ系              HPCS : タルファクが設置装置              M/C : パワーセンター              P/C : パワーセンター              MCC : モーターコントロールセンター</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【特注】 高圧側中心スライズ系              HPCS : タルファクが設置装置              M/C : パワーセンター              P/C : パワーセンター              MCC : モーターコントロールセンター</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【特注】 高圧側中心スライズ系              HPCS : タルファクが設置装置              M/C : パワーセンター              P/C : パワーセンター              MCC : モーターコントロールセンター</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)

第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)

※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)

第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)

※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

東海第二発電所 修正案

第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)

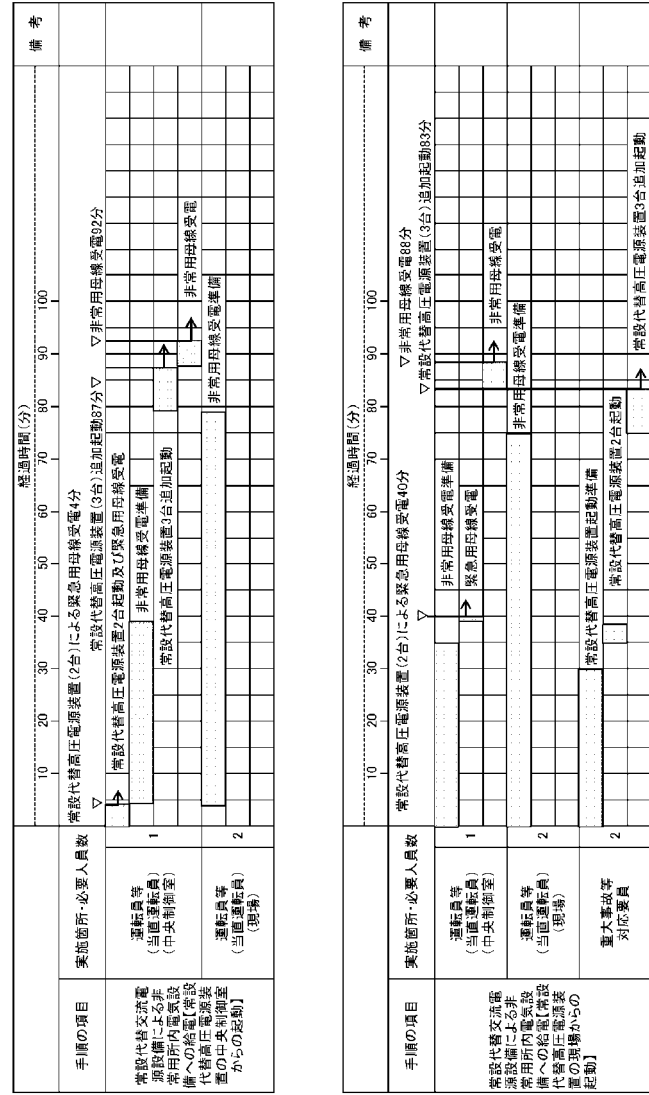
※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

6/21 補正箇所の取扱い

・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

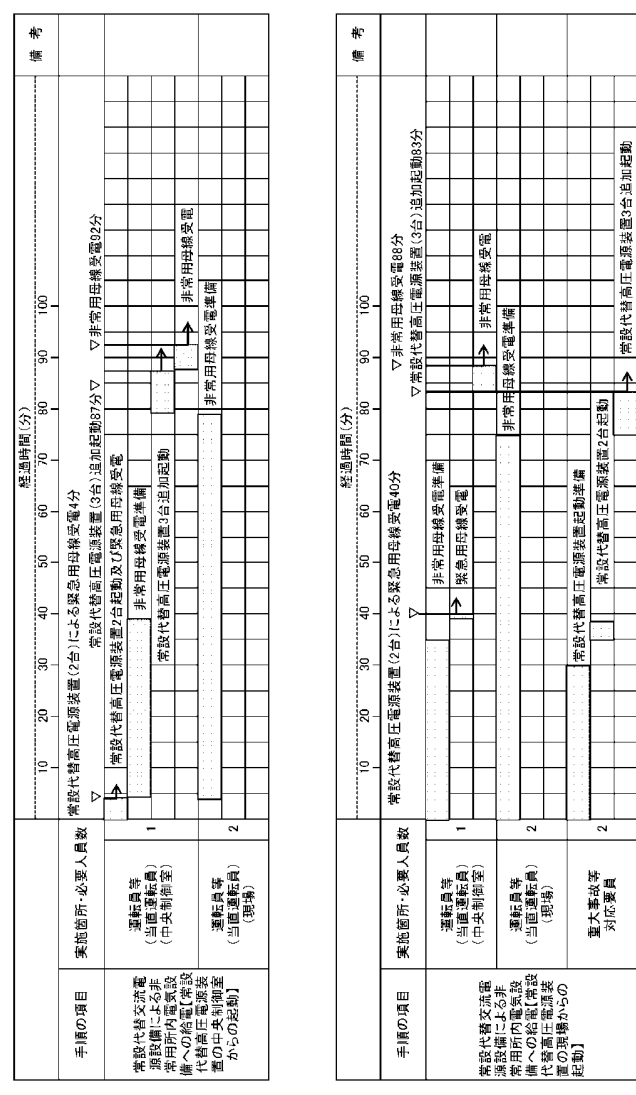
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)



※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

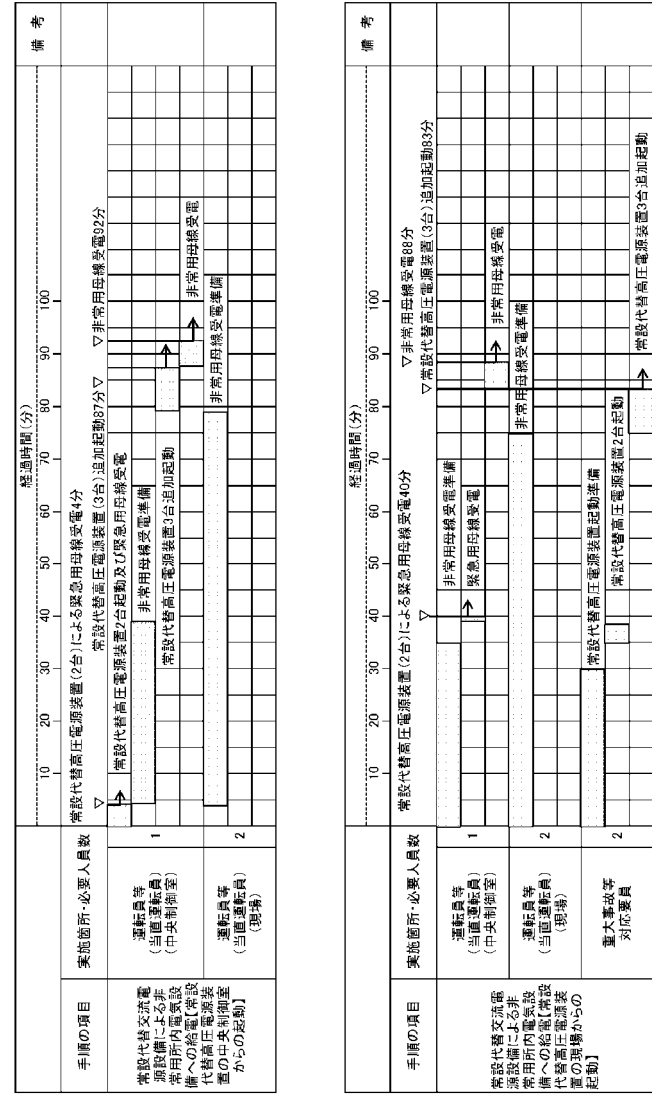
東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)



※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

東海第二発電所 修正案



※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

6/21 補正箇所の取扱い

・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2C受電の概要図</p>	<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p>	<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p>	<p>・①変更なし: 誤記の修正</p>
<p>第 1.14.2.1-5 図</p>	<p>第 1.14.2.1-5 図</p>	<p>第 1.14.2.1-5 図</p>	<p>第 1.14.2.1-5 図</p>

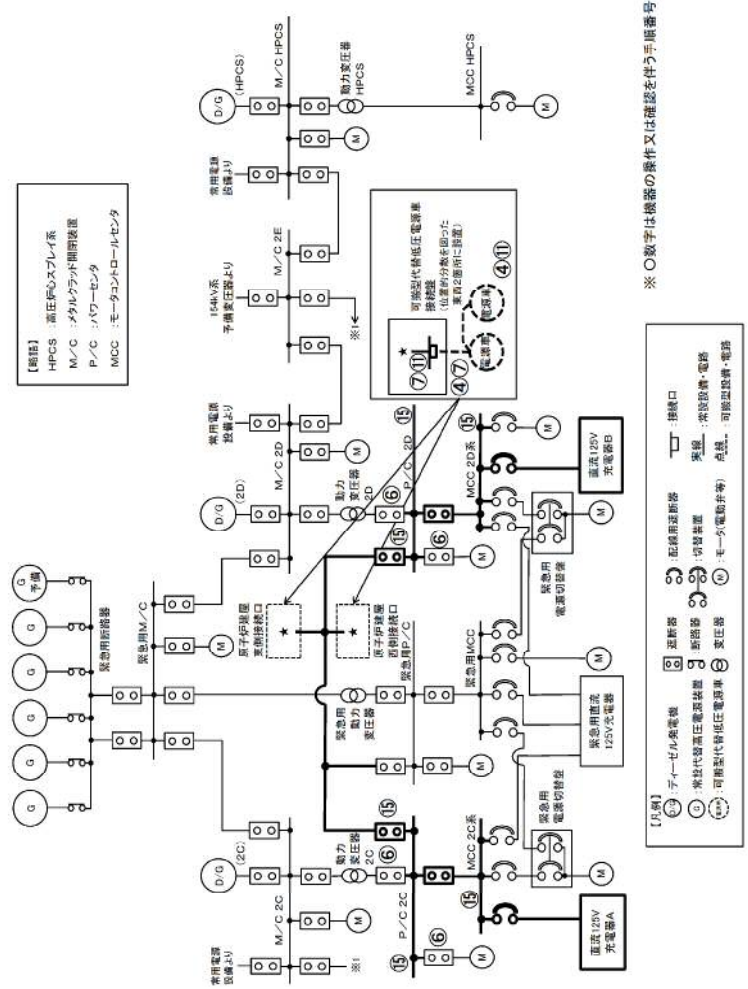
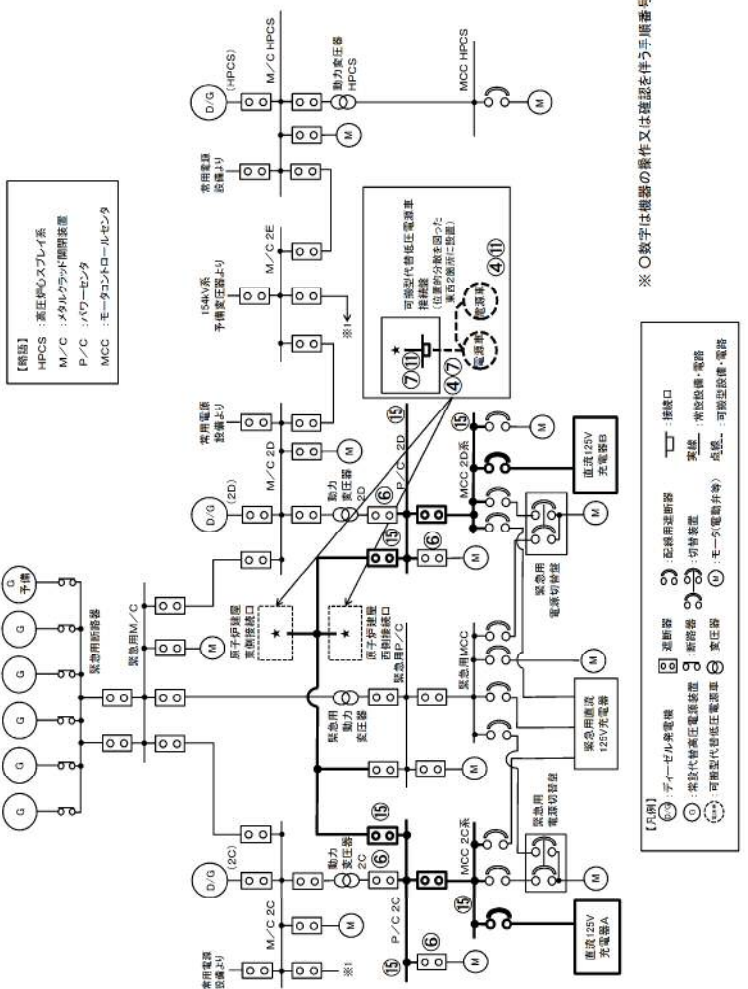
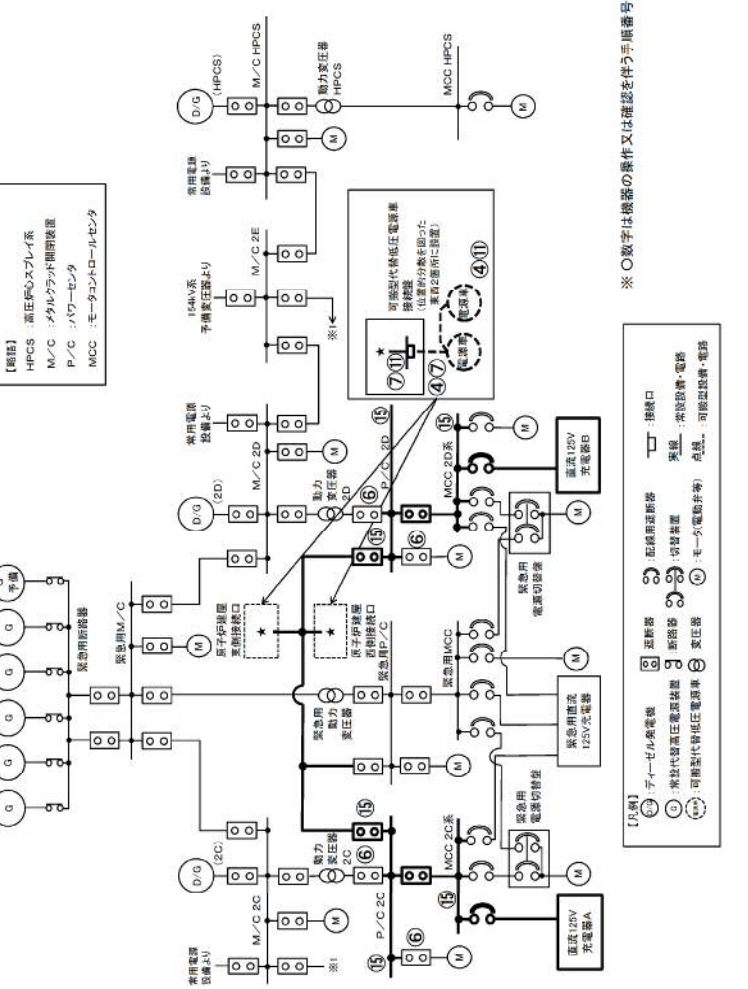


東海第二発電所 補正書（追補 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>・①変更なし：タイムチャートバー記載位置適正化（時間変更なし）                  作業タスク名称の追記</p>

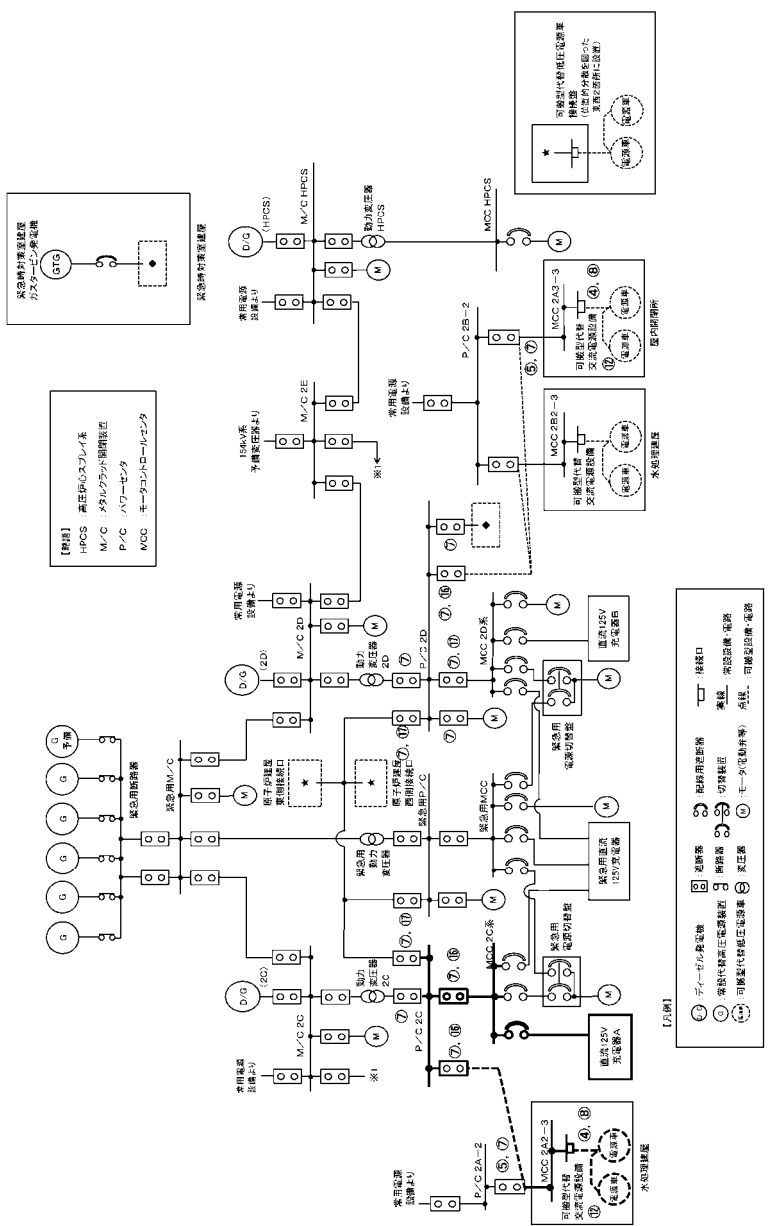
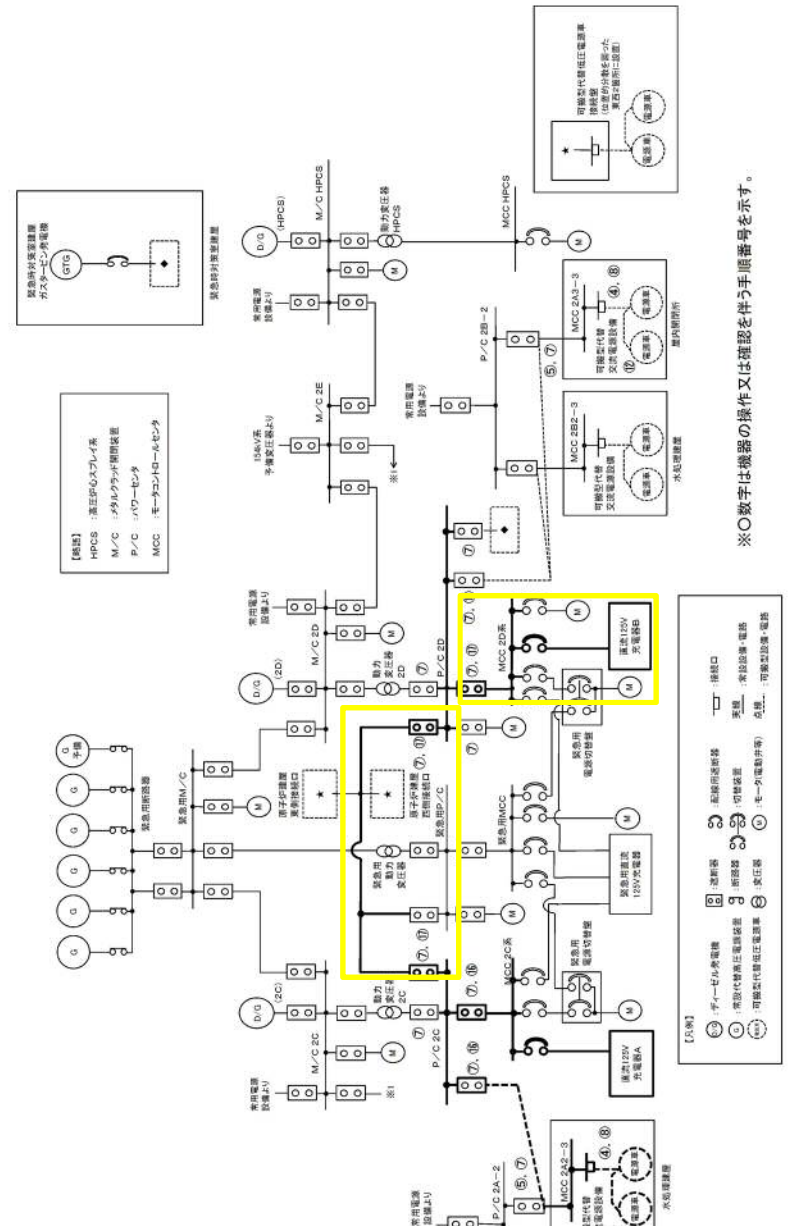
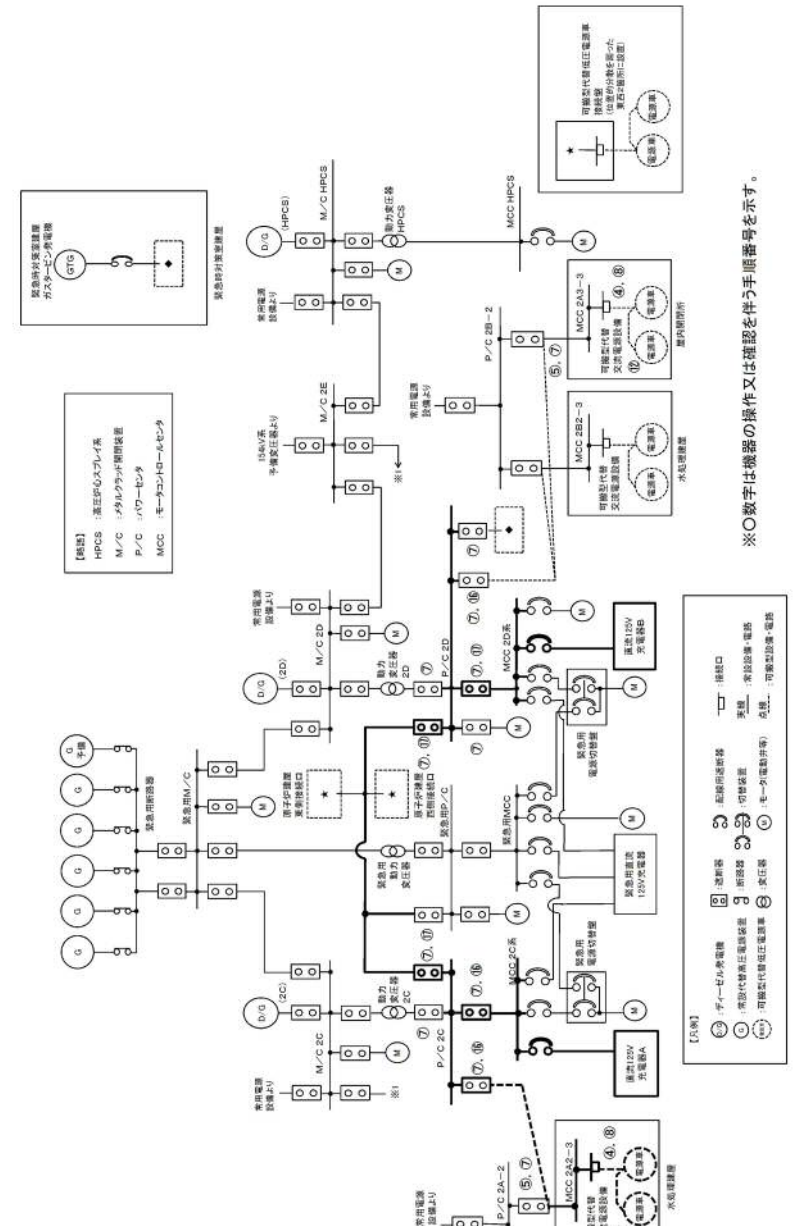
<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>【備考】 高圧中心スプレイ系              HFCS : タルフラクが調停装置              M/C : パワーセンタ              MCC : モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【備考】 高圧中心スプレイ系              HFCS : タルフラクが調停装置              M/C : パワーセンタ              MCC : モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【備考】 高圧中心スプレイ系              HFCS : タルフラクが調停装置              M/C : パワーセンタ              MCC : モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動並びに P/C 2C              及び P/C 2D 受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動並びに P/C 2C              及び P/C 2D 受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動並びに P/C 2C              及び P/C 2D 受電の概要図</p>	

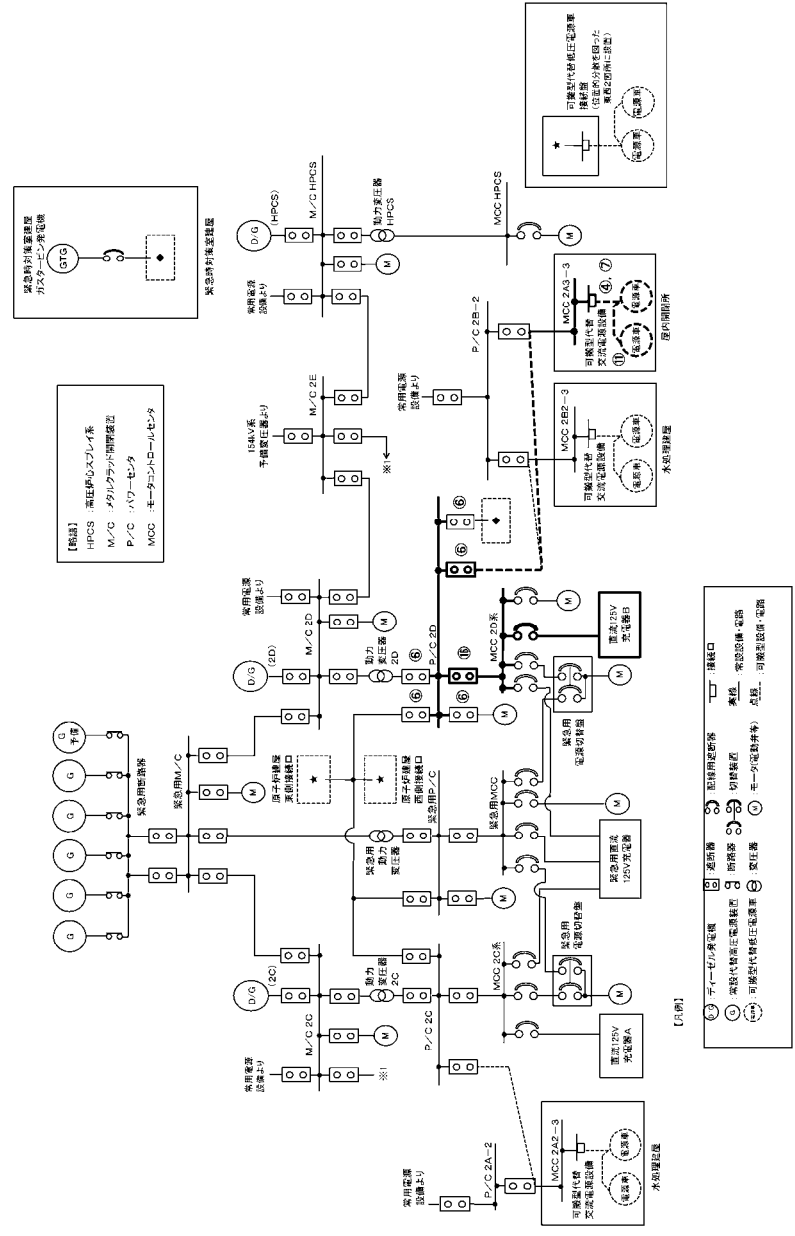
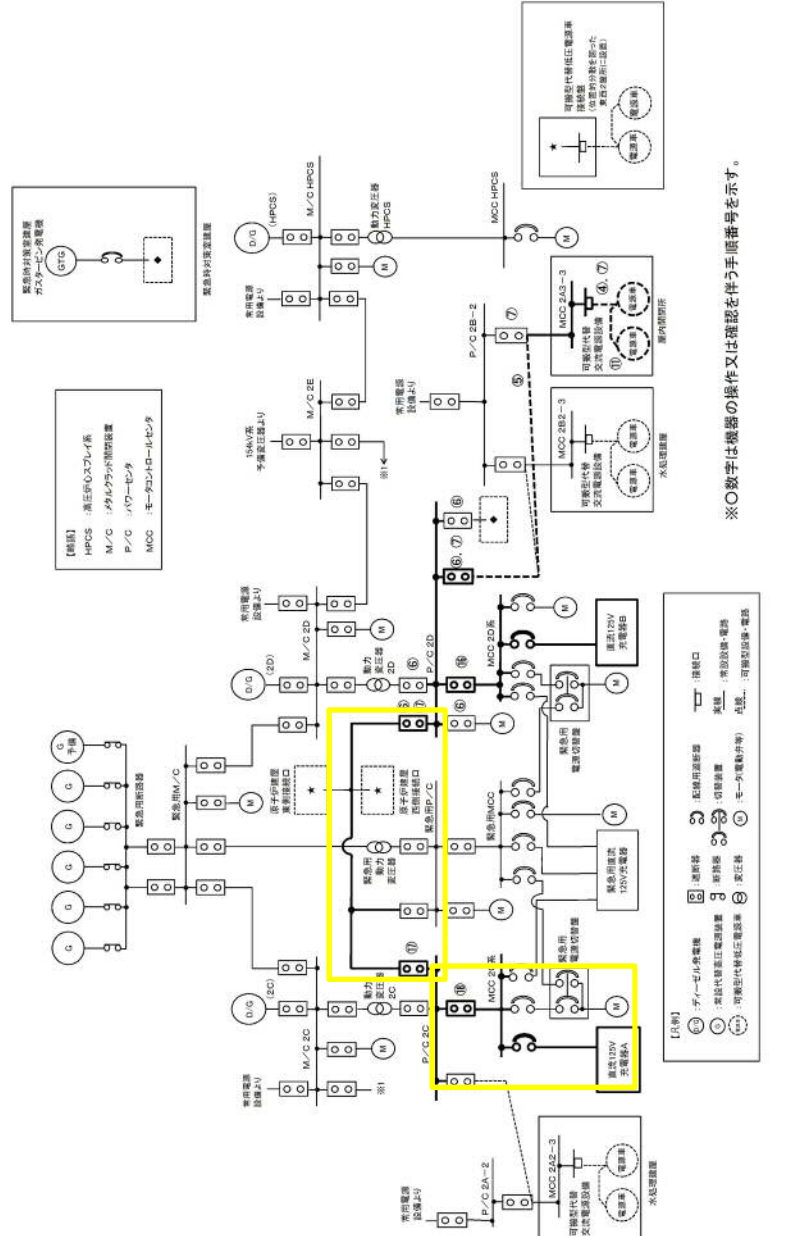
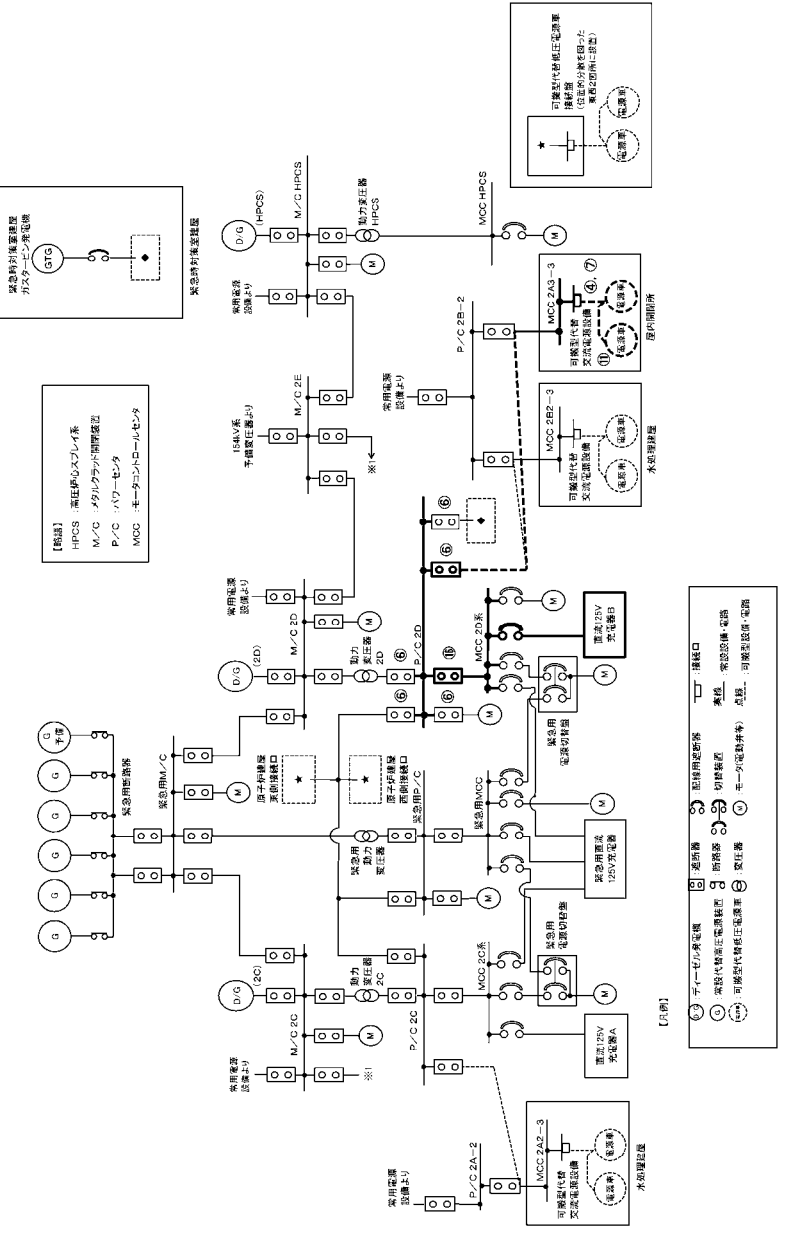
<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</li> </ul>
<p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替交流電源車接続盤 (西側) 又は (東側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替交流電源車接続盤 (西側) 又は (東側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替交流電源車接続盤 (西側) 又は (東側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

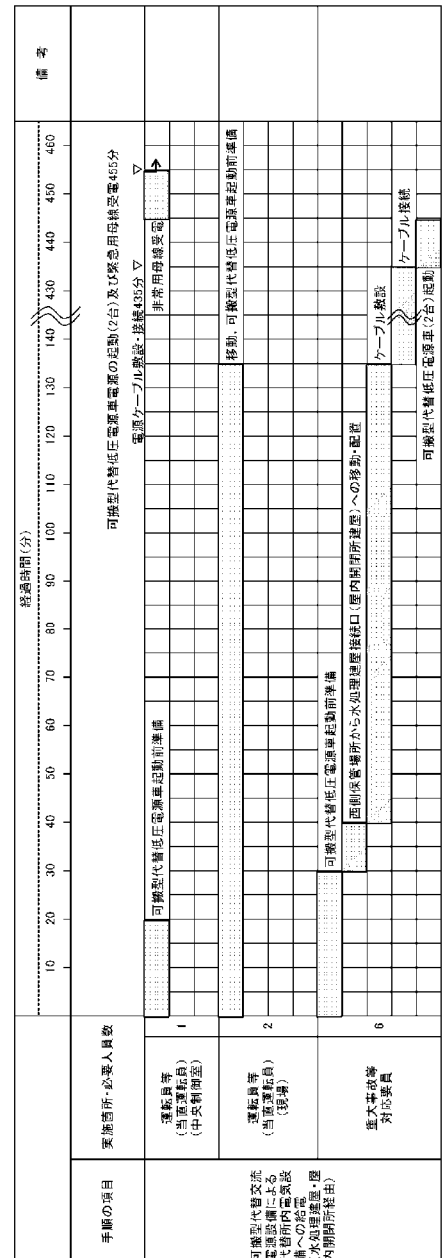
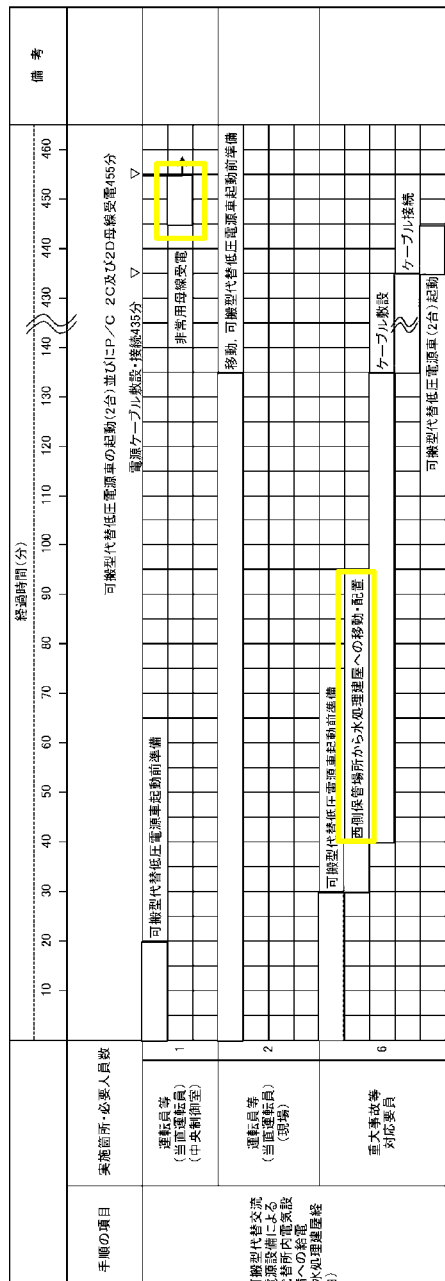
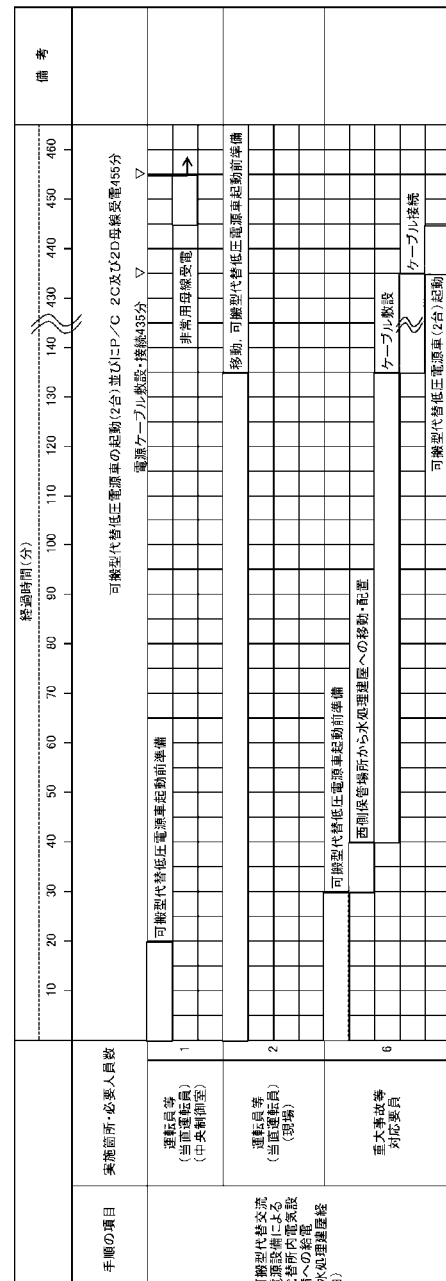
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCC への接続) の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCC への接続) の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCC への接続) の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	<p>・①変更なし: 受電範囲の太線位置適正化</p>

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	 <p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	 <p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	<p>・①変更なし: 受電範囲の太線位置適正化</p>

東海第二発電所 補正書 (追補 1. 14) 比較表 【対象項目: 第57条】

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備の起動(台)及び緊急用母線受電45分</p> <p>電源ケーブル敷設・接続435分</p> <p>非常用母線受電</p> <p>移動, 可搬型代替交流電源設備移動前準備</p> <p>ケーブル敷設</p> <p>ケーブル接続</p> <p>可搬型代替交流電源設備(台)起動</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代動所内電気設備への給電(水処理建屋内期前接続)</p>	 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備の起動(台)並びにP/C 2C及び2D母線受電45分</p> <p>電源ケーブル敷設・接続435分</p> <p>非常用母線受電</p> <p>移動, 可搬型代替交流電源設備移動前準備</p> <p>ケーブル敷設</p> <p>ケーブル接続</p> <p>可搬型代替交流電源設備(台)起動</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代動所内電気設備への給電(水処理建屋内期前接続)</p> <p>可搬型代替交流電源設備移動前準備</p> <p>西側保管場所から水処理建屋への移動・配座</p>	 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備の起動(台)並びにP/C 2C及び2D母線受電45分</p> <p>電源ケーブル敷設・接続435分</p> <p>非常用母線受電</p> <p>移動, 可搬型代替交流電源設備移動前準備</p> <p>ケーブル敷設</p> <p>ケーブル接続</p> <p>可搬型代替交流電源設備(台)起動</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代動所内電気設備への給電(水処理建屋内期前接続)</p> <p>可搬型代替交流電源設備移動前準備</p> <p>西側保管場所から水処理建屋への移動・配座</p>	<p>・①変更なし: タイムチャートバー記載位置適正化 (時間変更なし)                  作業タスク名称修正</p>
<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	
	備考
<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	

東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	
	備考
<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	

東海第二発電所 修正案	
	備考
<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	

6/21 補正箇所の取扱い

- ①変更なし: タイムチャートバー記載位置適正化 (時間変更なし)
- 作業タスク名称修正

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電手順の概要図</b></p>	<p>第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による<b>給電手順の概要図</b></p>	<p>第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備への給電手順の概要図</b></p>	

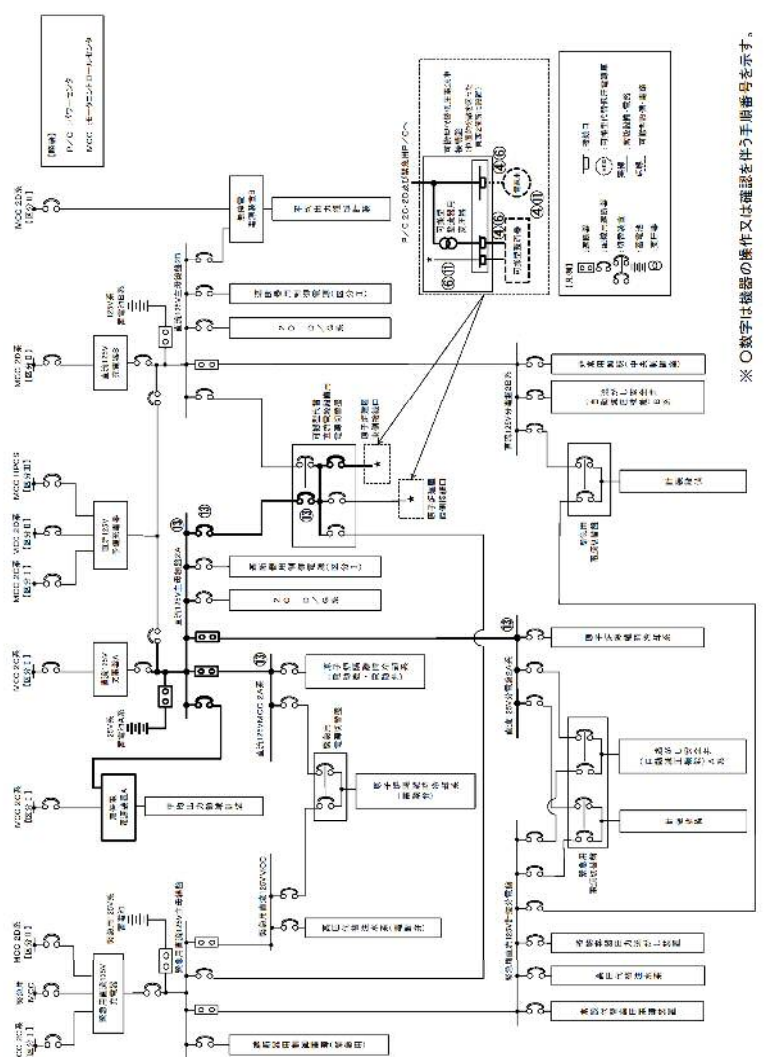
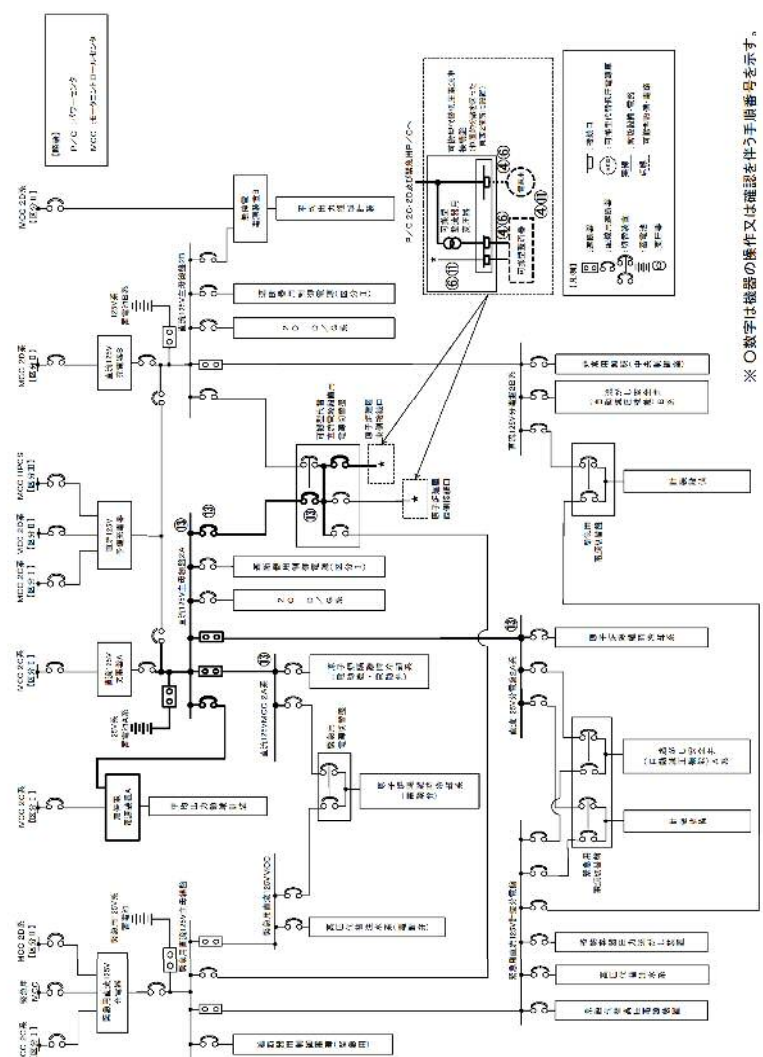
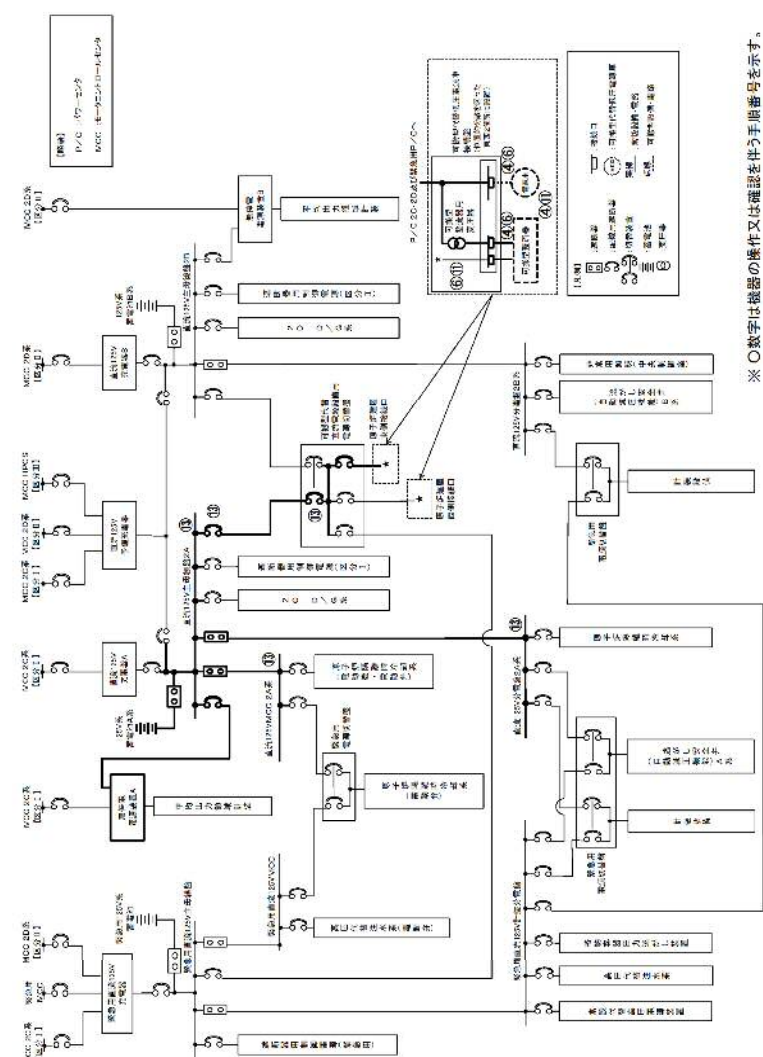


東海第二発電所 補正書 (追補 1 1. 1 4) 比較表 【対象項目: 第57条】

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>経過時間(時間)                  1 8 9 20 21 22 23 24                  中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し完了 1時間                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電</p>	<p>経過時間(時間)                  1 8 9 20 21 22 23 24                  中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し完了 1時間                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電</p>	<p>経過時間(時間)                  1 8 9 20 21 22 23 24                  中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し完了 1時間                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  不要負荷の切り離し                  125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備</b>への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による<b>給電手順</b>のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による<b>非常用所内電気設備</b>への給電手順のタイムチャート</p>	

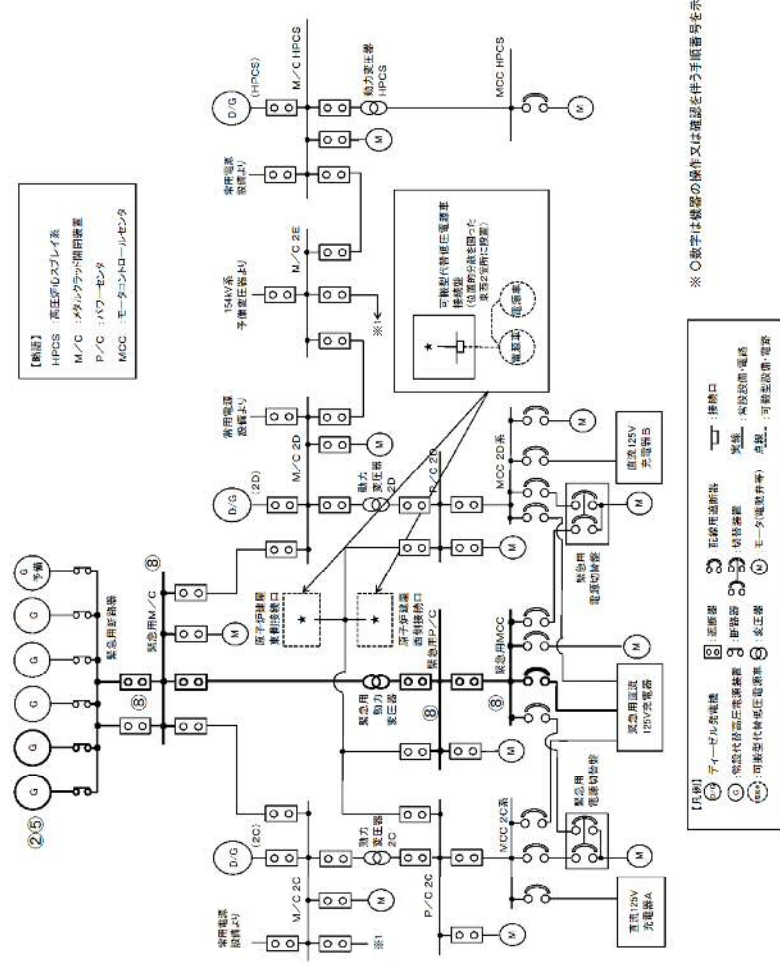
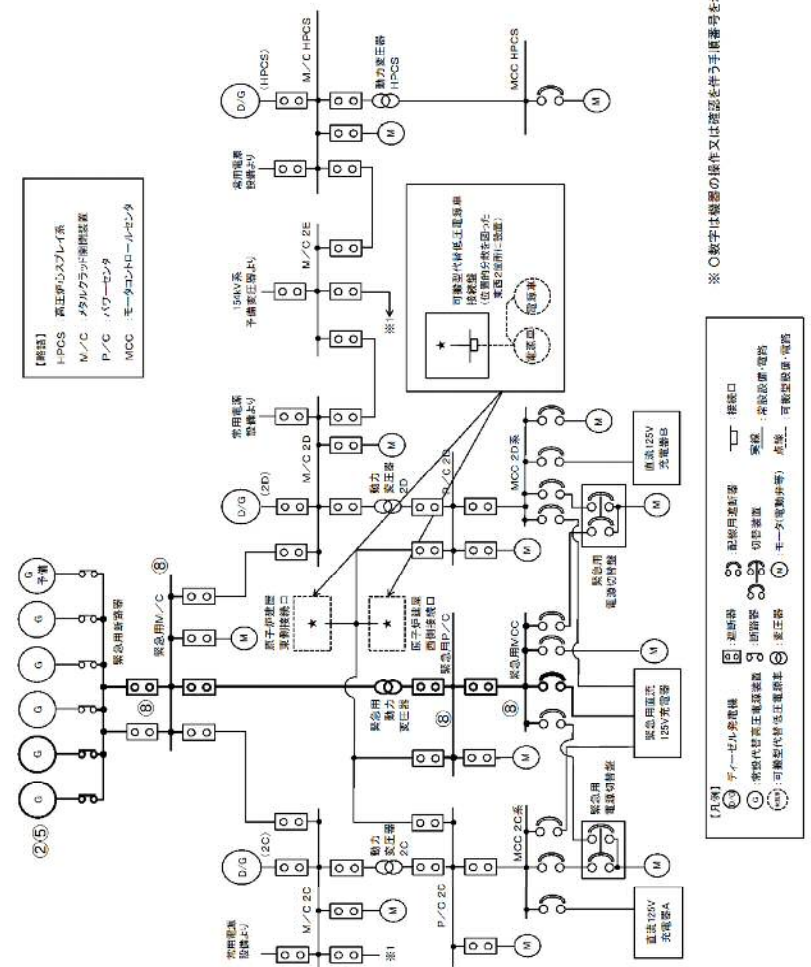
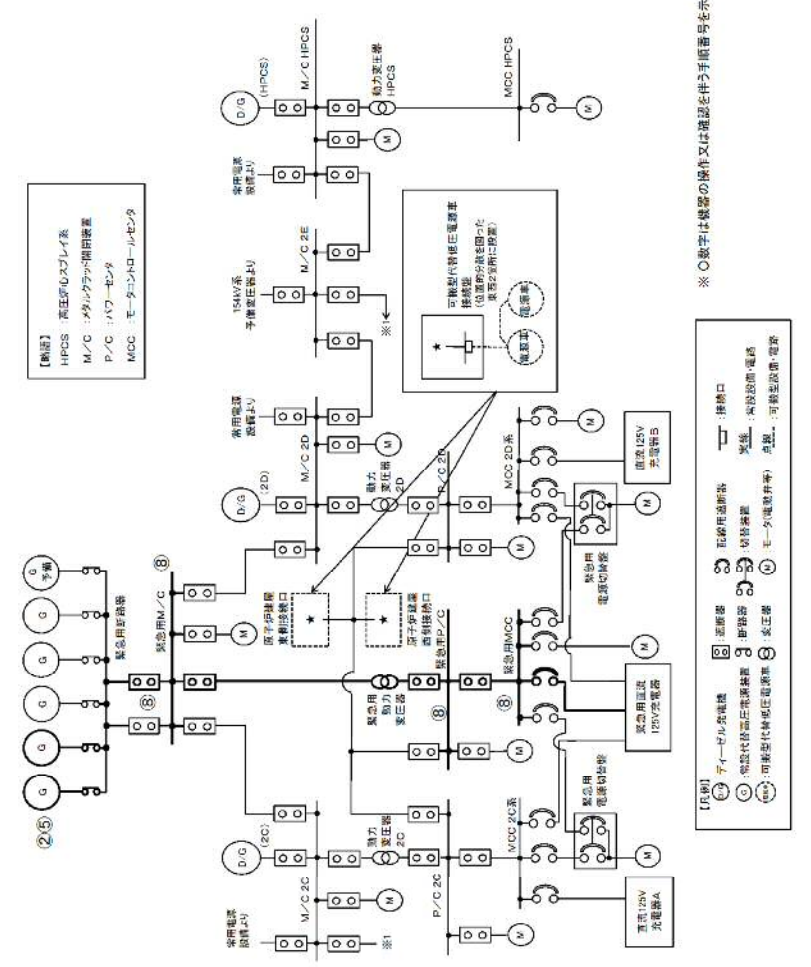
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第1.14.2.2-3 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.2-3 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.2-3 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所への取扱い
			<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

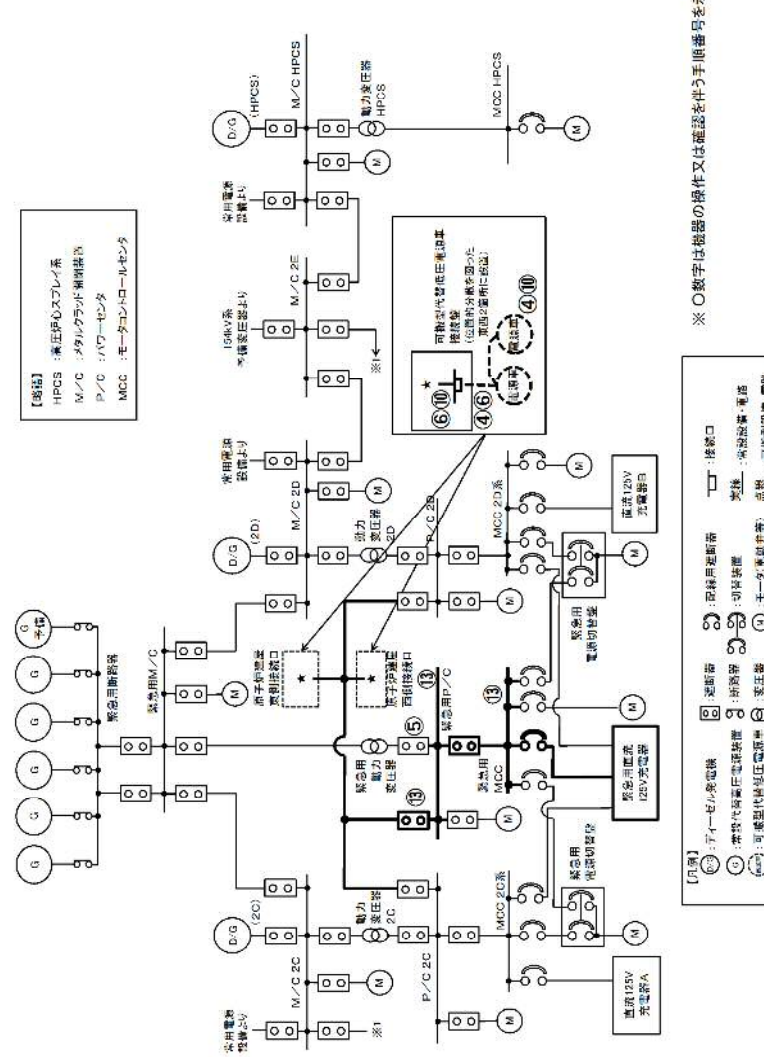
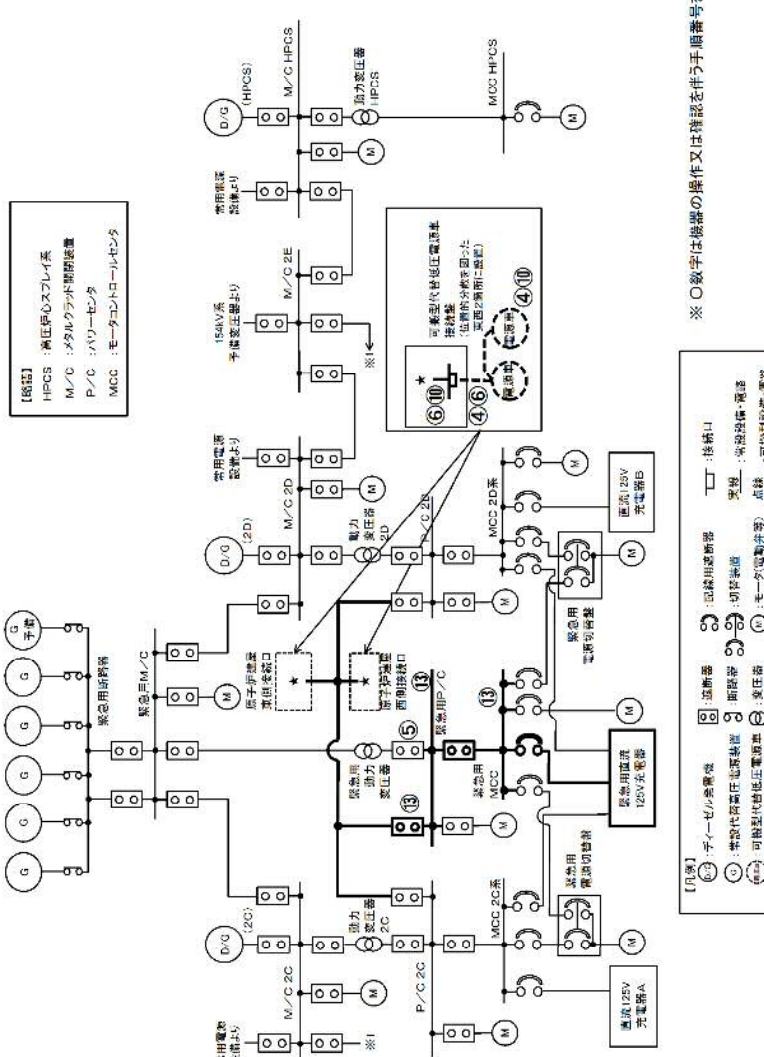
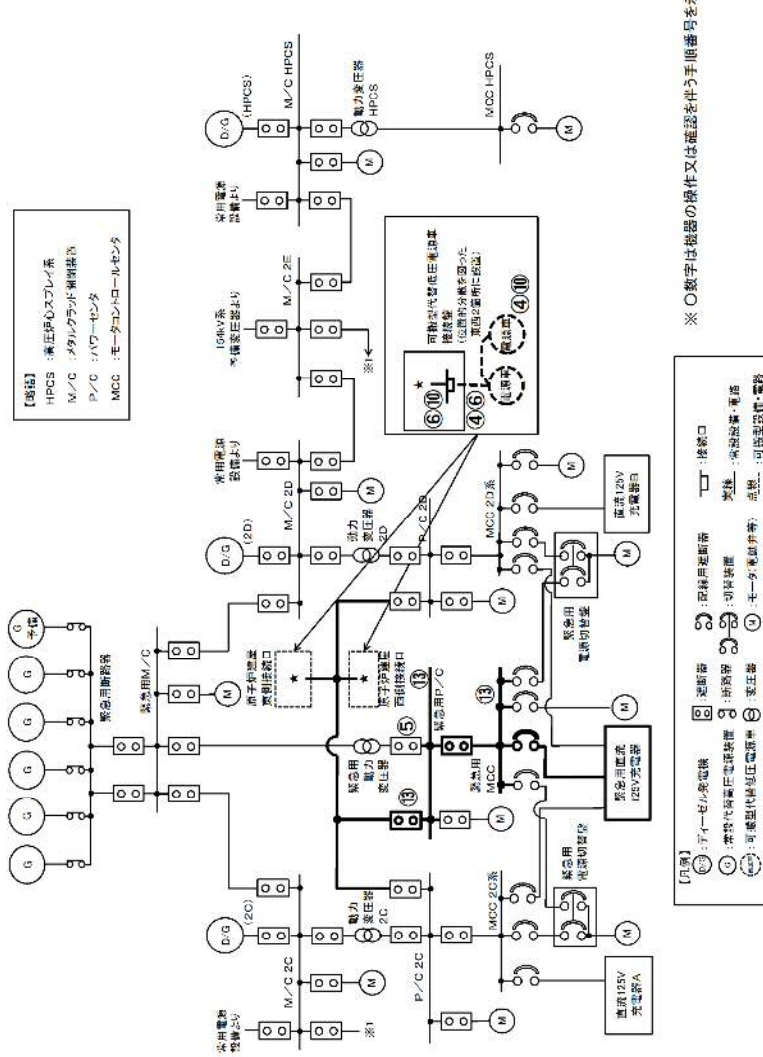
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①: 予備電源</li> <li>②: 緊急用M/C</li> <li>③: 緊急用M/C</li> <li>④: 緊急用M/C</li> <li>⑤: 緊急用M/C</li> <li>⑥: 緊急用M/C</li> <li>⑦: 緊急用M/C</li> <li>⑧: 緊急用M/C</li> <li>⑨: 緊急用M/C</li> <li>⑩: 緊急用M/C</li> <li>⑪: 緊急用M/C</li> <li>⑫: 緊急用M/C</li> <li>⑬: 緊急用M/C</li> <li>⑭: 緊急用M/C</li> <li>⑮: 緊急用M/C</li> <li>⑯: 緊急用M/C</li> <li>⑰: 緊急用M/C</li> <li>⑱: 緊急用M/C</li> <li>⑲: 緊急用M/C</li> <li>⑳: 緊急用M/C</li> <li>㉑: 緊急用M/C</li> <li>㉒: 緊急用M/C</li> <li>㉓: 緊急用M/C</li> <li>㉔: 緊急用M/C</li> <li>㉕: 緊急用M/C</li> <li>㉖: 緊急用M/C</li> <li>㉗: 緊急用M/C</li> <li>㉘: 緊急用M/C</li> <li>㉙: 緊急用M/C</li> <li>㉚: 緊急用M/C</li> <li>㉛: 緊急用M/C</li> <li>㉜: 緊急用M/C</li> <li>㉝: 緊急用M/C</li> <li>㉞: 緊急用M/C</li> <li>㉟: 緊急用M/C</li> <li>㊱: 緊急用M/C</li> <li>㊲: 緊急用M/C</li> <li>㊳: 緊急用M/C</li> <li>㊴: 緊急用M/C</li> <li>㊵: 緊急用M/C</li> <li>㊶: 緊急用M/C</li> <li>㊷: 緊急用M/C</li> <li>㊸: 緊急用M/C</li> <li>㊹: 緊急用M/C</li> <li>㊺: 緊急用M/C</li> </ul> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①: 予備電源</li> <li>②: 緊急用M/C</li> <li>③: 緊急用M/C</li> <li>④: 緊急用M/C</li> <li>⑤: 緊急用M/C</li> <li>⑥: 緊急用M/C</li> <li>⑦: 緊急用M/C</li> <li>⑧: 緊急用M/C</li> <li>⑨: 緊急用M/C</li> <li>⑩: 緊急用M/C</li> <li>⑪: 緊急用M/C</li> <li>⑫: 緊急用M/C</li> <li>⑬: 緊急用M/C</li> <li>⑭: 緊急用M/C</li> <li>⑮: 緊急用M/C</li> <li>⑯: 緊急用M/C</li> <li>⑰: 緊急用M/C</li> <li>⑱: 緊急用M/C</li> <li>⑲: 緊急用M/C</li> <li>⑳: 緊急用M/C</li> <li>㉑: 緊急用M/C</li> <li>㉒: 緊急用M/C</li> <li>㉓: 緊急用M/C</li> <li>㉔: 緊急用M/C</li> <li>㉕: 緊急用M/C</li> <li>㉖: 緊急用M/C</li> <li>㉗: 緊急用M/C</li> <li>㉘: 緊急用M/C</li> <li>㉙: 緊急用M/C</li> <li>㉚: 緊急用M/C</li> <li>㉛: 緊急用M/C</li> <li>㉜: 緊急用M/C</li> <li>㉝: 緊急用M/C</li> <li>㉞: 緊急用M/C</li> <li>㉟: 緊急用M/C</li> <li>㊱: 緊急用M/C</li> <li>㊲: 緊急用M/C</li> <li>㊳: 緊急用M/C</li> <li>㊴: 緊急用M/C</li> <li>㊵: 緊急用M/C</li> <li>㊶: 緊急用M/C</li> <li>㊷: 緊急用M/C</li> <li>㊸: 緊急用M/C</li> <li>㊹: 緊急用M/C</li> <li>㊺: 緊急用M/C</li> </ul> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①: 予備電源</li> <li>②: 緊急用M/C</li> <li>③: 緊急用M/C</li> <li>④: 緊急用M/C</li> <li>⑤: 緊急用M/C</li> <li>⑥: 緊急用M/C</li> <li>⑦: 緊急用M/C</li> <li>⑧: 緊急用M/C</li> <li>⑨: 緊急用M/C</li> <li>⑩: 緊急用M/C</li> <li>⑪: 緊急用M/C</li> <li>⑫: 緊急用M/C</li> <li>⑬: 緊急用M/C</li> <li>⑭: 緊急用M/C</li> <li>⑮: 緊急用M/C</li> <li>⑯: 緊急用M/C</li> <li>⑰: 緊急用M/C</li> <li>⑱: 緊急用M/C</li> <li>⑲: 緊急用M/C</li> <li>⑳: 緊急用M/C</li> <li>㉑: 緊急用M/C</li> <li>㉒: 緊急用M/C</li> <li>㉓: 緊急用M/C</li> <li>㉔: 緊急用M/C</li> <li>㉕: 緊急用M/C</li> <li>㉖: 緊急用M/C</li> <li>㉗: 緊急用M/C</li> <li>㉘: 緊急用M/C</li> <li>㉙: 緊急用M/C</li> <li>㉚: 緊急用M/C</li> <li>㉛: 緊急用M/C</li> <li>㉜: 緊急用M/C</li> <li>㉝: 緊急用M/C</li> <li>㉞: 緊急用M/C</li> <li>㉟: 緊急用M/C</li> <li>㊱: 緊急用M/C</li> <li>㊲: 緊急用M/C</li> <li>㊳: 緊急用M/C</li> <li>㊴: 緊急用M/C</li> <li>㊵: 緊急用M/C</li> <li>㊶: 緊急用M/C</li> <li>㊷: 緊急用M/C</li> <li>㊸: 緊急用M/C</li> <li>㊹: 緊急用M/C</li> <li>㊺: 緊急用M/C</li> </ul> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備 (緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合) への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備 (緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合) への給電手順の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書 (追補 1. 1. 14) 比較表 【対象項目: 第57条】

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第 1.14.2.3-2 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順タイムチャート</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>第 1.14.2.3-2 図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順タイムチャート</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>第 1.14.2.3-2 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順タイムチャート</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>【略記】              HPCS: 兼圧中心スプレイ系              M/C: タルカクが備用機              P/C: ハワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【略記】              HPCS: 兼圧中心スプレイ系              M/C: タルカクが備用機              P/C: ハワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【略記】              HPCS: 兼圧中心スプレイ系              M/C: タルカクが備用機              P/C: ハワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受              電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受              電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替              低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東              側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受              電の概要図</p>	

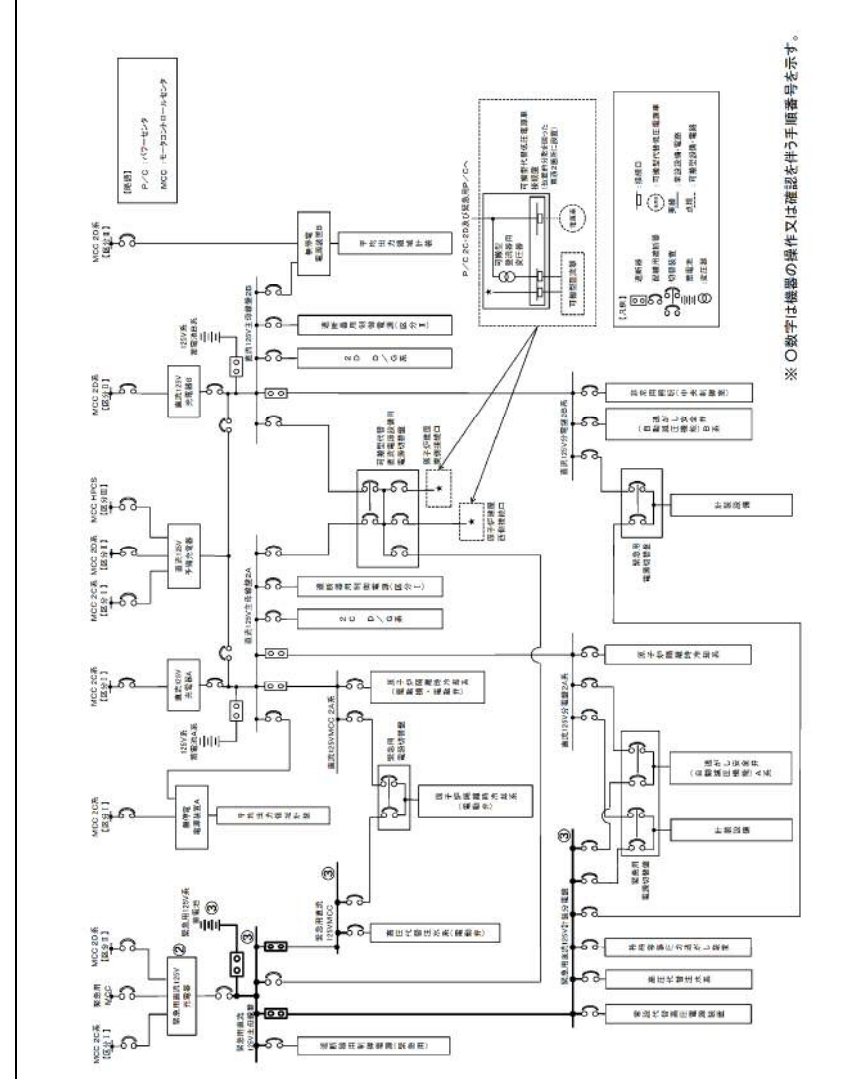
東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

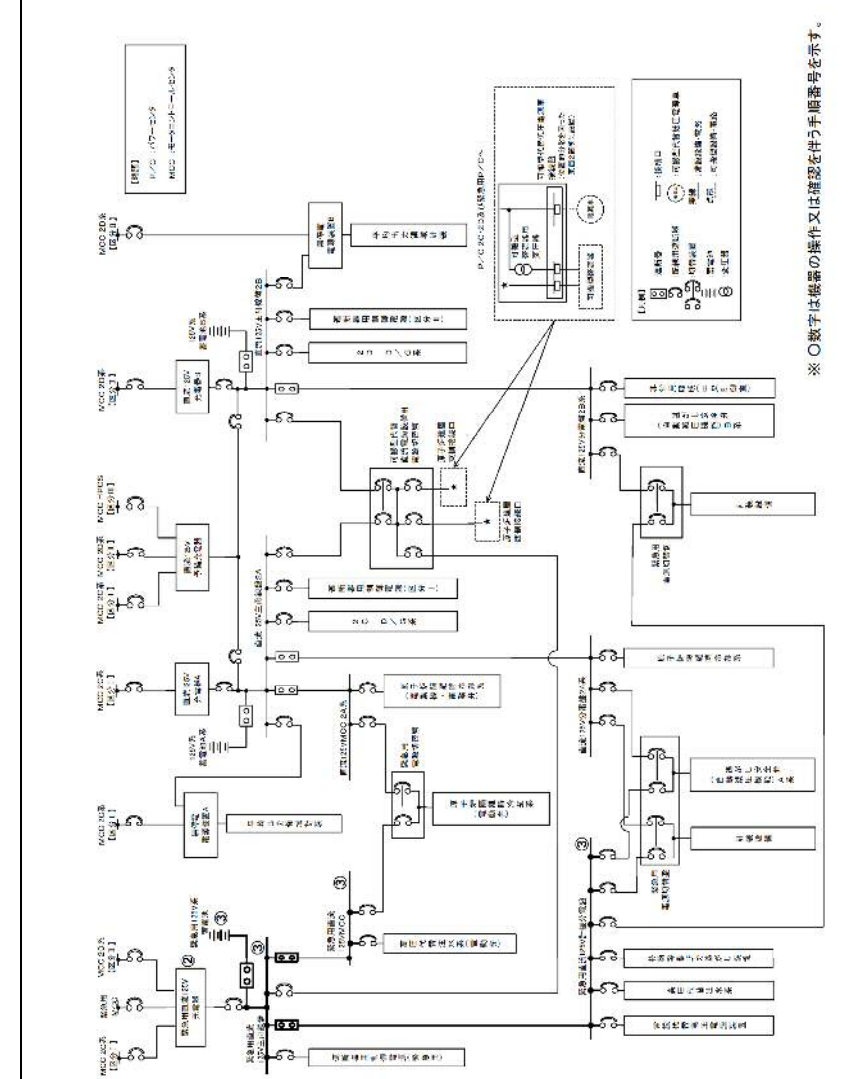
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 2. 3-4 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替                  低圧電源車接続盤（西側）又は（東                  側）接続）の起動及び緊急用P/C受                  電の手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-4 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替                  低圧電源車接続盤（西側）又は（東                  側）接続）の起動及び緊急用P/C受                  電の手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-4 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替                  低圧電源車接続盤（西側）又は（東                  側）接続）の起動及び緊急用P/C受                  電の手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

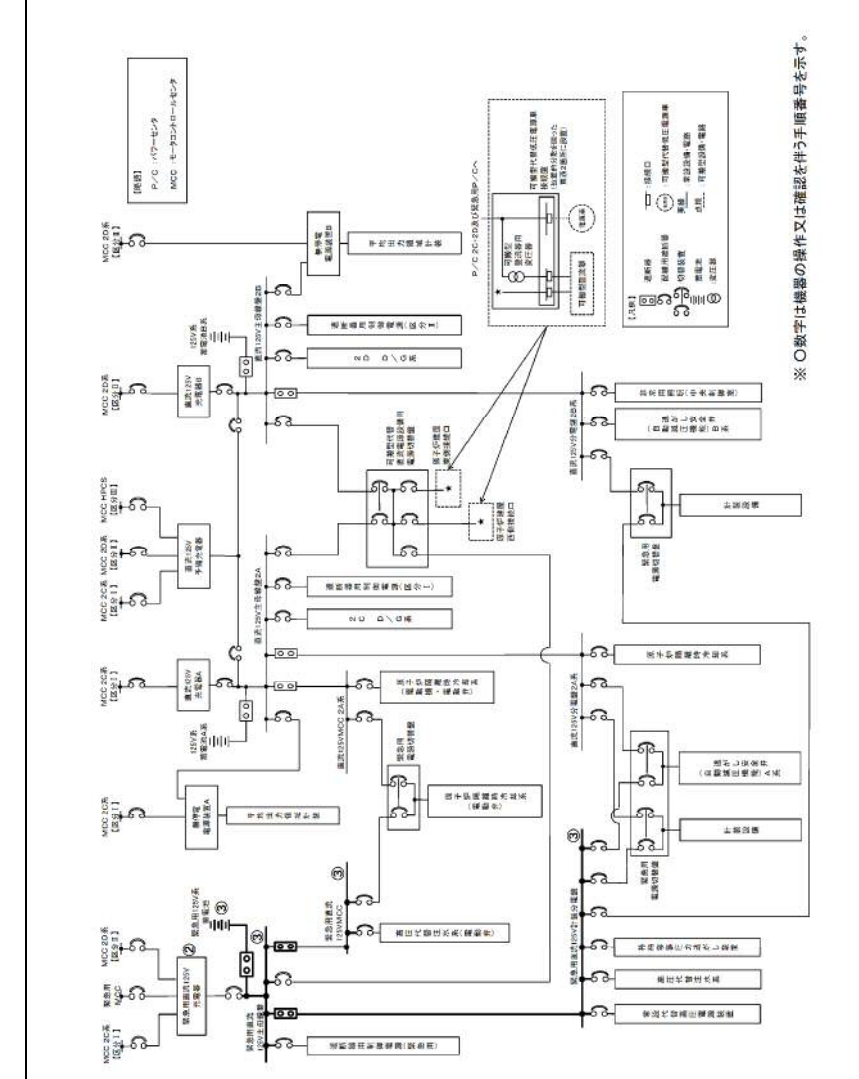
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)      東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)      **東海第二発電所 修正案**      6/21 補正箇所の取扱い



第 1.14.2.3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図



第 1.14.2.3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図



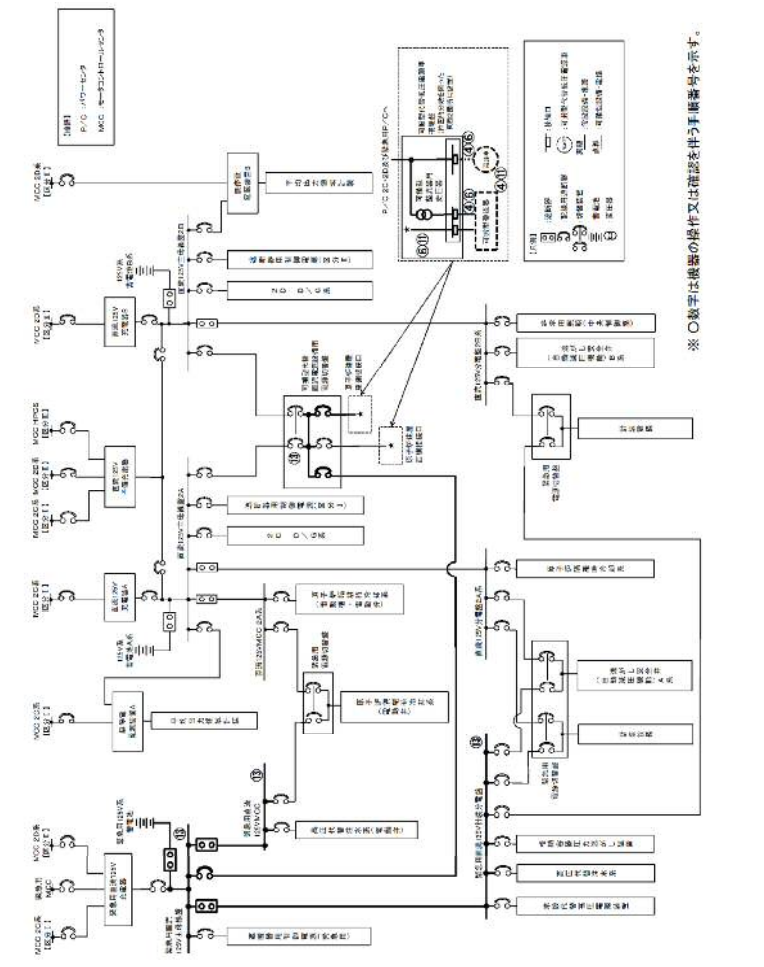
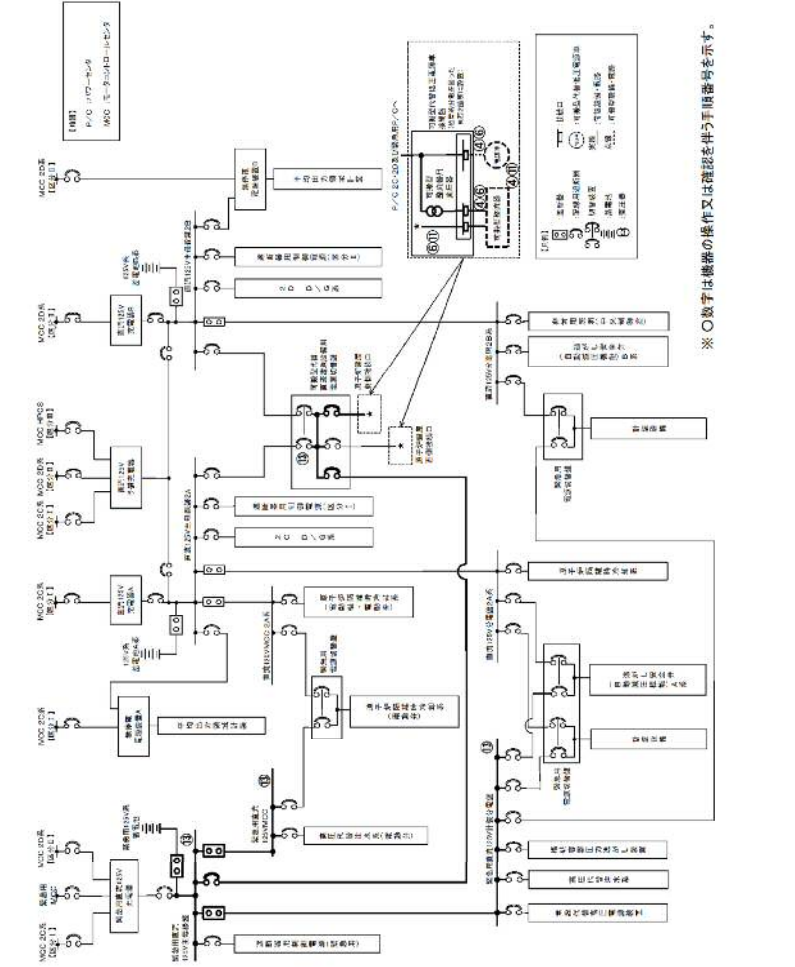
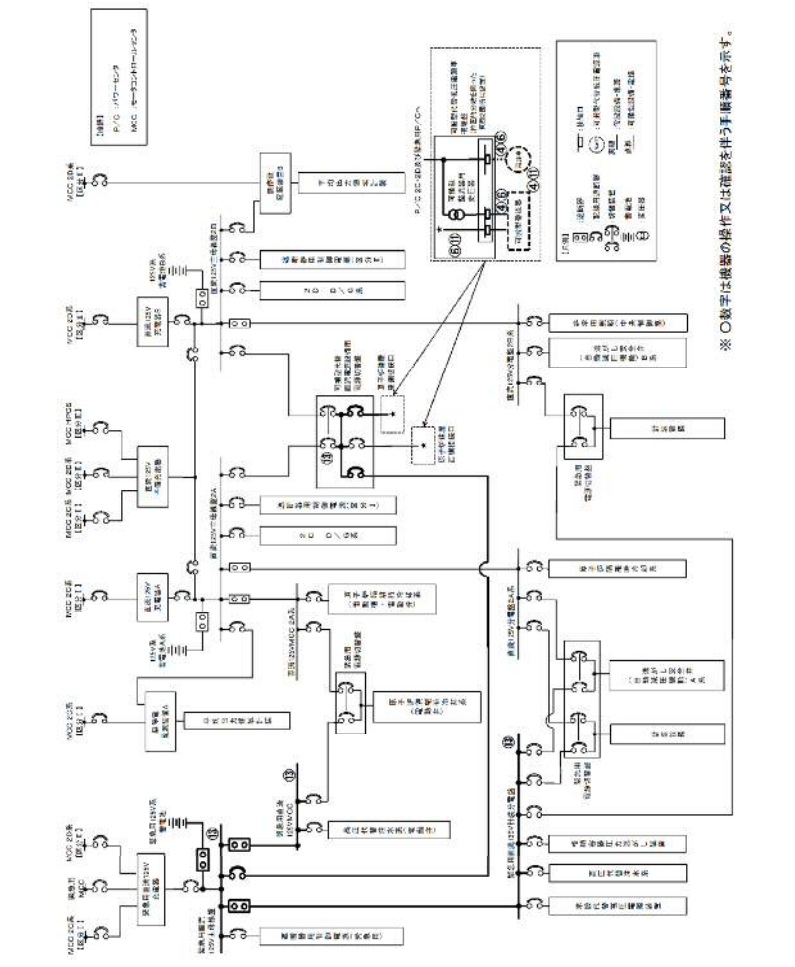
第 1.14.2.3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図



<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	
手順の項目		実施箇所・必要人員数	1		備考																																																																																								
		運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																																																																																										
		運転員等 (当直運転員) (現場)	2																																																																																										
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考																																																																																										
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																																																																																											
	運転員等 (当直運転員) (現場)	2																																																																																											
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考																																																																																										
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																																																																																											
	運転員等 (当直運転員) (現場)	2																																																																																											
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>																																																																																											

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	
<p>第 1.14.2.3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）のタイムチャート。縦軸は経過時間（分）0～250、横軸は備考。手順項目は「緊急時・必要人員数」で、2名と6名が示されている。主要な作業は「ケーブル敷設」が135分～140分、「可搬型代替直流電源設備による給電」が140分～145分である。</p>	<p>東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）のタイムチャート。縦軸は経過時間（分）0～250、横軸は備考。手順項目は「緊急時・必要人員数」で、2名と6名が示されている。主要な作業は「ケーブル敷設」が135分～140分、「可搬型代替直流電源設備による給電」が140分～145分である。</p>	<p>東海第二発電所 修正案のタイムチャート。縦軸は経過時間（分）0～250、横軸は備考。手順項目は「緊急時・必要人員数」で、2名と6名が示されている。主要な作業は「ケーブル敷設」が135分～140分、「可搬型代替直流電源設備による給電」が140分～145分である。</p>	<p>・①変更なし：誤記の修正（時間・要員に変更なし）</p>
<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

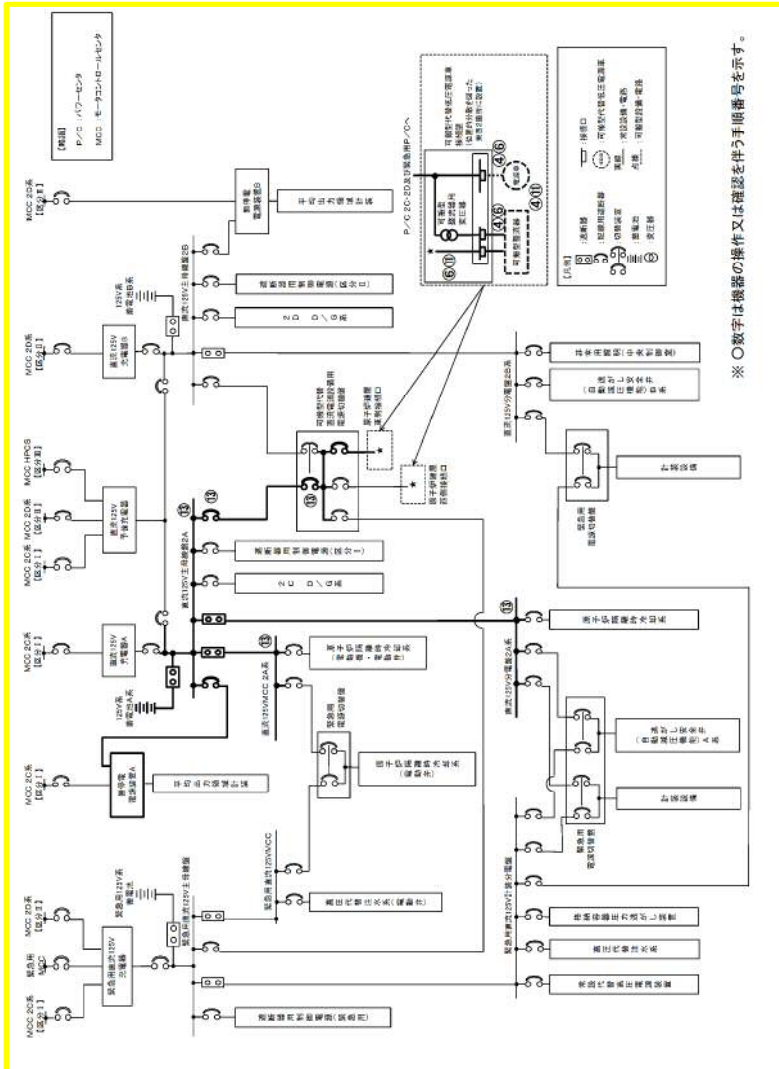
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【図説】              HPCS: 高圧炉心スプレイ系              M/C: タルタラック中間換置              P/C: パワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	<p>【図説】              HPCS: 高圧炉心スプレイ系              M/C: タルタラック中間換置              P/C: パワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	<p>【図説】              HPCS: 高圧炉心スプレイ系              M/C: タルタラック中間換置              P/C: パワーセンタ              MCC: モータコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>所内電気設備</b>への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>高圧母線</b>への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>所内電気設備</b>への給電手順の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>所内電気設備</b>への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>高圧母線</b>への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用<b>所内電気設備</b>への給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

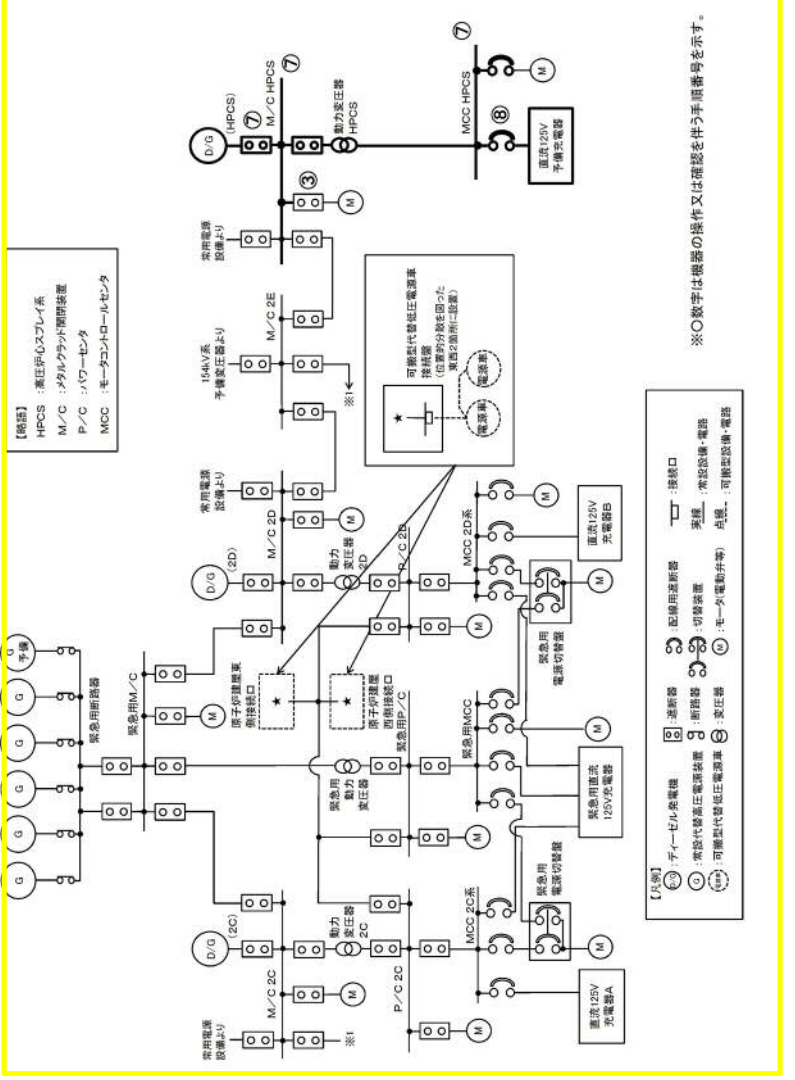
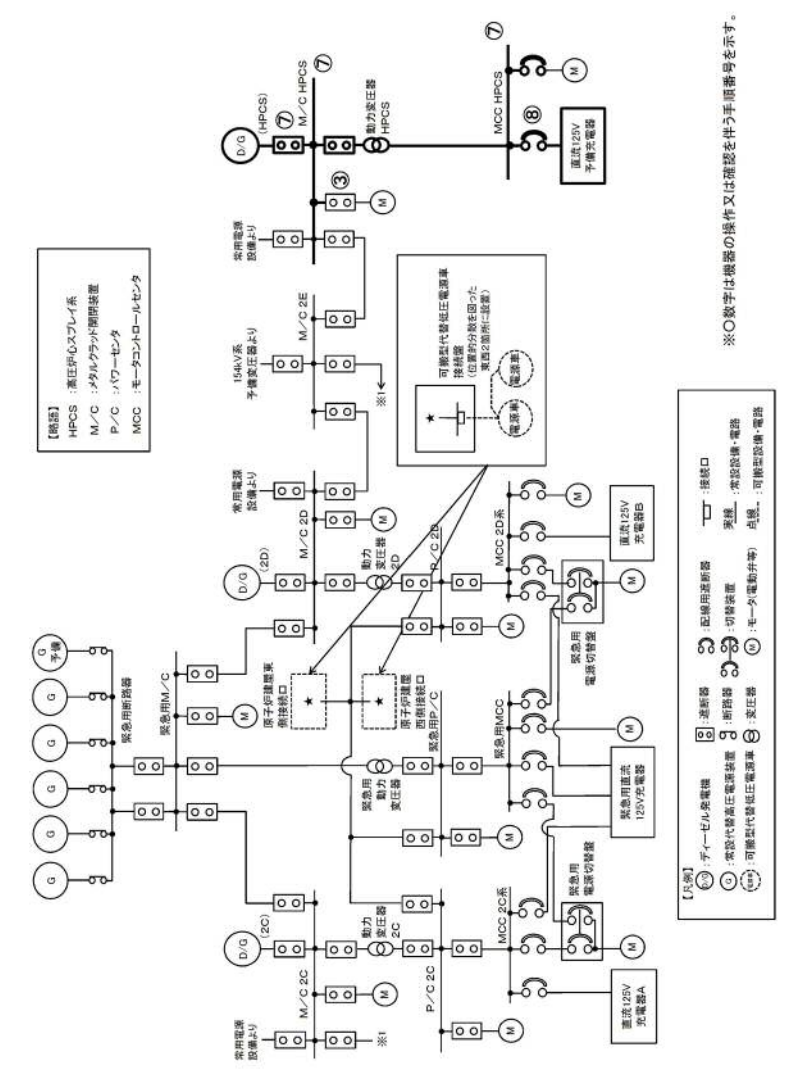
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・①変更なし：重複図面の削除</p>
<p>第 1. 14. 2. 4-3 図 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備（直流 125V 主母線盤 2 A～給電の場合）への給電手順の概要図</p>			

東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

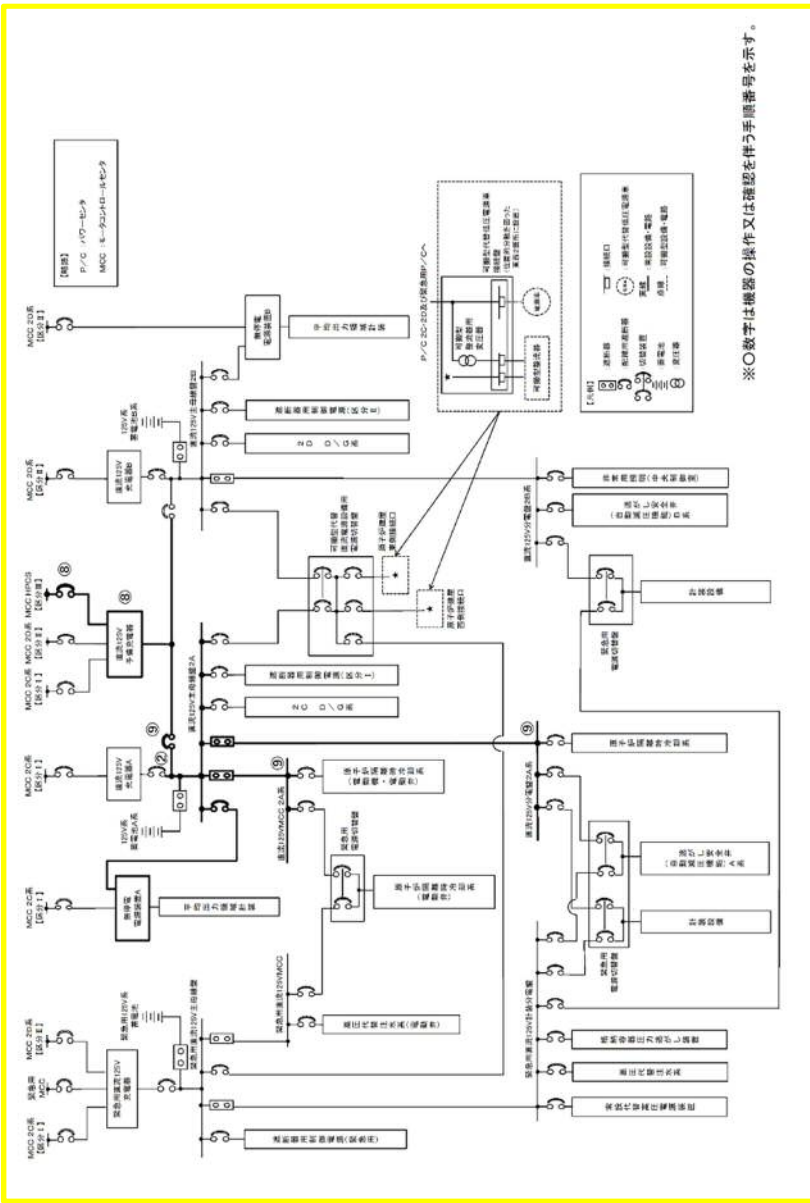
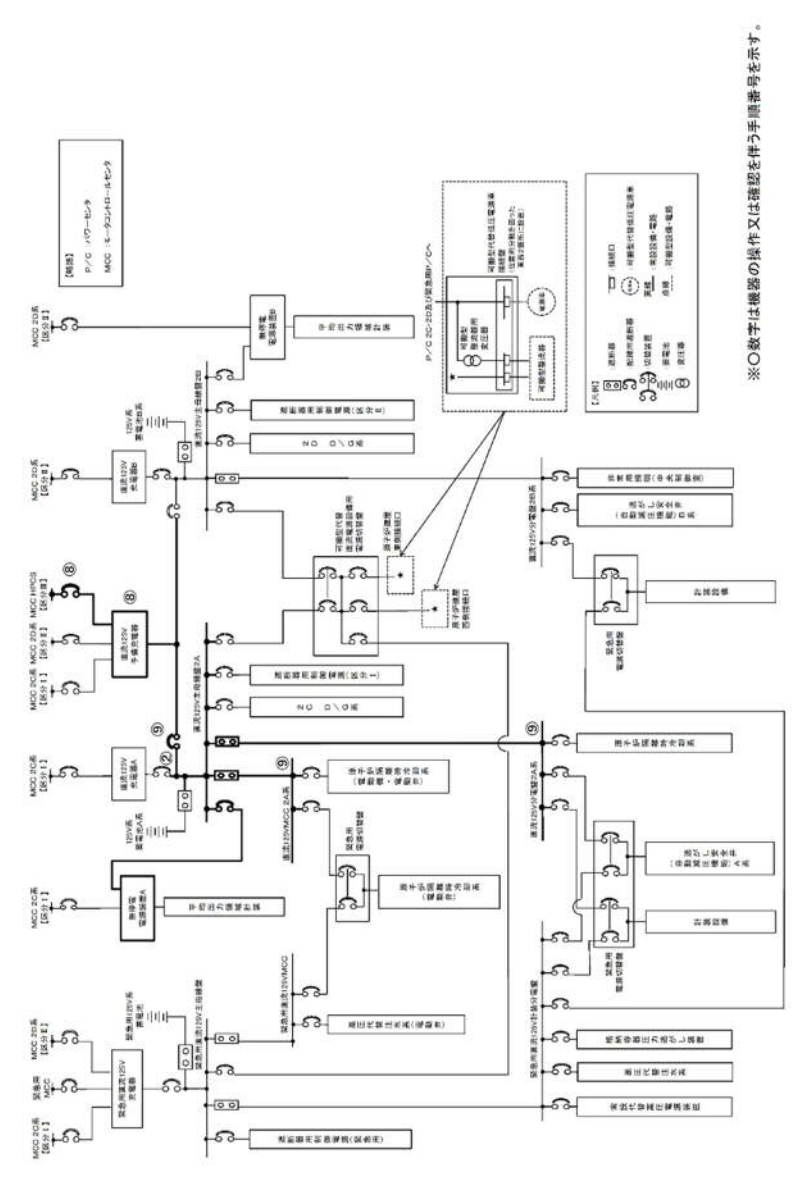
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第 1. 14. 2. 4-4 図 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備（直流 125V 主母線盤 2 Aへ給電の場合）への給電手順のタイムチャート</p>			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変更なし：重複図面の削除</li> </ul>

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
	 <p>第1.14.2.4-3図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要図 (1/2)</p>	 <p>第1.14.2.4-3図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要図 (1/2)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①変更なし: 不足図面の追加 (審査会合に報告した事案)</li> </ul>



＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・①変更なし：不足図面の追加（審査会合に報告した事案）</p>
	<p>第 1. 14. 2. 4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電手順の概要図（2 / 2）</p>	<p>第 1. 14. 2. 4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電手順の概要図（2 / 2）</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
	<div data-bbox="1113 277 1454 1501" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="905 1522 1676 1690">第 1. 14. 2. 4-4 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電直流 125V 主母線盤手順のタイムチャート</p>	<div data-bbox="1973 298 2226 1480" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="1706 1522 2478 1690">第 1. 14. 2. 4-4 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電直流 125V 主母線盤手順のタイムチャート</p>	<p data-bbox="2507 262 2864 388">・①変更なし: 不足図面の追加 (審査会合に報告した事案)</p>

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

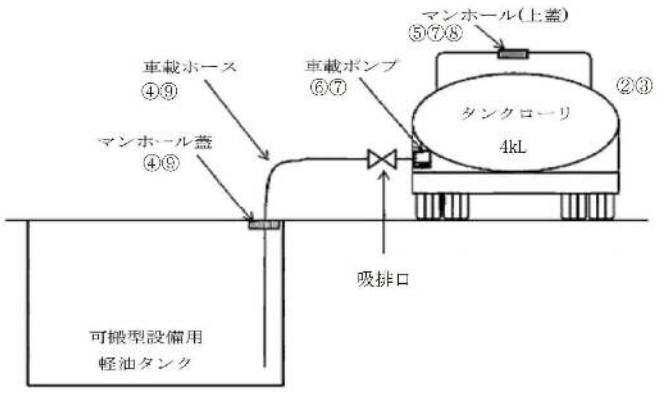
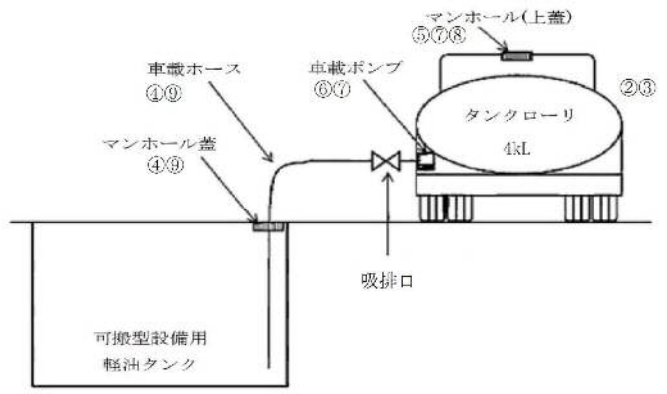
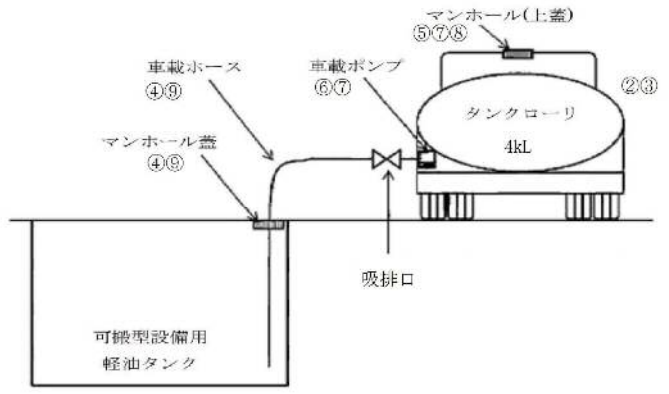
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>この図は、東海第二発電所の電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。左側には「可搬型代替注水大型ポンプ」が「代替海水供給元弁」を通じて「送水ホース」で「港湾等取水源」から水を汲み上げ、ポンプ（P）で「2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ」に送られます。このポンプは「高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電機用海水ポンプ」に水を供給し、最終的に「原子炉建屋付属機」内の「2C・2D・HPCSディーゼル機」に送られ、放水口から排出されます。図には、ポンプ、遮断器、弁、接続口などの凡例と、設計基準対象施設から追加した箇所を示す破線が記載されています。</p>	<p>この図は、東海第二発電所の電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。左側には「可搬型代替注水大型ポンプ」が「代替海水供給元弁」を通じて「送水ホース」で「港湾等取水源」から水を汲み上げ、ポンプ（P）で「2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ」に送られます。このポンプは「高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電機用海水ポンプ」に水を供給し、最終的に「原子炉建屋付属機」内の「2C・2D・HPCSディーゼル機」に送られ、放水口から排出されます。図には、ポンプ、遮断器、弁、接続口などの凡例と、設計基準対象施設から追加した箇所を示す破線が記載されています。</p>	<p>この図は、東海第二発電所の電源給電機能の復旧手順の概要を示しています。左側には「可搬型代替注水大型ポンプ」が「代替海水供給元弁」を通じて「送水ホース」で「港湾等取水源」から水を汲み上げ、ポンプ（P）で「2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ」に送られます。このポンプは「高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電機用海水ポンプ」に水を供給し、最終的に「原子炉建屋付属機」内の「2C・2D・HPCSディーゼル機」に送られ、放水口から排出されます。図には、ポンプ、遮断器、弁、接続口などの凡例と、設計基準対象施設から追加した箇所を示す破線が記載されています。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 2. 5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	

＜分類種別＞  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第 1.14.2.5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

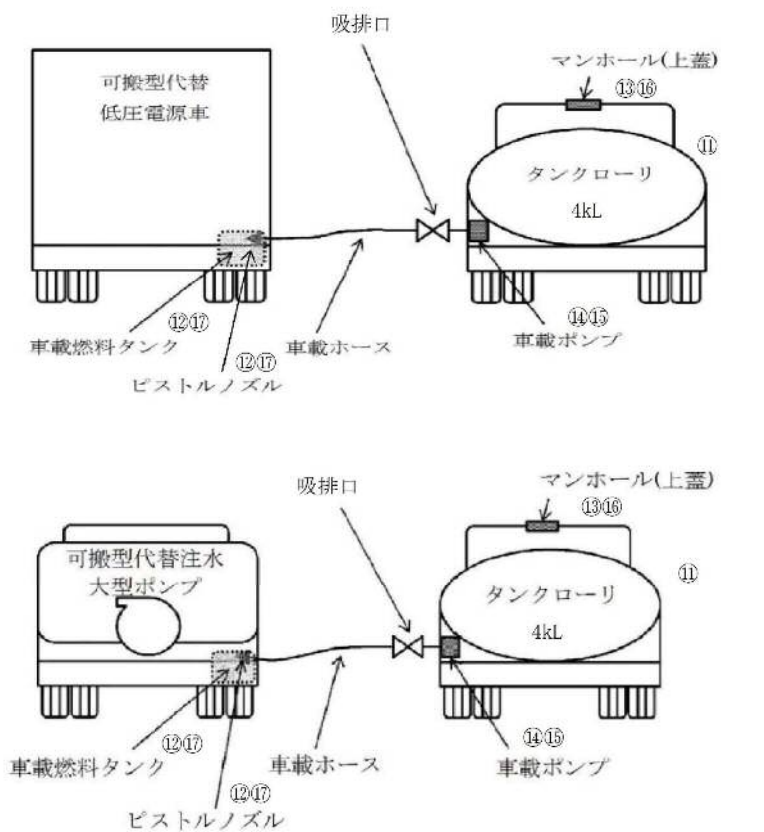
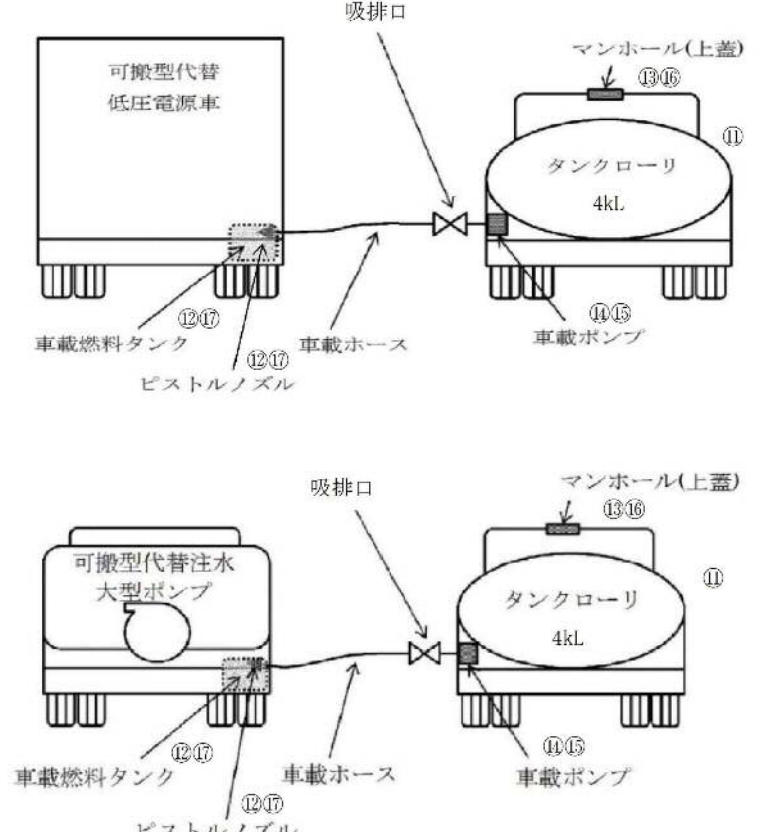
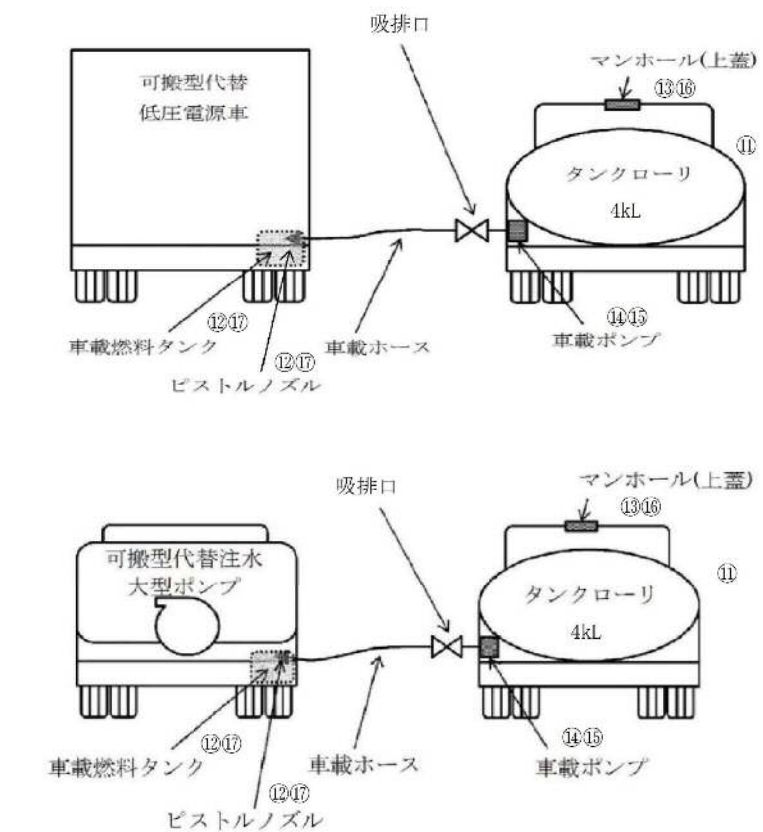
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油 (初回)</p> <p>2</p> <p>重大事故等 対応要員</p> <p>経過時間(分)</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了90分</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	<p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油 (初回)</p> <p>2</p> <p>重大事故等 対応要員</p> <p>経過時間(分)</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了90分</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	<p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油 (初回)</p> <p>2</p> <p>重大事故等 対応要員</p> <p>経過時間(分)</p> <p>可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了90分</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	
<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	

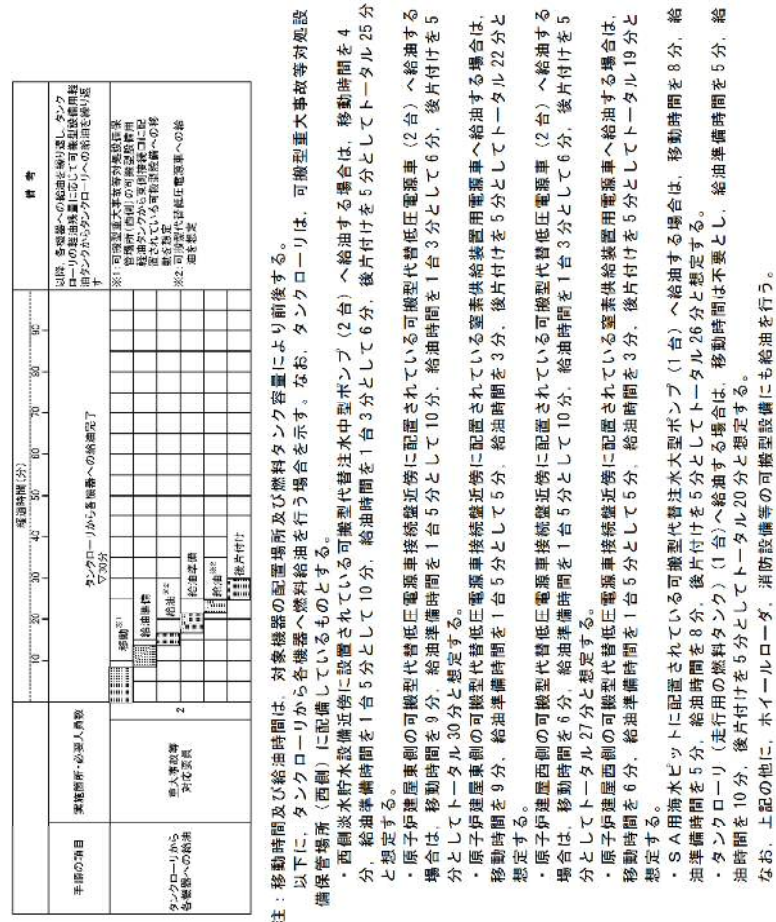
東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>  
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

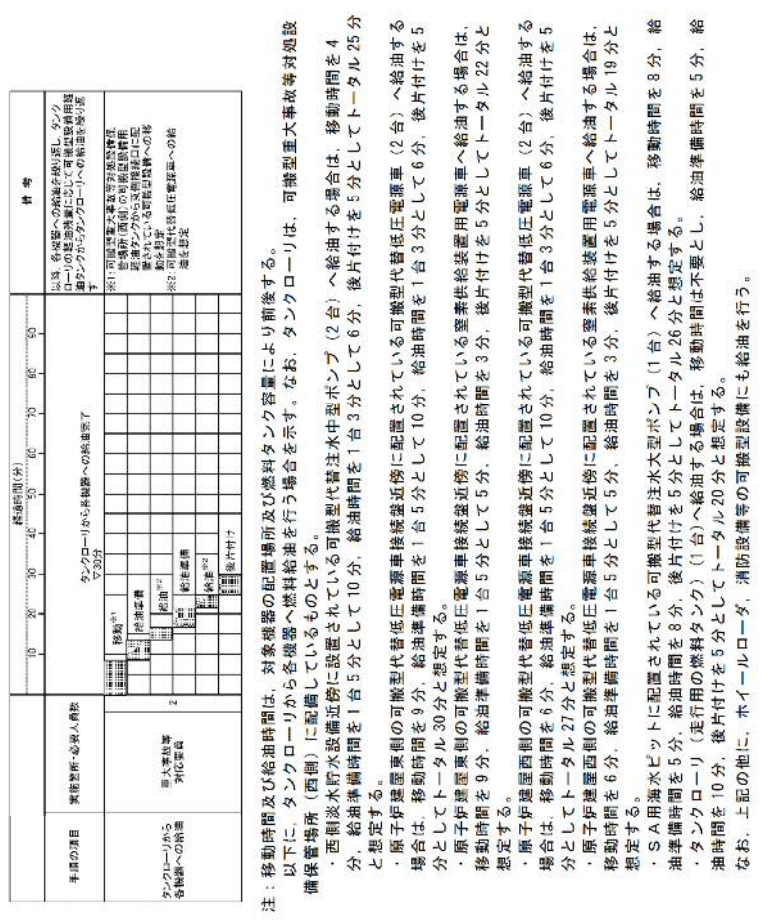
東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	
<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

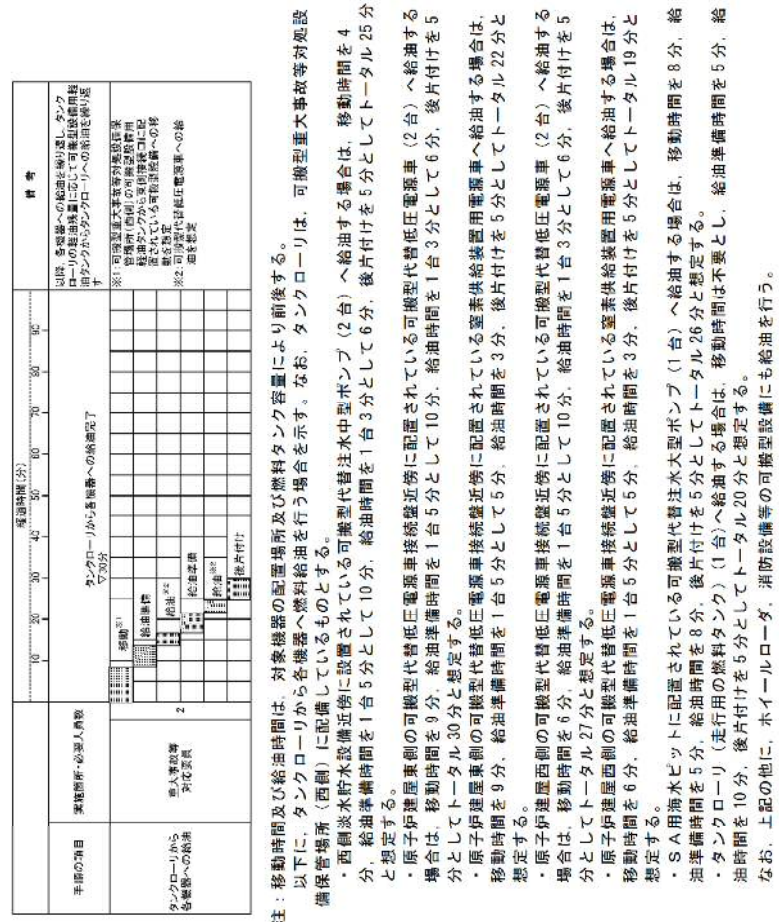
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)



東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)



東海第二発電所 修正案



第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

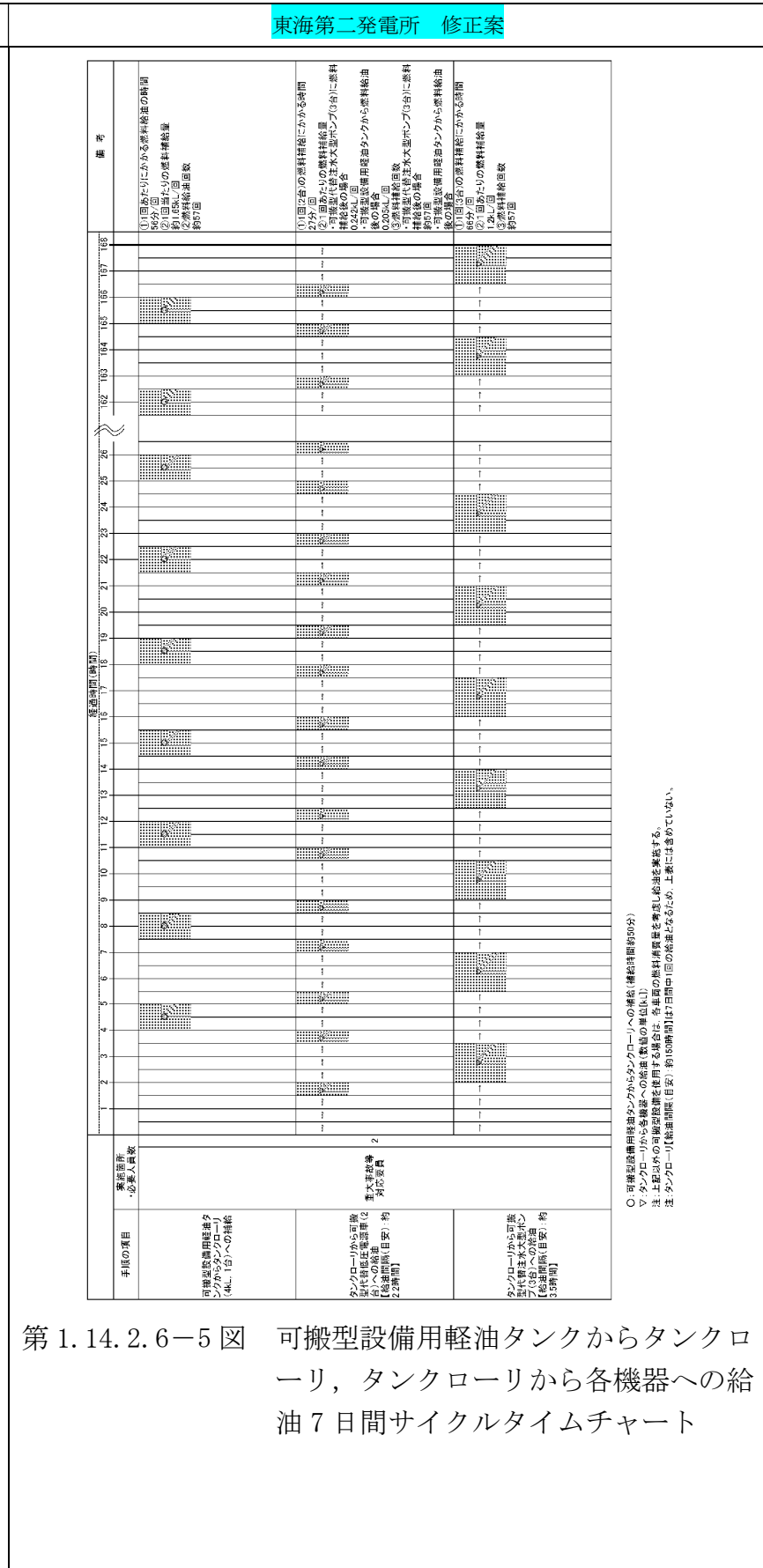
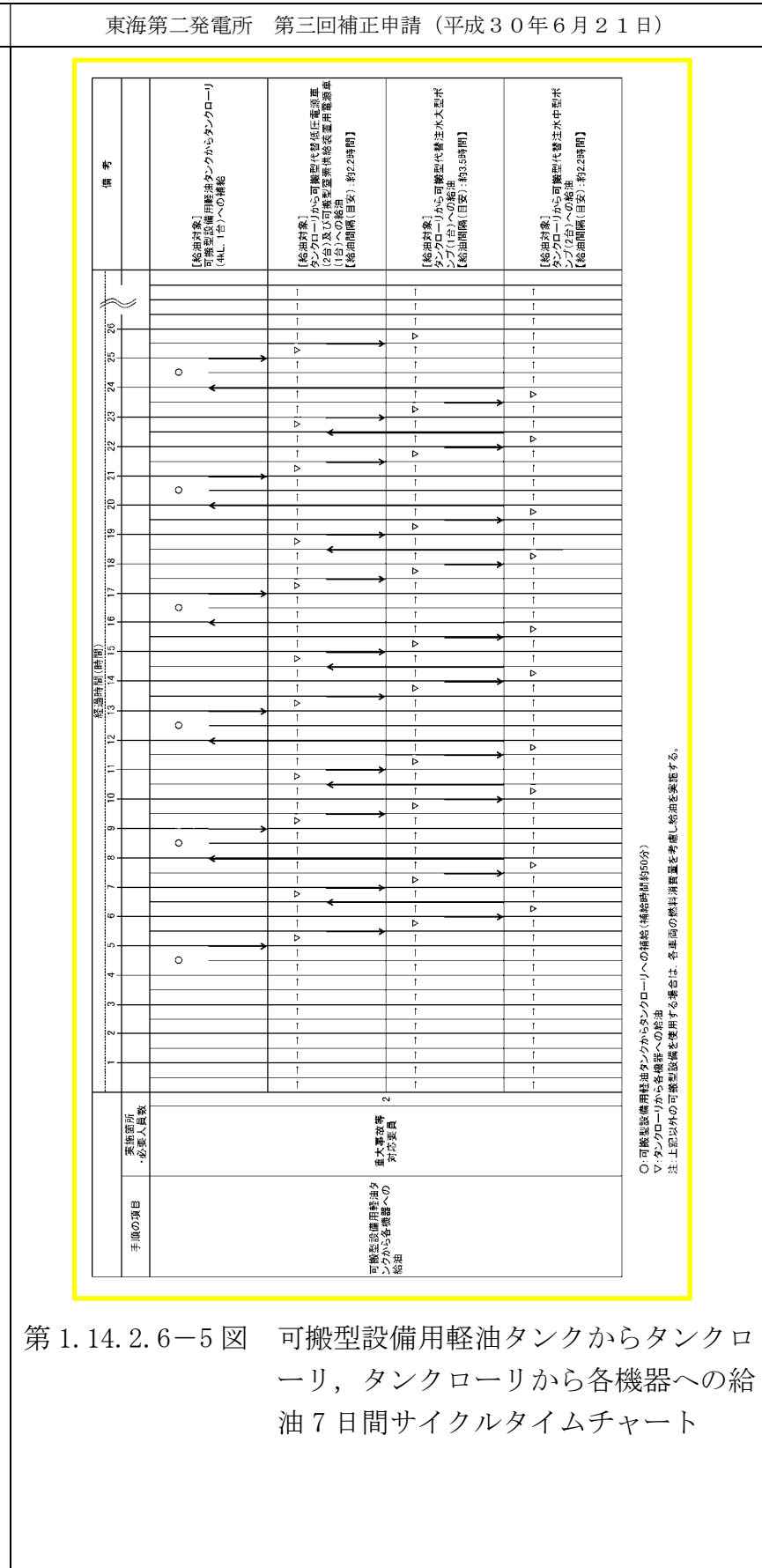
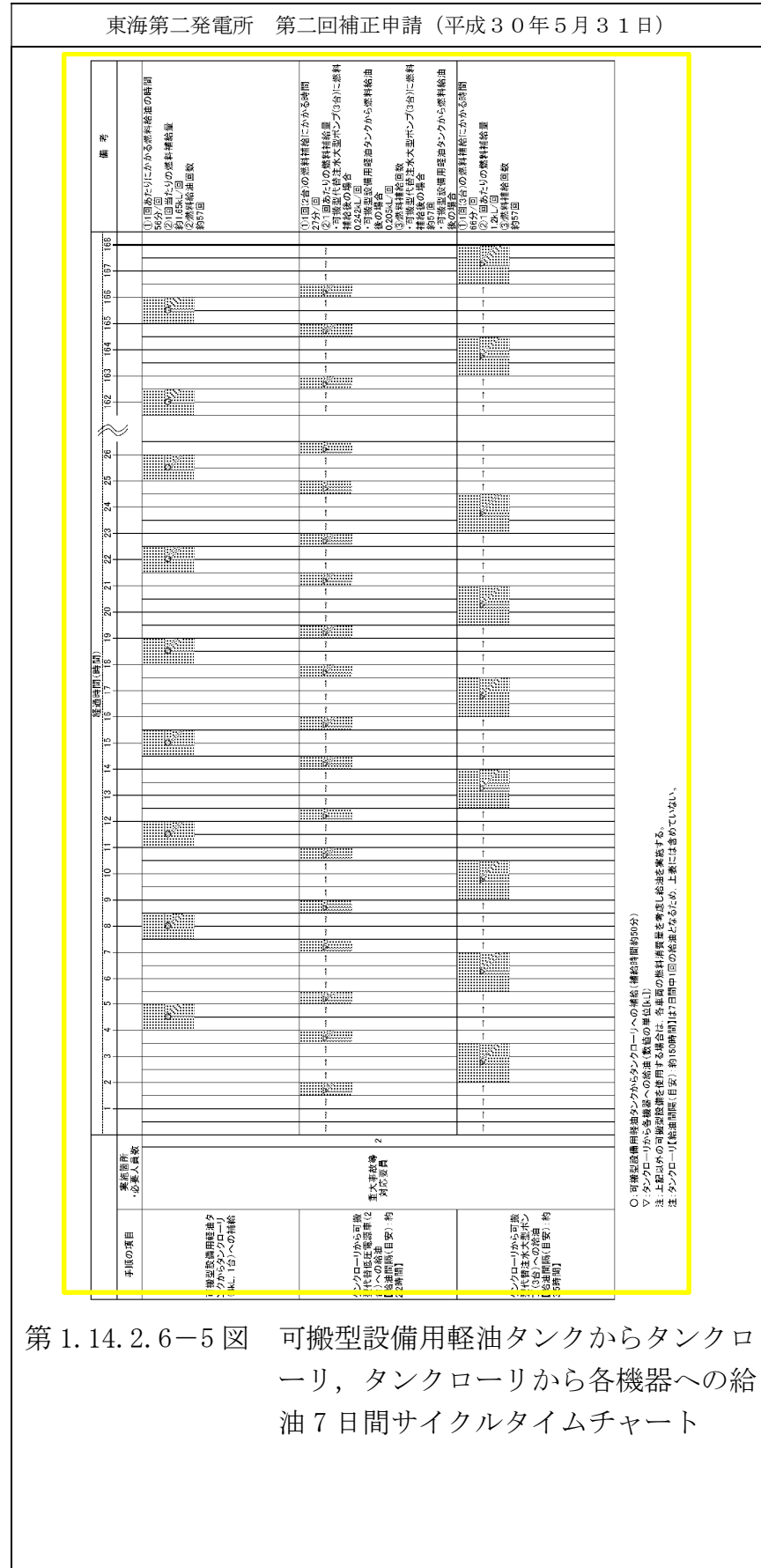
第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

6/21 補正箇所の取扱い



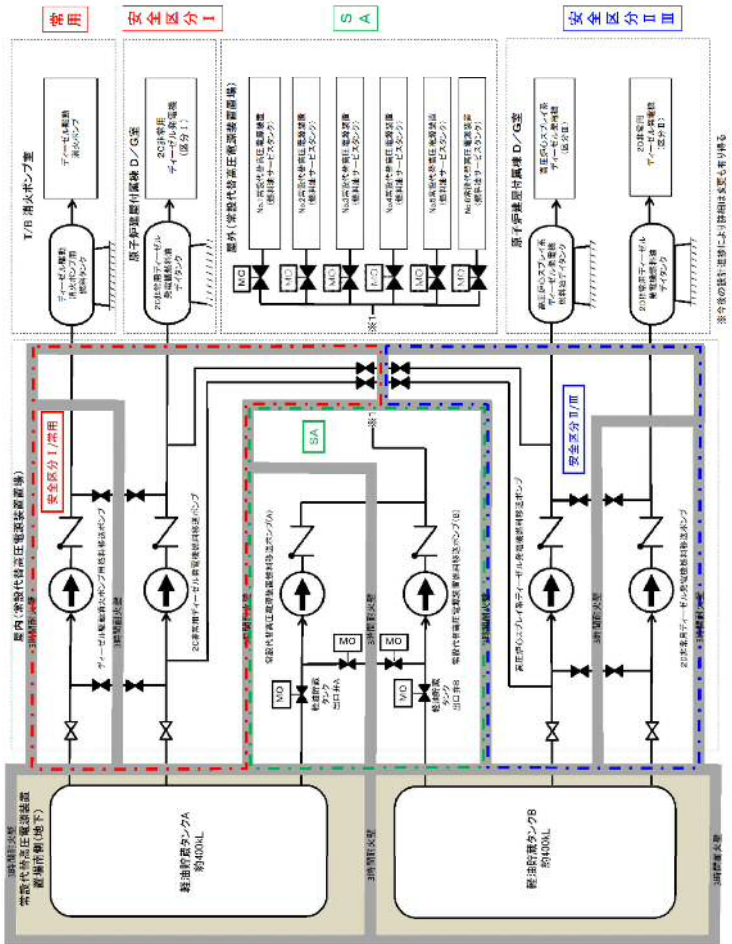
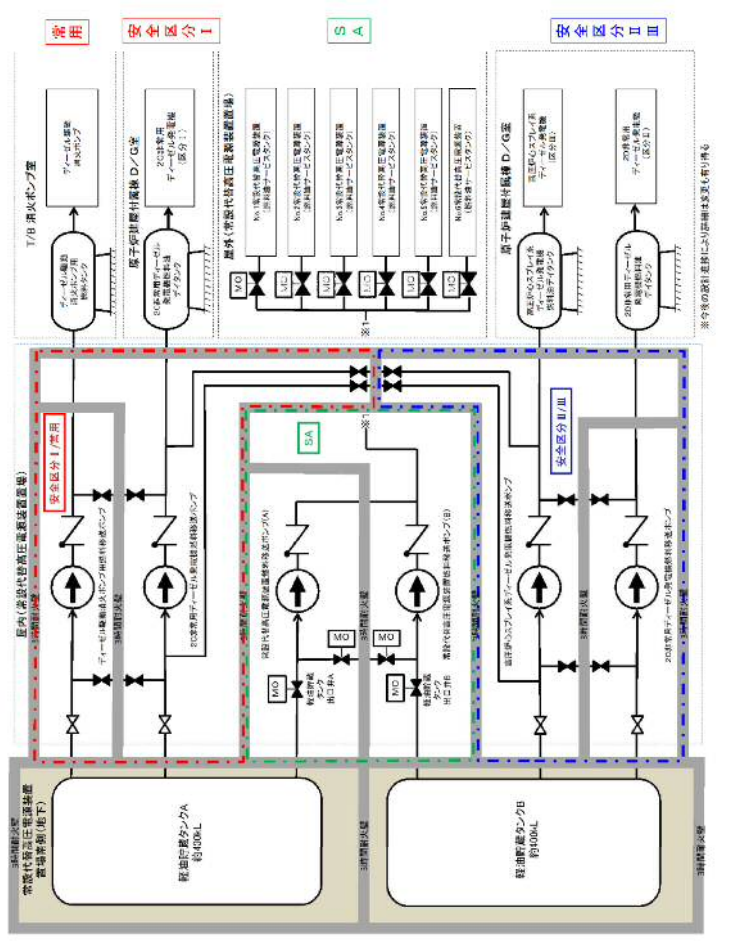
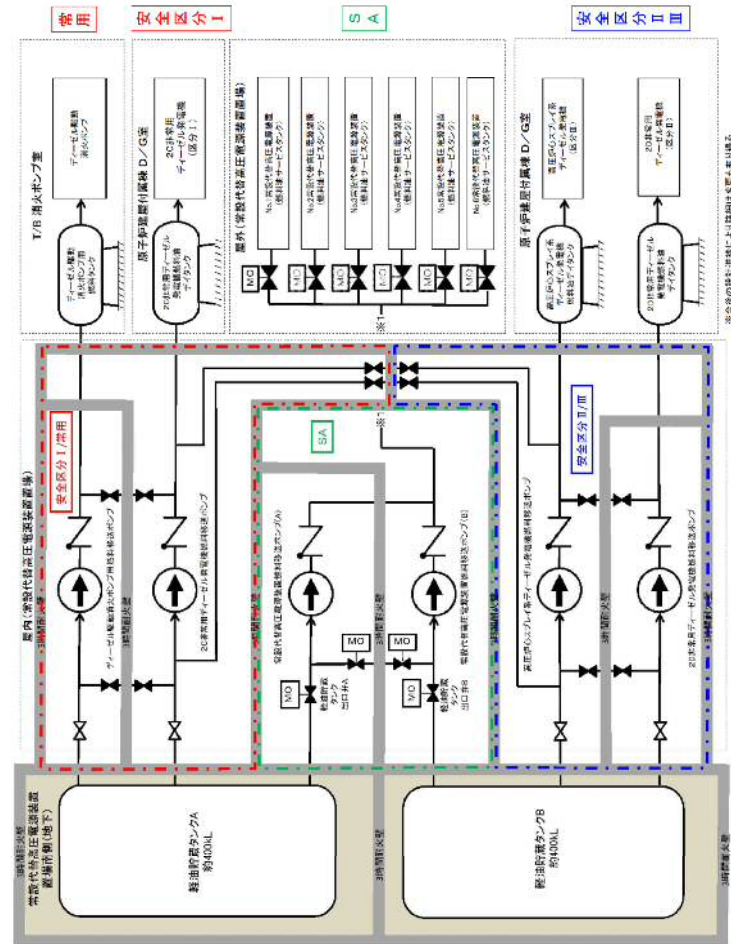
<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）



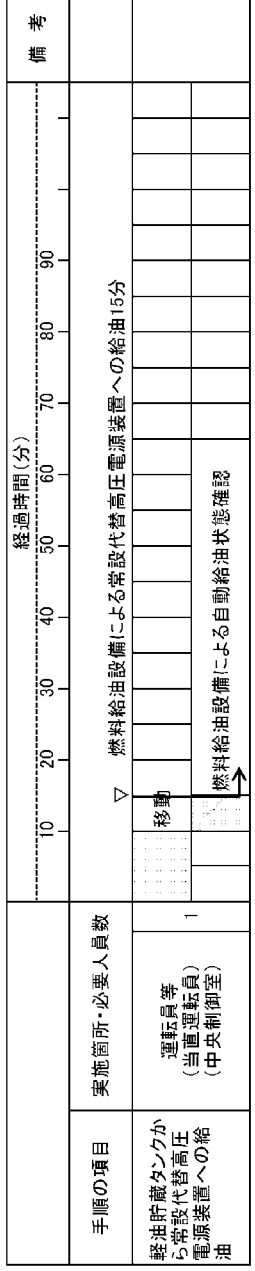
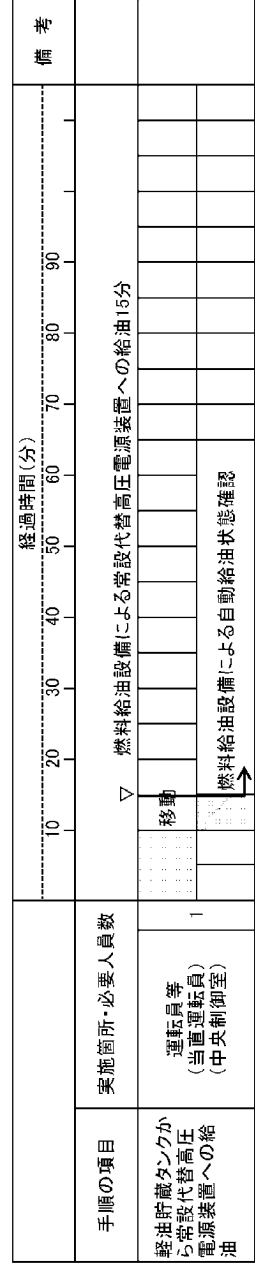
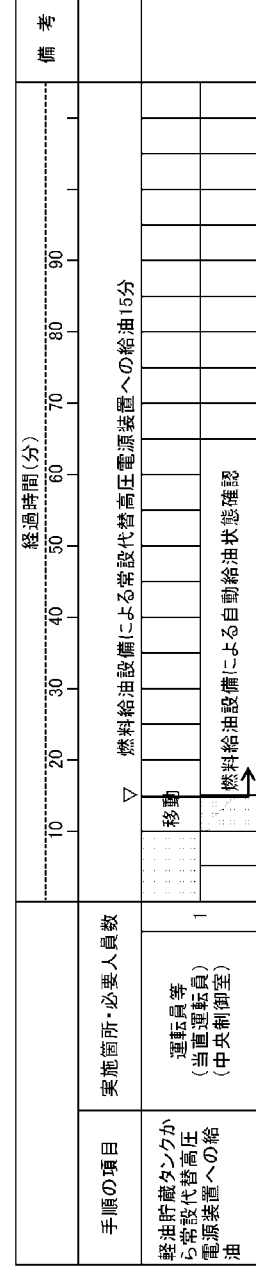
6/21 補正箇所の取扱い

・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更

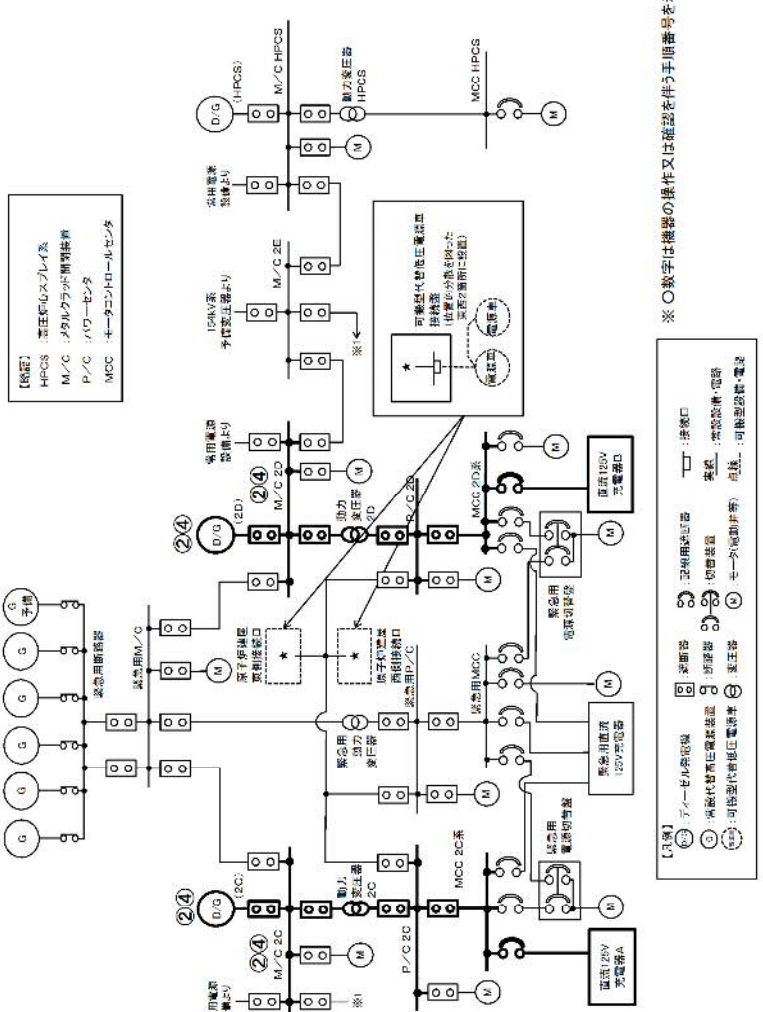
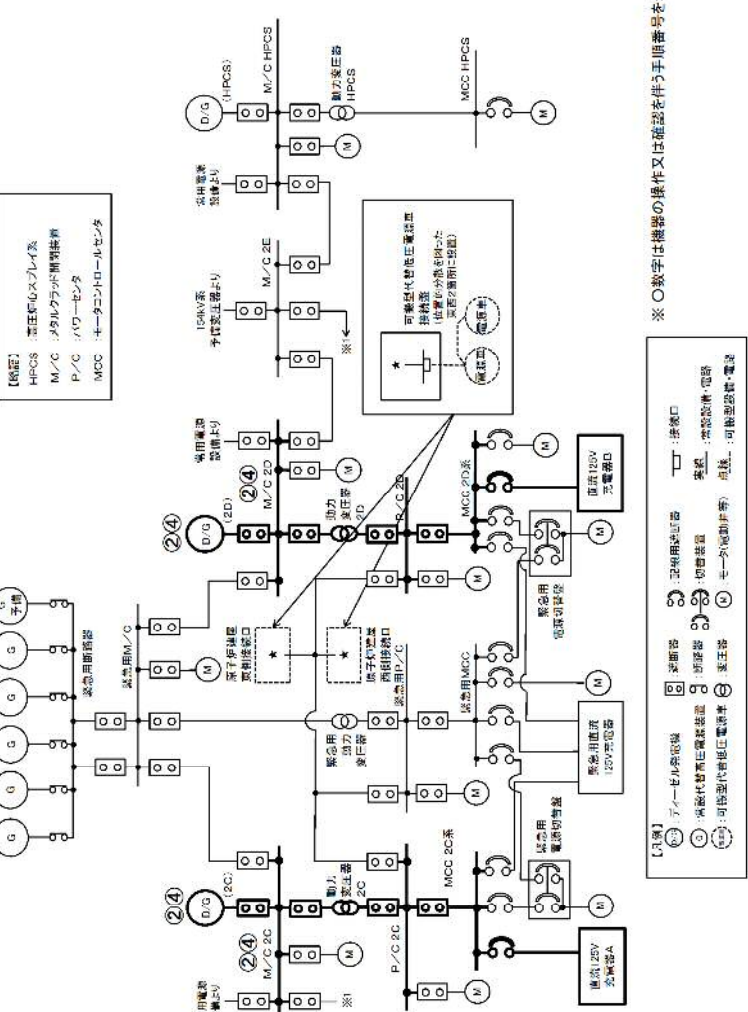
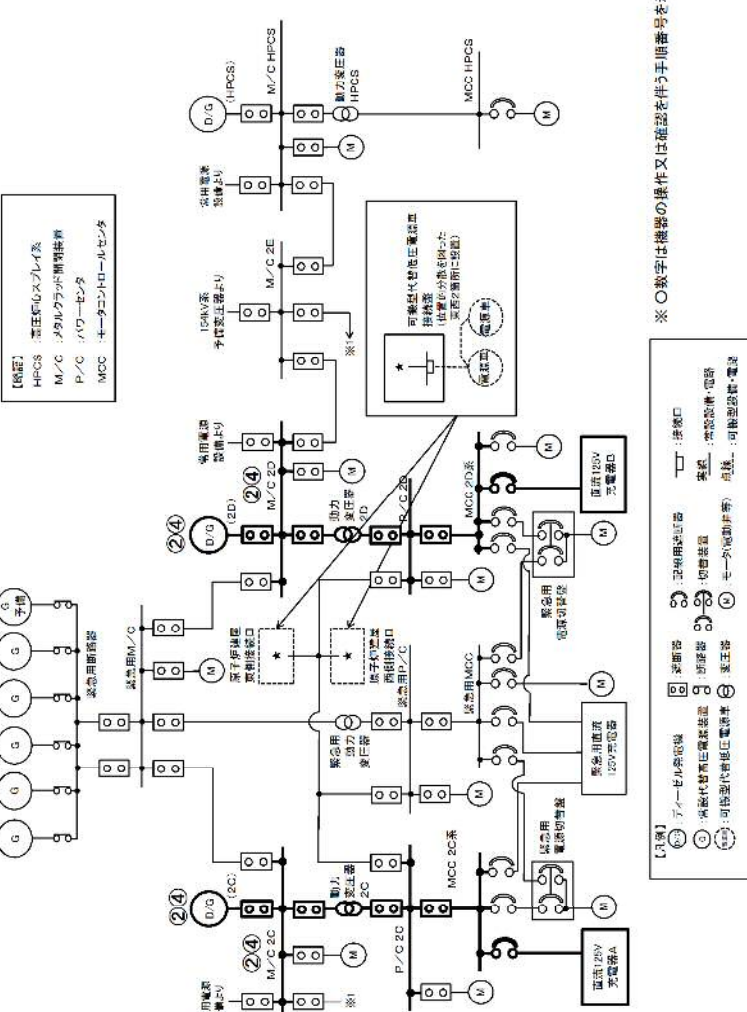
<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>この図は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要を示しています。図には、タンクAとタンクB、各種ポンプ、弁、および安全区分（SA、I、II）が示されています。また、Y/B 消火ポンプ室、原子炉制御建屋 D/G 室、および原子炉建屋 D/G 室の構成も示されています。</p>	 <p>この図は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要を示しています。図には、タンクAとタンクB、各種ポンプ、弁、および安全区分（SA、I、II）が示されています。また、Y/B 消火ポンプ室、原子炉制御建屋 D/G 室、および原子炉建屋 D/G 室の構成も示されています。</p>	 <p>この図は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要を示しています。図には、タンクAとタンクB、各種ポンプ、弁、および安全区分（SA、I、II）が示されています。また、Y/B 消火ポンプ室、原子炉制御建屋 D/G 室、および原子炉建屋 D/G 室の構成も示されています。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1.14.2.6-6 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.6-6 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.6-6 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																																																
<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>  <table border="1" data-bbox="371 304 608 1491"> <tr> <td>手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>経過時間(分)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>移動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>燃料給油設備による自動給油状態確認</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考	軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10				20	移動			25	燃料給油設備による自動給油状態確認	<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>  <table border="1" data-bbox="1172 304 1409 1491"> <tr> <td>手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>経過時間(分)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>移動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>燃料給油設備による自動給油状態確認</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考	軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10				20	移動			25	燃料給油設備による自動給油状態確認	<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>  <table border="1" data-bbox="1973 304 2211 1491"> <tr> <td>手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>経過時間(分)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>移動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>燃料給油設備による自動給油状態確認</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考	軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10				20	移動			25	燃料給油設備による自動給油状態確認	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考																																																
軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10																																																	
		20	移動																																																
		25	燃料給油設備による自動給油状態確認																																																
手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考																																																
軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10																																																	
		20	移動																																																
		25	燃料給油設備による自動給油状態確認																																																
手順の項目	実施箇所・必要人員数	経過時間(分)	備考																																																
軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	10																																																	
		20	移動																																																
		25	燃料給油設備による自動給油状態確認																																																

<分類種別>  
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）  
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）  
 ③：変更あり（②以外の修正）

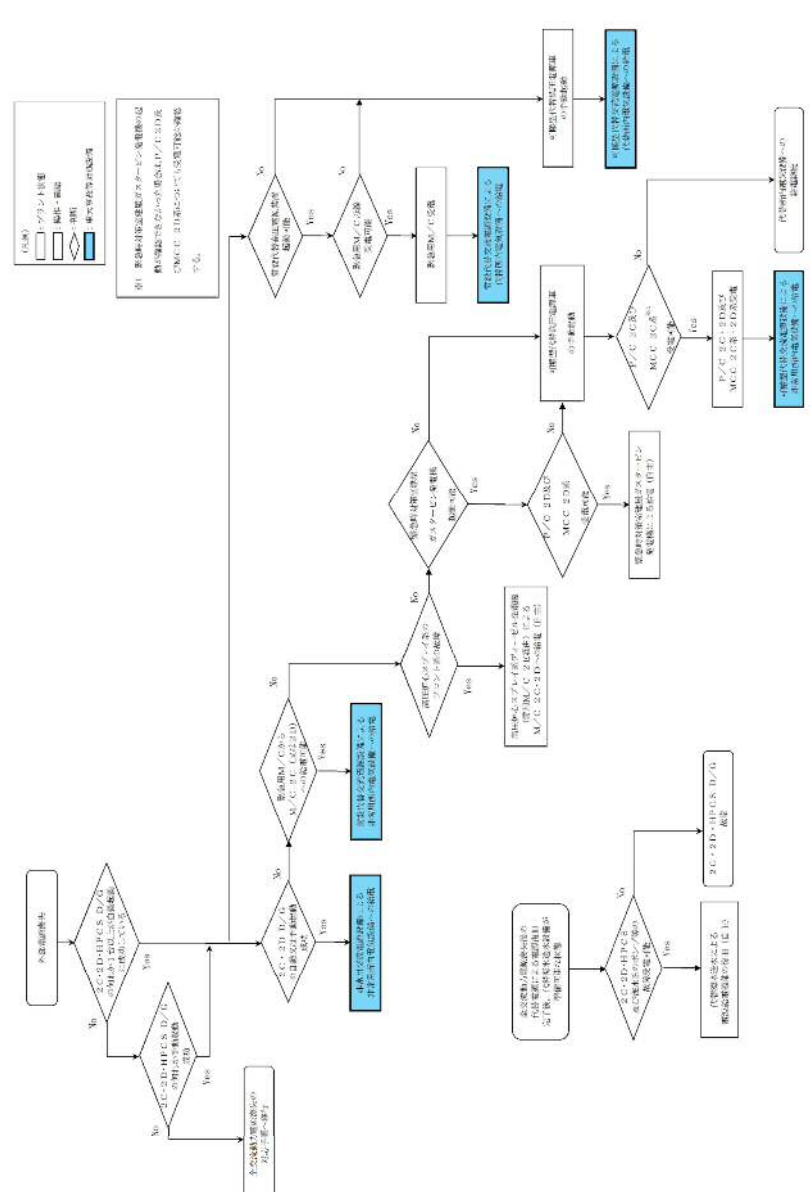
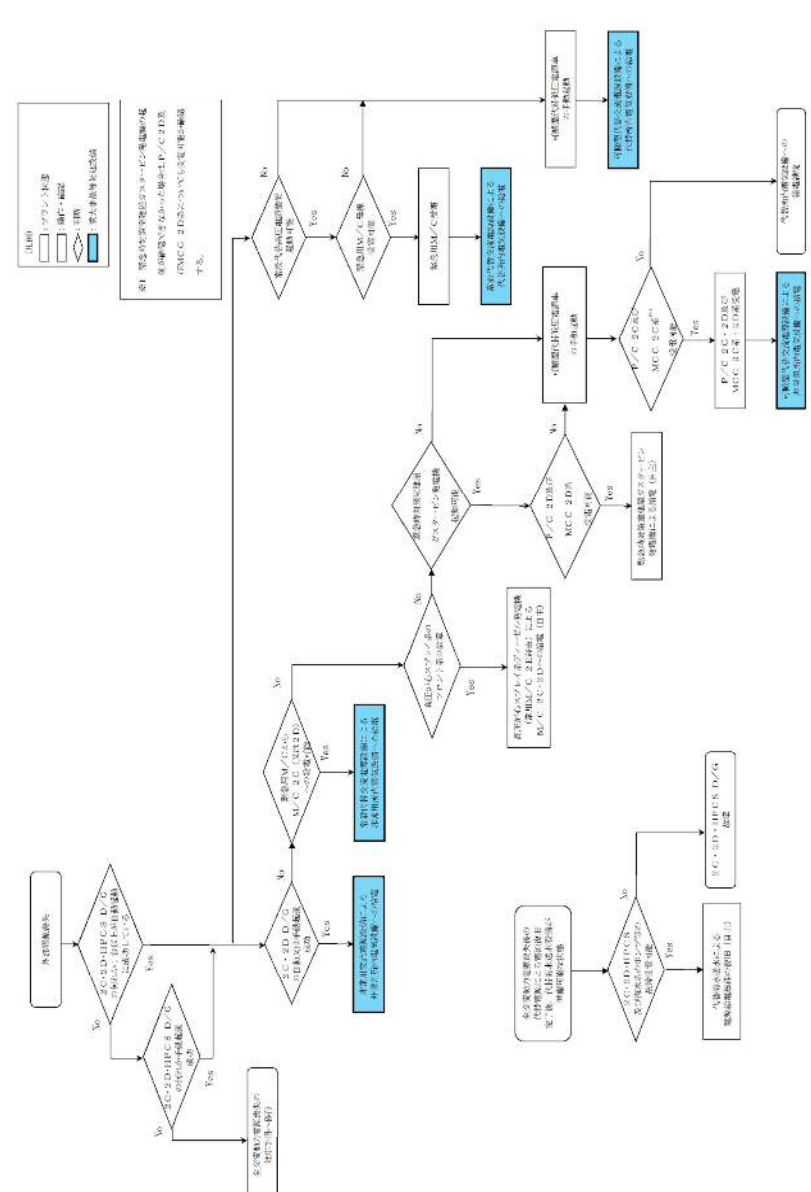
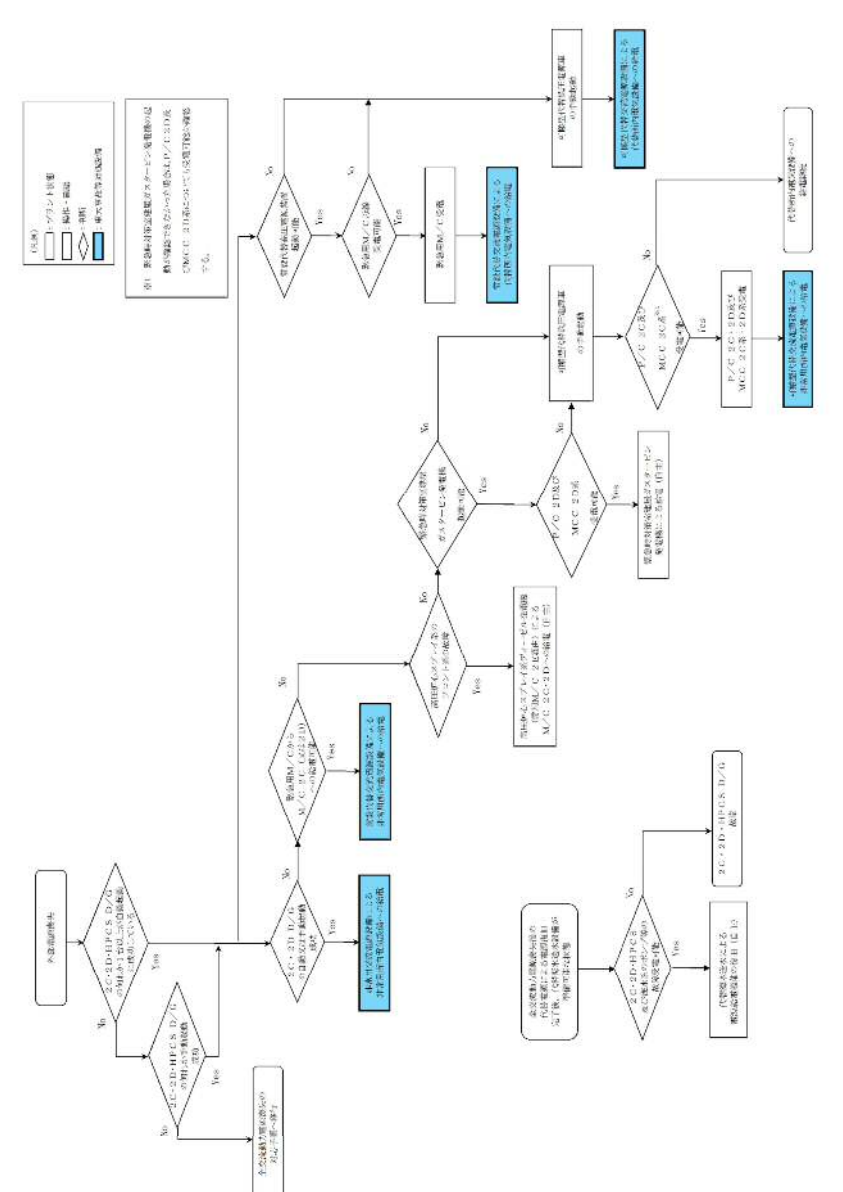
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>【略記】              HPCS 高圧断電スプレイ装置              M/C 遮断機              P/C パワーセンタ              MCC モーターコントロールセンタ</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【略記】              HPCS 高圧断電スプレイ装置              M/C 遮断機              P/C パワーセンタ              MCC モーターコントロールセンタ</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>【略記】              HPCS 高圧断電スプレイ装置              M/C 遮断機              P/C パワーセンタ              MCC モーターコントロールセンタ</p> <p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要</p>	<p>第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による給電手順の概要</p>	<p>第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い																								
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>1</td> <td rowspan="2">                 運転員等                  (当直運転員)                  (中央制御室)             </td> <td rowspan="2">                 経過時間(分)                  10 20 30 40 50 60 70 80 90 100             </td> <td rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認</td> <td></td> </tr> </table>	手順の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>1</td> <td rowspan="2">                 運転員等                  (当直運転員)                  (中央制御室)             </td> <td rowspan="2">                 経過時間(分)                  10 20 30 40 50 60 70 80 90 100             </td> <td rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認</td> <td></td> </tr> </table>	手順の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>1</td> <td rowspan="2">                 運転員等                  (当直運転員)                  (中央制御室)             </td> <td rowspan="2">                 経過時間(分)                  10 20 30 40 50 60 70 80 90 100             </td> <td rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認</td> <td></td> </tr> </table>	手順の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認		<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
手順の項目		2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1				運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																		
	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認																										
手順の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																						
	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認																										
手順の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	1	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	経過時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																						
	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電確認																										
<p>第 1. 14. 2. 7-2 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 7-2 図 非常用交流電源設備による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 7-2 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>																									



<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p> 	<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p> 	<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p> 	
<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	

<分類種別>  
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)  
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)  
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 修正案	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(2) 直流電源喪失時</p>	<p>(2) 直流電源喪失時</p>	<p>(2) 直流電源喪失時</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	